319.02
M692s

②

0009910000

0009910-000

３１９．０２－Ｍ６９２ｓ

最近十年世界外交史

三好貞雄・著

戦争文化研究所

１９４３

ABJ

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２３日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

三好眞雄著

戰爭文化研究所刊

最近十年世界外交史

三好貞雄著

戰爭文化研究所刊

東京都千代田区丸ノ内二ノ八(仲十二号館六号西一二室)
芳澤中國記念事業財團
電話(28)四一〇八番

三好貞雄著

最近十年世界外交史

戰爭文化研究所刊

319.02
M692A

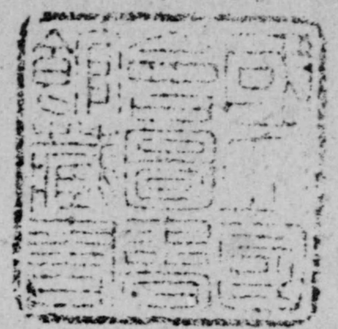

国立国会
35.3.-1
図書館

512592

自序

國を擧げて道に殉ずる、といふ氣魄が要請されること今日の如く切實なるはない。道義に立脚し、建國の精神を世界に光被すべく蹶起した皇國民の一人々々が、眞に道に殉ずる底の覺悟に徹してこそ、始めて此の曠古の大聖戰は完遂されるのである。卽今政治の要諦は卽ち、この徹識を全國民に合理的に自覺せしめるに在る。

外交とは國家と國家との間の政治的交涉の謂であるが、政治的交涉が平和的手段によつて妥結されない場合は、必然そこに戰爭が生ずる。この意味に於て戰爭は政治の繼續であり、また外交の延長であり、形を變へた外交の一手段でもある。畢竟、外交も政治も、武力戰も、國家の生存を主張する爲め、國策遂行の爲め、唯一の手段をそれぞれの面から觀たものに過ぎない。外交戰を總力戰の立場から、筆者は斯く解する

のである。

従て、「戰術は最高の段階に於て政治となる」とすれば、苛烈なる戰爭裡にも、それが苛烈なればなるほど、外交の健在が主張されるのである。武力戰が外交戰と遊離されることを許されないとゝもに、外交戰もまた武力戰と遊離されることを許されない。總力戰が、國民の一人々々に最高度の奉仕を要求するものであるとすれば、外交戰は國外に向つて國家の主張を貫徹するための手段であるとゝも、返照して、その要求する國策を自國民の全てに亘つて徹見させる爲の手段でもなければならない。斯くして外交と政治は同義語となる。本書は斯様な觀點から、過去十年の世界外交史實に基いて、筆者の外交史觀を展開したものであつて、ヒトラー、ムソリーニの演說等を殊更に多く引用したのは、此故に外ならない。別して、ヒトヲーの如きは、重大なる外交交涉に當つては、必ず事前に國會を通じて卽ち國民の聲の形に於て當該交涉國に呼びかけ、もしそれが爲し得られないときは、必ず速かに事後に於て國民

に懇切に報告して之を國民の意志とすることに努力してゐるところは、流石に總力戰に於ける外交戰の眞髓を把握してゐるものといはざるを得ない。

本書に引用した獨逸關係文書は獨逸大使館提供のものを多く使用した。この點に於て同大使館綱島政吉兄の友情に負ふところ大である。またヒトラーの演說は堀眞琴氏の「我が新秩序」及び原田瓊生氏の譯、更に「マイン・カムプ」は外務省情報部譯、眞鍋良一氏譯、石川準十郎氏「マイン・カムプ研究」等、ゲーリングの演說は高野瀏氏譯「永遠の民族」に多く負ひ、ムソリーニの演說は殆んど全て下位春吉氏の譯文に據つた。以上既知未知の諸先輩に厚く謝する次第である。

因と本書の上梓は、筆者が昭和十四年報知新聞を却り、紀元の佳節に際し、折から新聞使節として獨伊に使して歸朝した恩師坂口二郎氏に率ひられて三國同盟締結、對米・英戰斷行の旗幟の下に「大民」新聞創刊に參劃し、些か樞軸外交强化に盡瘁せる滿三年間の行務記錄の集積である。已にして所期の目的を達し昭和十七年二月十一日再

び一讀書人に還り、ノート整理中を畏友木原信二君に發見され、刊行を慫慂されたことにその端を發してゐる。奇才木原君は、戰爭文化研究所と日本人文社を携げ孤軍奮闘の努力の士である。同君無りせば本書は或は生れ出なかつたかも知れないのである。而も本書の如き眇たる著も、諸先輩の指導及び隱れたる恩人の庇護等なくしては、呱々の聲をあげ得なかつたであらう。今更、沁々と學恩なるものを感ずる次第である。殊に感慨に堪へないのは、筆者等の新聞記者としての青春を捧げつくした報知新聞社の今や既に亡きことである。今日の如き國家存亡の秋にこそ、傳統あり魂ある大言論機關の「社を擧げて道に殉ずる」底の活躍が要請されるのである。それを期待すればこそ、それを樂しみにこそ、筆者の如きは垢を含んでまで社運挽回に粉骨したのであるが、經營者及び筆政の中核體、爲すところ悉くその當を失し、遂に我國言論史上に一汚點を印せしめたのであつた。嘻。

昭和十八年八月

三好貞雄誌

最近十年世界外交史 目次

第一篇 東亞の變局

第一章 滿洲事變發生の國際的環境（世界恐慌）……一

第二章 アメリカの「極東」政策（スティムソン・ドクトリーンの檢討）……六

第三章 滿洲事變の世界史的意義……四四

第一節 何故に滿洲事變は起きたか（ヴェルサイユ・ワシントン體制の僞裝）……四四

第二節 國際聯盟と滿洲事變の經過……五二

第三節 リットン報告書に現れた舊秩序維持意識……六一

第四節　滿洲建國の意義（大東亞廣域圏の理念と新しき國際關係）……六七
第五節　國際聯盟脫退とその國際的影響……七六

第二篇　歐洲の變局

第一章　イギリスの衰退……八一

第一節　國際貿易に於ける後退……八一
第二節　大英帝國の遠心作用……八二
第三節　海上權力の凋落……八九
第四節　廣域經濟圏建設難（ワールド・パワーとしての最後の足掻き）……九九

第二章　ドイツのヴェルサイユ體制への挑戰……一〇六

第一節　ヴェルサイユの鐵鎖……一一三
第二節　ナチス・ドイツの蹶起……一一六
第三節　民族國家の外交政策（ナチスのユダヤ人排斥の意義）……一二二
第四節　國際聯盟及び軍縮會議脫退……一二八
第五節　獨・波不侵略條約の締結（ドイツ外交の方向決定）……一三二
　△獨・波不侵略條約とその政治的意義△ナチス外交のその後の方向
第六節　ドイツ最初の舊領土回收（ザールの復歸）……一三七
第七節　再軍備宣言と義務兵役制の實施△ドイツ國民の歡喜と歐洲諸國の驚愕
　△再軍備宣言と義務兵役制の實施△ドイツ國民の歡喜と……一四二

第四章　新秩序一歩前進・舊秩序一歩後退外交の時代……一四八

第一節　日本のワシントン海軍軍備制限條約の廢棄……一四八
第二節　ストレーザ・フロント（ドイツの國際的孤立）……一五〇
第三節　獨・英海軍協定……一五八

第三章　イタリヤの世界舊秩序への鬪爭……一六二

第一節　ファッショ・イタリヤとヴェルサイユ體制……一六二

第二節　エチオピア戰爭の思想的背景（ムソリーニの人口政策とヒトラーの人口政策）……一六四

第三節　エチオピア戰爭と之を繞る外交戰（新舊兩陣營への分裂、對立）……一七一

第四章　エチオピア戰爭の國際的影響……一八九

第一節　國際聯盟の沒落……一八九

第二節　獨・伊提携から血盟へ……一九六

△ラインランド再武裝とロカルノ條約の破棄△獨・墺政治協定の成立△獨・伊接近とスペイン內亂

第三篇　國際共產主義と國際金權政治との抱合時代

第一章　共產主義國と民主主義國との相互牽引……二〇七

第一節　コミンテルン七全大會への馴致情勢……二〇八

第二節　第三インターナショナル對第二インターナショナル……二一一

△フランスに於ける共產黨と社會黨との共同戰線協定

△スペイン勞働大衆に對する卽時共同援助組織の提議

第三節　ソ聯邦外交政策の轉向とフランスの對蘇接近……二一三

第四節　コミンテルンの戰線統一擴大運動……二一七

第五節　七全大會、人民戰線戰術の採用……二二〇

第二章　歐洲に於ける人民戰線の展開……二二三

第一節　フランスに於ける人民戰線內閣の成立……二二三

△總選擧の勝利とブルム人民戰線內閣の成立△人民戰線內閣を誘致したフランス國內事情△ブルム內閣に對する民心の離反

第二節　スペイン內亂の勃發……二三〇

第三節　スペイン內亂を繞る列強の虛實戰……二三五

△英佛の不干渉提議△ヒトラー歐洲の危機を說く△ブルム人民戰線內閣の退場△レーニンの言葉は否定された△防共陣營に揚つた凱歌 …… 二四八
第四節 地中海問題 …… 二四八
一、地中海に於ける伊英佛の立場 …… 二四八
二、西地中海問題 …… 二五〇
△イーデン外交からチエムバレン外交へ△伊・英紳士協定とその再確認
三、東地中海問題（モントルー海峽條約） …… 二五六
第三章 東亞に於ける人民戰線の展開 …… 二五九
第一節 支那に於ける人民戰線卽抗日戰線の結成 …… 二五九
△中國共產黨窮境打開の策△七全大會に於けるヂミトロフの支那赤化演說及び決議△大會に於る支那代表の演說
第二節 コミンテルン並に民主主義陣營から觀た支那赤化の特殊性 …… 二六五
第三節 中國共產黨の人民戰線運動の具體化 …… 二六九
△八・一抗日宣言△中國共產黨と國民黨との抱合難△統一戰線運動の實體
第四節 統一戰線運動の大詰「西安事件」から支那事變へ …… 二七二
第五節 蘇・支不侵略條約の締結 …… 二七六
第六節 支那赤化の外廓 …… 二七九
第四章 防共協定の成立 …… 二八二
第五章 イギリスの親蘇政策への轉向 …… 二八九
第四篇 世界の動亂
第一章 支那事變の本質 …… 二九三
第一節 支那事變の國際性 …… 二九三

第二節　國共合作の思想的背景 …… 二九七
第三節　東亞の宿命戰としての支那事變 …… 三〇五
第四節　米・英・蘇の對日攻勢 …… 三一三
△ハルの不承認聲明及び日本の劃期的回答△米・英の對日海軍力增强△滿・蘇國境の緊迫

第二章　歐洲地圖の改訂（ドイツの無血征服とその影響） …… 三一六

第一節　ヒトラーの少數民族保護權行使宣言 …… 三一六
第二節　獨・墺合邦問題 …… 三一八
△民族自決主義の不公正△相寄る民族とこれを阻害するもの△ドイツの克服すべき反對△合邦劇大詰の外交戰△獨・墺合邦遂に成る△ヒトラーの國會に於ける演說△合邦の經濟的影響
第三節　ベルリン・ローマ樞軸の「試鍊」 …… 三三七
△三月十六日のムソリーニ演說△ベルリンとローマの交歡

第四節　チェッコ・スロヴァキア問題 …… 三四五
第五節　ミュンヘン會議 …… 三五三
第六節　ミュンヘン會議後の列國 …… 三六四
△獨・英共同宣言△平和の夢を警む△獨・佛共同聲明
第七節　ミュンヘン會議の餘震 …… 三六八
一、ポーランドのテッシェン回收 …… 三六八
二、ハンガリーの便乘、スロヴァキアの自治要求 …… 三七一
三、チェッコ・スロヴァキアの自壞 …… 三七三
第八節　メーメル地方の復歸 …… 三七六
第九節　イタリヤのアルバニア併合 …… 三八〇

第三章　フランスの顚落（同盟・保障機構の崩壞） …… 三八一

第四章　イギリス對獨外交の檢討 …… 三八七

第五篇　第二次歐洲大戰の勃發

第一章　戰爭準備の外交工作 …… 三九五

第一節　對獨包圍網と民主主義陣營の戰爭態勢強化 …… 三九五

△イギリス對獨包圍政策に乘出す△イギリスの再軍備強化

第二節　アメリカの歐洲政局介入（ルーズヴェルトのヒトラー及びムソリーニ宛メッセーヂ） …… 四〇二

第三節　ドイツの獨、英海軍協定及び獨波不侵略條約破棄 …… 四〇八

第四節　獨・伊軍事同盟の締結 …… 四一三

第二章　獨・波關係の緊迫（大戰の直接原因） …… 四一六

第一節　殘されたるヴェルサイユの癌（ポーランド問題） …… 四一六

第二節　ポーランド對獨外交の推移 …… 四一八

一、ナチス勃興以前（佛・波親善時代） …… 四一八

二、對獨接近時代 …… 四二一

三、反蘇親獨より親蘇反獨へ …… 四二五

第三章　民主主義陣營の對獨決戰態勢強化 …… 四二九

第一節　英・波相互援助條約の締結 …… 四二九

第二節　英・佛・蘇三國軍事會談 …… 四三三

第四章　ソ聯邦とドイツの豹變 …… 四三六

第一節　獨・蘇不侵略條約の締結 …… 四三六

第二節　獨・蘇不侵略條約に對するソ聯邦の辯（モロトフ外務人民委員の演說） …… 四三九

第三節　已むを得ざるドイツの術數（東進政策の一時拋棄） …… 四四九

△防共協定强化の流產△ヒトラー東方進出策の拋棄

第五章　獨・波危機の最後的外交戰 …… 四五九

第一節　危機への驀進外交 ……四六〇
一、紛爭の發端　二、イギリスの介入、獨・英交涉における意見
の根本的對立　三、ダラディエ佛首相對ヒトラー獨總統の應酬
四、イギリス政府、獨・波直接交涉の用意ポーランド政府側に在
ることを確言す　五、ポーランド代表遂に來らず　六、獨・英、
獨・波交涉共に破局す
第二節　ヒトラー總統「出師」の演說戰 ……五〇一
第三節　獨・波兩軍戰鬪開始後の外交 ……五一二
一、英・佛の對獨同文通牒 ……五一三
二、ムソリーニ伊首相の仲裁乘出し、イギリスの反對によつて
畫餅に歸す ……五一五
三、英・佛の對獨最後通牒及びチェムバレン首相の對獨宣戰演說
ドイツ國政府の覺書 ……五一八
結　論　世界戰爭への擴大 ……五二九

第一篇　東亞の變局

世界史の大轉換が、「東亞の變局」の發火點乃至中核をなす滿洲事變を中心點としてなされたことは、今更いふまでもない。この東亞の變局は、ひいて歐洲の變局を誘發し、第二次歐洲大戰となり、回歸して大東亞戰爭を惹起し、遂に世界大戰にまで擴大された。本篇は、世界大戰への起點としての、滿洲事變を考察するのであつて、それはまた、「歐洲の變局」への伏線とも見られるのである。今次世界大戰が、世界最終戰の本質をもつてゐるかどうかは別問題としても、世界列强がへとへとになるまでは戰ひ拔くべき長期戰となるべきことは疑ひない。まことに、世界戰の本質に徹することは、東亞の變局の實相を把握することであり、東亞の變局の本質に徹することは、世界戰の實相を把握することにほかならない。

第一章　滿洲事變發生の國際的環境（世界恐慌）

一九二九年から三一年にかけ、世界は不況のどん底に喘いでゐた。三一年には恐慌の嵐が世界を吹き捲つた。一九三一年五月十三日オーストリア最大の銀行クレヂット・アンシュタルトが破產した。この銀行はオーストリア產業の六割と全勞働者の三分の一を直接に支配するのみでなく、プラ

[illegible]ブつのルツボ[illegible]ベルダ業ベルグ[illegible]手[illegible]ヌカレ[illegible]
地と金融的・産業的に特殊關係・信用授與によつて密接な關係を持つてゐるので、忽ちにして恐慌
は東と南ヨーロッパに波及し、ドイツもまた深刻な金融恐慌に襲はれるに至つた。既にこの時まで
にドイツから引上げられた外國短資は三十億マルク以上に上つてゐた。よつてヒンデンブルグ獨大
統領は六月フーヴァー米大統領に親電を發し窮狀を訴へ賠償金支拂延期を懇請した。ドイツ首相ブ
リューニングと外相クルチュースとはまた飛行機でイギリスに飛びマクドナルド首相を訪ね、危機
は國際的性質を帶びてゐるもので、イギリスにも波及することを說いて救濟を訴へた。斯うしてゐ
るうちに七月十三日ドイツのダナート銀行は遂に休業を餘儀なくされ、次いで取引所休業、十六日
より三日間モラトリアム施行と、ドイツ經濟は遂に破産に瀕するに至つた。

イングランド銀行も亦取引騷ぎに見舞はれ、恐慌は遂に大西洋を渡つてアメリカに及んだ。とい
ふ譯は、クレヂット・アンシュタルト銀行は、その運營が過大なる外國資本に依存してゐたからで
ある。卽ち、資本金一億二千五百萬志に對し、赤字一億四百萬志を暴露した此の銀行の外資總額は
七千六百萬志に上り、そのうちイギリス二千七百萬志、アメリカ二千四百萬志が大部分を占め、次
でフランス六百萬志、オランダ六百萬志、スキス六百萬志、ドイツ五百萬志、その他二百萬志で、

正に同銀行の破綻は、ヨーロッパ各國の金本位制の根柢を搖がすものであつたのである。

イギリスを中心としてクレヂット・アンシュタルトの救濟策が講じられつゝある最中、六月二十
日、突如として世界的モラトリアムの提案がホワイト・ハウスから放送された。フーヴァー・モラ
トリアムが是である。それは「アメリカ合衆國は世界經濟に息つぎを與へるため」に「アメリカ政
府は、各國政府間の賠償及び戰債の支拂を一年間延期することを提案する」といふのである。卽ち
一九三一年七月一日から始まる一年間諸外國政府のアメリカ政府に對する債務の支拂延期を、他の
政府も相互に債務支拂を一年間延期することを前提として承諾するといふのであつた。斯くて世界
は今や何時果つべしとも見えない恐慌の前に呆然自失するのみであつた。

然し世界を襲つた恐慌は之が始めてではない。著しいものとしては、一九二九年ウオール街に端
を發したアメリカの恐慌がある。またそれは、一九二八年後半期からヨーロッパ諸國、殊に中部及
び南東部に農業恐慌の形をとつて現れ、農產物の暴落のため國際的に購買力の不振を來たし延いて
アメリカに波及したものであつた。

斯うして、一九二九——三一年の世界恐慌の原因を遡つて、突きつめて求めて行くと、結局それ
は、ヴェルサイユ條約の冒した過誤に歸することが出來るのである。前記フーヴァー・モラトリア

ムが一年間延期するといつたヨーロッパ諸國の對米債務なるものも、いふまでもなくそれは、第一次歐洲大戰に於て戰費のためにアメリカから借款したものなのである。その債務をヨーロッパ諸國がアメリカに返濟し得ないのは、ドイツから賠償金が思ふやうに入らないからだといふのであつた斯うしてヨーロッパの經濟界と政局とは、一九一八年以來互ひに戰後疲弊の責任を他になすり合ひ彌縫と僞瞞とを續けて來たのである。それが世界恐慌の眞の原因であつた。

かくてヨーロッパは己れの「僞裝」の葬衣に包まれて、あへなくも死んで行かねばならないのか。

これ實に省察力ある人々が、既に二十年も前から憂慮してゐるところの、眞に悲痛な質問である。この言を成す所以のものは、歷史的事件の發生する毎に、永續的な僞裝、及び現はれては消え、消えてはまた現はれる僞裝の網に押し包まれて、ヨーロッパがその暴威の支配下にのた打つて苦しめられるやうになつたのは特に世界大戰後のことである。

例へば、戰償のそれの如き、極めて重大なる僞裝である。最初の頃はドイツが兆といふ天文學的な、呆れて物も言へぬ數字の金額を、支拂ひ得べきものなりと、本氣に信ずるかの如く裝ほうた。その後、時のたつにつれて、この風癲病院向きの妄想は、漸次その容積を減じたが、それでもなほ多年、ロンドンからスパーに、スパーからローザンヌに、この僞裝を材料にして、ふざけ廻つてゐたが、その間に印刷させた無用の書類の山の下に今日ではやうやう埋め盡されたやうだ。

この戰償の僞裝が一掃される間にも、聯合國間の戰債の僞裝は、まだどうともしないで、依然として殘つてゐた。この債務がいつか支拂はれるであらうと信ずるかの如く裝ほひつゞけた。今では誰も皆その支拂が物質的にも、特に精神的にも、不可能であることを知り抜いてゐる。それにも拘はらず、支拂期日たる六月十五日と十二月十五日との莊嚴無比なる「時」の鐘が鳴り渡ると、歐洲各國政府はアメリカに對して、これこれ斯く斯くの次第により、支拂不可能の事情にあるとアメリカは愼重に一々之を討究審議した上で、之を議事日程に移す。この僞裝は今日もなほ續いてゐて、その肚の底には、すべての剝製の僞裝の害毒を藏してゐる。

これはムソリーニが、彼れ獨特の痛烈な筆を以て、歐洲の僞瞞政治を抉つた一節であるが、たゞにヨーロッパといはず、アメリカもまた、否殆んど全世界が、今やその僞裝の重荷に堪へ得なくなつた時が來たのであつた。

千三百二十億金マルクといふ、正に天文學的數字の賠償金を押つけられた戰敗國ドイツは、その支拂の義務（の一端でも）を果すためには、國內產業に拍車をかけて輸出增進の途を採るほかはなかつた。そのためには國內の產業を合理化し、勞賃を引き下げ、極度に物價を低下せしめなければならなかつた。之に對して諸國は、自國の產業を保護するためには次から次へと關稅障壁を高め、以て之を防衞しなければならなかつた。かゝる保護關稅政策は國內に於ける不良產業の維持、過度の國產奬勵による生產過剩、延いて對手國の報復的關稅の挑發による自國輸出貿易の不振……斯くて世界恐慌……と、世界はどうにもならない此の恐慌に直面して、始めてヴェルサイユ條約の過誤

を諦らなければならなかつた。

この秋であつた。この世界不正の根源ヴェルサイユ＝ワシントン體制が、東亞の一角から崩れかかつて來たのは。

「一九三一年九月十八日、ワシントン駐剳英代理大使から英國政府の金本位停止の報を受けてゐる眞最中——殆んど同時刻に——滿洲事變が突發したのである。突然、西洋から東洋へかけて世界は、政治的にも經濟的にも、根柢から震盪してゐるかに見えた」と當時のアメリカ國務長官スティムソンは、その著『極東の危機』に書いてゐる。

第二章　アメリカの「極東政策」（スティムソン・ドクトリンの檢討）

滿洲事變は、端的にいへばヴェルサイユ＝ワシントン體制否認の曉鐘である。だから滿洲事變其ものを否定し、日本に對して眞向から反對したのはアメリカである。眞珠灣に米艦隊を集結して實力發動をも敢て辭せざる勢ひを示したのもアメリカである。イギリスが追隨しなかつた爲に遂に無爲に終つたが、此アメリカの對日强硬方針を最もよく體現したものは當時の米國務長官スティムソンである。所謂スティムソン・ドクトリンの提唱者である彼は後に『極東の危機』といふが書を公にして、彼の施策を辯護してゐる。その序文に曰く（清澤洌譯による、以下同じ）

我等は今斬しい、そして相互依存の世界に住んでゐる。そこには常に平和と戰爭の問題が去來してゐる。國際聯盟規約、パリ條約及び極東に關する九ケ國條約は、これ等の問題の解決に資せんために、世界大戰以來なされたる三つの大きな努力を代表するものであらう。

卽ちアングロ・サクソンの世界制覇——世界資源獨占を成文化したヴェルサイユ條約（この條約を神聖化する機構として考案された國際聯盟）アメリカ自身は內爭のため自國大統領ウィルソンの創案した國際聯盟には加はらなかつたのでこの補强工作としてアメリカが中心になつて作り上げたパリ條約（ケロッグ・ブリアン不戰條約）更に日本を大陸から封鎖するためワシントン會議で規定された九ケ國條約、以上の三つがアングロ・サクソンのための世界平和を保障するために彼等がした「三つの大きな努力」の結晶であるとスティムソンは言ふのである。所謂持てる國の現狀維持意識をこれほどハツキリと明言したものは他に類が少ない。

これに對して、世界新秩序を求める現狀打破國は、この「三つの彼等の努力」を抹消しようとするものであることも明白である。抹消しなければ、國家としての生存を保つて行けないのである。生き古い革袋に新しい酒は盛れないのである。生長したものに幼兒の着物は着られないのである。

（註）若槻内閣は九月十九日緊急臨時閣議を開いて、取敢へず事態不擴大の根本方針を決定し、この旨を現地の外務、軍事の出先き官憲及び在外使臣に内訓し、二十四日に至つて内外に向つて公式に第一次聲明を發した。その内容は日本の行動は自衞權の發動であること、日本は滿洲に領土的野心のないこと、日本軍隊を可及的速かに鐵道附屬地帶内に引かせることの三つであつた。

んがため、仲びんがための日本の前途に必然的に横はつた障碍を排した滿洲事變は、たしかに世界現狀打破の曉鐘であつた。これを英米流の現狀維持の立場から英米人の眼を以て觀察し、英米の代辯のやうな聲明を繰返し、米・英の現狀維持外交と歩調を合せようと頑張つたのが、外相幣原喜重郎を中心とする所謂幣原外交である（註）。幣原外交の正體をスティムソンをして語らしめよう。

一九三一年九月當時、政局を擔當してゐた政治家は、穩健派に屬し、西洋思想に傾く運動の指導者たちであつた。濱口内閣の後繼内閣の首班には、曾てロンドン海軍會議に首席全權だつた若槻禮次郎氏が据つた。外務相は特に支那に對する自由主義的政策で知られた幣原喜重郎男が牛耳つてゐた。

世界的經濟恐慌の眞最中に發生した滿洲事變、スティムソンの言を以てすれば「それは實に絶好の機會」に勃發した滿洲事變の報を聞いた米國務省は「極東における新たな國際的危機の重荷を背負ふべき場合でないと考へてゐた。實際、國務省は、極東の新情勢なくとも、すでに他の困難な諸問題に忙殺されてゐた」ため、茫然として爲すところを知らなかつた。況や彼等が、滿洲事變の世

界史的意義を把握することなどは、此際思ひもよらなかつた。たゞ取敢ず依倚するところは、彼等と同じ眼を以て滿洲事變を見るであらう幣原外交であつた。

滿洲の特殊な狀勢に當面して國務省がとるべき政策については、何等の異見も對立することはなかつた。われわれは日本の外務省及び幣原氏に對して、自由に事態を收拾させる機會を與へることの賢明さを信じた。それと同時に、一方において日本國民の感情を刺戟しないために非常な用心が肝腎であるが、また他方における眞相を明白に認める必要がある。もし軍部がその意志を貫徹し幣原が結局讓歩すればその結果、戰後の條約により定められた國際平和機構は致命傷を受ける。一九二九年夏から秋にかけ、パリ條約の批准を祝福する最中、北滿においてロシヤと支那の紛爭が勃發した。米國々務省は、新しく誕生した不戰條約に從ひ、直ちに世界の輿論を指導して、ロシヤ、支那兩國に對して條約違反を注意した。その當時の記憶は、はしなくもわれわれの心に浮び出たのである。

かくしてこれら二つの相反する危險に直面して、余は、九月二十三日、次のやうに日記に記した。

「余の問題は、日本をして我々が見守りつゝあることを知らしめ、それと同時に正しい側にある幣原氏を助けるやうな方法で工作し、國家主義者の擾動に利用されないやうにすることだ」

卽ちスティムソンは、日本國内に二つの對立せる對外政策の潮流を想定してゐるのである。それを常識的に親英米派と反英米派に分けるならば、或意味ではスティムソンの觀察も正しいと云へるが、日本の根本國策に對立せる二つの流れがあると想定したら、それは大へんな認識不足である。而してアメリカは、この認識不足を遂に日米開戰にまで持ち來したのであつた。この意味で、ステ

（註）信夫淳三郎は「〃我々の執らむとする政策と全然一致する〃ワシントン條約の〃精神に依つて始終せむとする〃のが幣原外相の外交政策の基調」であるといつてゐる。（「近代日本外交史」二六五頁）

ィムソンの言說は吟味さるべき外交史的價値を有つものである。その吟味を、日本外交界に於て幣原外交とは全く對蹠的立場にある本多熊太郎氏の言を引用しつゝ試みて見よう。本多氏は

幣原外交の特質は、華府條約體制の盲從であり死守である。之は大正十三年初頭加藤伯首班として成立した護憲三派內閣の外相として、就職當日のステートメントに於て「自分の外交方針はヴェルサイユ條約及華府諸條約に體現せられてゐる國際正義の支持徹底にある」と聲明した幣原君の否定しないところであらう。（本多熊太郎著「日支事變外交觀」三七六頁）

と云つてゐる（註）。これはまことにスティムソンの幣原外交に對する定義づけと符節を合し、これでは成程、スティムソンが「幣原を助けるやうな方法で工作し」たことも尤もであると思はせるのである。本多氏はまた曰く

九・一八事件の第一報を受取つたスティムソンは直ちに、幣原外相を代表者とする文治派自由主義派と軍部との對立といふ想定を前提とし、此想定の下に幣原君を支持し、其地位を強化して幣原一派をして軍部を仰へ付けさせると云ふことを目標とするの對策を定めたのでゐる。所謂「離

間して、そして、制馭する」（ディヴァイド・アンド・ルール）と云ふアングロ・サクソン得意の反間策なのである。（同書三八〇頁）

本多氏はスティムソンの對日外交をこのやうに論斷してゐるが、この幣原外交に體現された對英米媚態外交なるものが、第一次世界大戰以來日本を支配した外交政策であつた。スティムソンも亦よく之を知つてゐた。卽ち彼は曰く

日本は日英同盟の消滅を容認し、斯くてワシントン會議後の解決を、可能ならしめた。又日本は合衆國議會が日本人の入國者を處理するに當つて、日本に對し不必要且つ無禮な方法をとると思はれた時に際しても、一貫せる非報復的政策を實行したのであつた。

以上の外、一九三〇年のロンドンの海軍條約の批准に際して時の民政黨內閣がとつた經過に於ても、國際關係の近代的見解に對して日本の責任感と忠實との一例を觀ることが出來たのである。

この件に就ては、彼等は、關係國の中にても、最も困難な立場に立つてゐた。

このロンドン海軍條約は、日本に於ける海軍當局にとり最も不人氣であつた。然し濱口首相は、遂に最後に、その生命を失ふが如き猛烈な反對に直面しつゝも遂に之が批准を敢行したのである。續いてロンドンに於て日本主席全權であつて、同條約の批准を得るために活動した若槻氏が

首相になつた。

日本政府は、斯くしてこの十年間、國際間に於て、善良な公民としての異常な記録を作つたのである。

スティムソンによつて、日本は右のやうに國際間の『善良な公民』として稱揚されてゐる。之に對して本多氏は

國際間の例外的良民だつたとの英米の歎きにも拘らず、日本は華府體制を一つ一つづゝ破棄して敢然として其の當然の使命、其宿命的のゴールに向つて進みつゝある。世界的良民の典型的指導者として英米の政府者流から推奨された幣原外相も今日では、最早や過去の人として國民大衆の視聽より遠くなつてゐる。併し所謂幣原外交なるものは、實は太平の爛熟期、或は又民族生活の疲勞若くは倦怠期に往々起り勝ちな偸安姑息病、避難就易症の表現に過ぎないのだ。だから人が代つても同一病症が起り得るのである。幣原君には洵に氣の毒の次第であるが、幣原外交といふ言葉は今や斯うした一種の病的思想の表現である無氣力、無經綸の外交に對する便宜上の形容詞として、用ゐられてゐる……(同書三八四頁)。

だから今後と雖も、幣原外交の再擡頭といふことは、あり得るのであると本多氏は警告してゐるのである。敢て筆者の卑見を以てせず、陸奥・小村外交の繼承者たる日本外交界の長老の言を借りて、先づ幣原外交の吟味をなした所以は、この警告に讀者と共に傾聽したかつたからである。

幣原外交に對する本多氏の批判は犀利であり、嚴正である。民心が弛緩した世紀末的(ファンドシエークル)外交を幣原外交といふ形容詞を以て呼ぶとすれば、ドイツにも亦幣原外交があつた。第一次大戰後、列强の鼻息を窺ふに汲々としたドツイの協調外交時代がそれである。ヒトラーは、まだ政權を取らない前、このドイツの世紀末的外交に憤懣やる方なく、ナチチ黨員を叱咤するため外交の本義を「マイン・カムプ」の中で說いて、斯う云つてゐる。

一番厄介なのは彼の自らインテリと稱する者どもであつた。彼等は主知主義の弊に陷り、個人としても將たまた國民としても最も必要な自己保存または生活の本能といふべき力を喪つてゐた。彼等は己が聊かも知るところなきに係らず、自ら識者を裝うて他人を上から見下だし、一とかどの外交通を以て任じてゐる。そのくせ外交の根幹をなす冷靜な思慮判斷は聊かも持ち合せてゐないのだ。然も當今ドイツの外交を左右する者は、右の如き階級の人々である。彼等はドイツ國民の眞の利害よりせずして、徒らに彼等のイデオロギーを旨として外交の方針を定めんとするの傾向がある。(外務省情報部、國際事情五三五號に據る)

日・獨その挨を一にし、而も大體その時を一にして、『幣原外交』を持つたことは、以て當時の國際潮流を知るに足る。ヒトラーは斯く悲觀的な觀察をなしつゝも「どこか健全な外交的本能といふやうなもの」が國民の胸底に殘つてゐると確信して、「この本能を燃え立たせることが最も得策なりと考へ」て敢然と政治鬪爭を展開したのであつた。日本に於ては、この國民の健全な外交本能がヒトラーの如き指導者によつて覺醒されず、國民の內におのづから鬱勃とし、沸々として滾ぎり、五・一五事件、二・二六事件を頂點とする國民運動となつて現れたのである。

さて滿洲事變は支那の提訴により國際聯盟の俎上に載せられた。また一方、支那は不戰條約違反としてアメリカの對日干涉を懇請した。

スティムソンの筆は斯くて聯盟とアメリカとの提携に及び、彼が聯盟事務總長エリック・ドラモンドと氣脈を通じて聯盟外の國でありながら、アメリカが聯盟を動かして日本の撤兵、滿洲の現狀回復を企てた經緯を述べ、その間ちよいちよいと、「九ケ國條約と不戰條約を持出すことが得策なりと思惟する場合、紛爭當事國がこれら條約調印國に對して負へる義務を喚起するであらう」と傳家の寶刀をのぞかせてゐるのである。卽ち彼は先づ十月十六日には聯盟理事長ブリアンの招待狀に應じジュネーヴ駐在アメリカ領事ギルバートに「米國もその一員であるケロッグ・ブリアン條約の適用

をなす時、理事會の討議に參加する權限」を與へ出席せしめた。また十一月のパリに於ける聯盟理事會には、駐英大使ドーズをして聯盟と協同せしめるために派遣した。

斯くするうちに日本國內に於ては若槻內閣が辭職した。スティムソンは「過去三ケ月間の我が米國の政策は、日本の內部から何等かの行動がなされるであらうといふ希望の上に樹てられてゐた。だがその希望は今は失せてしまつた」と失望してゐる(註)。が、若槻の退陣は實は、世界史の大轉換に際しての日本の主役的立場が、滿洲事變によつて開始されたのだといふ、世界觀の把握をなし得つたゝめに時局の重大性に慄し潰されたのであつた。換言すれば、若槻內閣は精神的にも肉體的なかにも、この世界的疾風怒濤(シュツルム・ウント・ドラング)時代に堪へるべく、餘りに弱體であつたのである。然るに、スティムソンは全く之を逆に觀察してゐる。「凡て當分の間は絕望だといふ事は明らかだつた。現在の日本のやうな心構へを持つてゐる國は、その頭を、固いがしかし徐々に動いてゐるところの世界の經濟的、社會的現實に、みづからぶつけるに任せねばならないといふ事は全く明らかであつた。」と

(註) 清澤洌はこの頃を概觀して「外交が事實から離れたといつてもいいし、事實が外交から逸脫したと云つてもいいであらう。どう形容するにしても、日本が有機的一體として活動してゐなかつたことは卽ち疑へない。これは幕末において外交が實勢力を代表しなかつた以來、最初の出來事であつて、政治力の不足がまづ對外的に現れたのである。」といつてゐる。(「外交史」四五四頁)

いふのである。

現狀維持國の立場を闡明したこの言は、其後のアメリカの對日政策を解釋する上に最も役立つものである。

スティムソンの現狀維持策は、若槻內閣退陣の失望も加はつたためであらうが、遂に「滿洲に於ける平和の破壞に對して世界の道義上の不贊成を公式に表明する何等かの方法を求め、尙ほもし出來るならば、その表明の裏に、償ひをなすべき責任を有する側に對して壓迫を加へる一つの制裁をにほはすことが、極めて大切であつた。」といふところまで達した。

斯くて、彼は一九三二年一月七日の覺書に達したのである。彼はその草案を二通り作つた。一つは「單に我が通商權益にのみ亙る狹義なもので、他の一通はケロッグ盟約の下に全般の義務を採り入れた余の望んでゐた形式のものであつた。」それをフーヴァー大領統に提出すると、「一瞬も躊躇されなかつた。私は君の意見に贊成だ。それを廣義の基礎の上に立てようではないか。大統領はかう言はれた」——その覺書は次の通りである。

錦州附近に行はれたる最近の軍事行動に依つて、一九三一年九月十八日以前に存在せる南滿洲の支那共和國政府の最後の殘存せる行政權は破壞された。アメリカ政府は、國際聯盟會議に依つて最近委任されたる中立委員會の活動が、目下日支間に存在する困難の究極的解決を容易ならしめる事を信じるものである。然し乍ら、その現下の狀勢と、アメリカの權利及びそれに伴ふ義務に鑑み、アメリカ政府は支那共和國政府並に日本帝國政府に次の諸項を通告する義務を有するものと思考する。卽ち、アメリカ政府は如何なる事實上の狀態の合法性も認むることを得ず、また此等政府または其の代理機構の間に締結さるゝ條約又は協定にして、合衆國並に支那在留米國市民の條約上の權利（支那共和國の主權、獨立、または領土、行政の保全に關するもの、または一般に門戶開放政策として知らるゝ支那に關する國際政策等に關聯するものをも含む）を侵害するものは之を認むるの意志を有せず、且つまた、日本、支那並にアメリカ合衆國が參加したる一九二八年八月二十七日のパリー條約の契約並に義務に反する手段に依つて、齎らされる如何なる狀勢、條約をも承認せず。

所謂『スティムソン・ドクトリン』なるものがこゝに出來上つたのである。

右のスティムソン・ドクトリンなるものは一讀して明らかなる如く、歷史の齒車を止めようといふのである。既に新しく廻り始めた歷史の齒車を元へ還して現狀に止めようといふのである。スティムソンはこの覺書を、「今や最後的ともいふべき意圖で重大な決心を餘儀なくされた有力な一政府の最後の決意を記錄するためである。かゝる通牒を九ケ國條約或はパリー條約の全調印國の協同行動を目的として論議にかけようとする企ては必然的に躊躇と遲延と漏洩を生ぜしめたであらう」といふので、イギリスにも相談することなくアメリカ獨自の立場に於て作成し五月五日英・佛兩駐米大使に示し、七日に日・支兩大使及び九ケ國條約の他の六調印國の代表者に手交し、八日に發表した。

スティムソンは、勿論イギリスは追隨するものと思ひ込んでゐた。が、その當ては外れた。彼はその經緯を斯う書いてゐる。

我々は當然、我々が採つた立場に對し、大英帝國政府の同情ある理解を要望し、同時に、我々の政策をもつと效果的にするやうにその後の處置に於ても出來る限りの協力を望んでゐたのであつた。全ヨーロッパの國國の中で大英帝國が支那に最も大きな通商的利害を持つてゐたのだ。サリスベリー卿とジョン・ヘイ氏との熱心な協力に依つて、門戸開放政策が一番初めに樹てられたのだつた。バルフオア卿のワシントンに於ての熱心な協力はその政策を九ケ國條約に結晶させ、同時に當時達成された極東に關する一般的解決に極めて助けとなつたのであつた。而して終に過去二ケ年間我政府は、多年英・米兩國の友交關係を特徴づけてゐたところの、親密な理解を最も完全にし之を保持して來たのであつた。我々は多くの事に協力した。即ち一九三〇年のロンドン國際海軍會議の成功、それから又、一九三一年のロンドンに於ける國際金融會議の成功も我我の協力に依つてであつた。この協力は、ケロッグ・ブリアン條約をアメリカが、世界大戰以來國際聯盟に對して保持してゐた强度の孤立主義から最近離脫するのを促進した事に起因するのである。一九二九年十月のラビダン會議に於てマクドナルド首相はフーヴアー大統領と共に次の聲明をなしたのであつた。

英、米兩國政府はこの平和盟約（ケロッグ・ブリアン條約）を我々の友好的意圖の宣言としてのみならずその誓約に從つて我々の國家政策を指導する嚴然たる義務として承認することを決意す。

一月七日の我が通牒はその誓約を實現するためになされた我が政府の最も目ざましい努力であつた。英國に於て最近政府に變更があり、二年以上もの間我々が交涉を持して來た勞働黨内閣に代つて聯立内閣が組織された事を我々は知つてゐた。しかし新政府は過去三ケ月の間協調的努力を以てこの滿洲問題の解決のため參加して來た。我々は英國がたとへ我々の行動に追從する事が何等かの理由で出來ないとしても、我々の行動を同感的に見ないであらうと豫測する理由を持たなかつた。かうした我々の豫測に照らして、我々は實際に起つた事を見て失望したのであつた。一月十一日、英國政府は新聞紙上に一月七日の我が通牒に關する告示を發表した。この告示の内容は大抵の讀者に——特に重大なことは日本政府に——アメリカに對する一つの反撥と考へられるやうなものであつた。

それは支那の主權、獨立、保全の保護について、ケロッグ・ブリアン條約について不法侵略の結果の非承認といふ原則の確保について全然沈默してゐた。それはかくして世界平和の問題、尙ほ又我々の通牒の最も重要な部分であるばかりでなく、國際聯盟及び英國政府の努力を支援して我々がなし來つた過去三ケ月の商議の最も重要な部分である所の世界平和及び支那保全の問題を全然無視してしまつてゐた。その告示は滿洲との今後の貿易關係の單なる問題のみを論じてゐた。

斯くてスティムソン・ドクトリンなるもの丶發表は、當分の間は完全にアメリカの獨り相撲の外はなかつた。スティムソンは、世界はどう動かうとお構ひなく、アメリカの極東外交だけを未來永遠、一九三一年九月十八日以前に釘付けにして了つたのである。これは地球は廻轉しても、俺だけは此の一點に止つてゐるのだといふ論法である。

更にスティムソンはイギリス政府がスティムソン・ドクトリンに對する不贊同の意を發表した告示の全文を文中に引用し、同時に同日のロンドン・タイムス社說をも引用して、イギリス政府の對米

不同調に憤懣の意を洩らしてゐる。

「英國政府は華府に於て締結されたる九ヶ國條約によつて保證されたる滿洲に於ける國際通商上の門戶開放政策を支持す。滿洲事變以來、ジユネーヴの國際聯盟理事會日本代表者は十月三日、日本は滿洲に於いて總ての國民の經濟的活動に對する機會均等門戶開放の原則の擁護者であると聲明した。更に十二月二十八日、日本の總理大臣は、日本が門戶開放政策を固執するものなること及び滿洲の諸事業に於いて各國の參加及び協力を歡迎する旨を聲明した。此等の聲明に鑑みて英國政府は日本政府に對して米國政府の通牒の如き公式通牒を發することを必要と認めず。然しながら倫敦駐劄日本大使に對して本國政府より如上の聲明に關する證明を得られんことを要請した」

英國政府は一月十一日我が國務省に對しても上記と同樣の意味の鄭重なる覺書を手交したが、それは一月十二日迄余の手許に屆かなかつた。

同じ日(一月十一日)しかも右告示と同じ頁に發表されたロンドン・タイムスの社說はこの通告が無視してゐる諸點についてその行爲を肯定する解釋を施してゐた。その社說文は先づ「英國政府がスティムソン氏の通牒に從ふことなく日支兩國政府に通告を發することを拒絕したことは賢明な處置であつた」と冒頭し、次に余の通牒と九ヶ國條約を揭げた後更に次の如く論じた。

その條項(九ヶ國條約の條項)を援用するに當つて、アメリカ政府は、日本當局が滿洲に事實上獨立政府を樹立して他國の通商を阻害し以て日本の利益を專らにするであらうといふ恐怖に動かされたのであるかもしれない。たゞ外務省がかうした憂慮を抱いてゐない事は明かである。又九ヶ國條約は關係諸國間に於ける協議を規定してゐるが、この通牒が南京及び東京に通達される以前に何等協議されなかつたといふ事も明らかである。かゝる事情の下に於ては、その行動を十月の聯盟會議に對して芳澤氏が言明した保證及び二週間以前に新任日本總理大臣が、日本は、現に滿洲に於て嚴守され居る門戶開放の原則を固守すべしとの言明によつて與へた保證の確認を要求する事に止める事は極めて正當なことである。

更に支那の「行政保全」が單なる一個の理想以上の何物かにならなければ、それを保護すると云ふことは英國外務省の當面の時務であるとは考へられない。その保全は一九二二年には存在しなかつた、そして今日に於てもそれはまだ存在しないのである。

九ヶ國條約が調印されて以來一度たりとも支那中央政府はその巨大な領土の廣く且つ異れる地域に如何なる眞の行政權をも設定した事がないのである。今日その命令は雲南及び他の重要な地方に行き亙つてゐるも、南京が支那の首都となつて以來、支那が滿洲に於いて何等かの眞の行政を施したといふ實證もないのである。

スティムソンは次で右のロンドン・タイムスの所論を反駁してゐるが、それは殆ど成つてゐない

彼は「大英帝國とアメリカ合衆國の間に異つた政策の楔が打ち込まれてあるのを見た。支那は完全に力を落して了つた。他の國々はあつけにとられ、悲觀的になつてしまつた。集團的平和機關は、完全に無力と思はれる程の打擊を受けた」と歎じてゐるが、我々はこゝにイギリスの現實外交と、アメリカの非現實外交との差異を見るのである。イギリスにして若しアメリカに追隨し日本と正面衝突をせんか、東亞に於けるイギリスの權益は日本に差押へられて了ふ惧れがある。日本の好意を

繋がうとせんか、アメリカと國際聯盟との關係を如何せん……。勢ひイギリスの立場は消極的となり、現實的とならざるを得ない。何故にアメリカは斯くまで非現實的な外交を行ふのであるか、それは一言で言へば、アメリカは支那を知らないからであると云へる。何故、支那を知らないか、その最も大きな原因をスティムソンの同じ著書の中に發見することが出來る。卽ち

支那に於ける我國民の最大利害は商業上のそれではない。彼我の通商は遙る所遠く又近年に至り飛躍的に隆盛となつたにしても然うとは云へないのである。我々への最も一般的な支那の情報は全く意外の通路を經て齎らされたものである。卽ちそれは宗教的に、教育的に又醫療的に我が國の教育その他、人道的諸施設によつて、こゝ百年の間に支那に經營されて來た廣汎な基督布教運動に依つて齎されたものなのである。此の運動の廣汎な事とその影響は史家によつてすら、常に充分に評價されて居たとは云へない。此の年月の間にアメリカに於る大抵の相當規模の大きい都市就中、北東部中北部の諸州のものは一二の教會を有せざるものはない。其各々が一人若しくは夫れ以上の外國宣教師を支持してゐる。その宣教師の大多數は支那に於て活動してゐたのである。此等宣教師の報告或は書信による報道は、此國土の殆ど凡ゆる地方に住んでゐる國民多數の手に達した。彼等の多數にとつて、此の仕事の進展は異常な興味の的であつた。ついで支那の進歩狀態の亙細が報ぜられ、かくて彼の國と國民に對する、全く個人的性質の人道主義的關心が起るに至つた。此の運動と並行して、も一つの規模は小さいが顯著な運動が支那人自身によつて行はれた。それはつまり教育のために前途多望な青年女子を多數我國の學校及び大學に送つたことである。

アメリカ宣教師等が支那に多少の物質的——精神的とは敢て言はない——利益を齎らしたことは

否めない。が、彼等が自己の衣食のために、その業績を誇大にアメリカ本國に報告してゐたことは周知の事實である。これだけの基督教徒が殖えたから支那は文明國になつたと彼等は報告する。アメリカ語が喋れるモダン・ボーイ、モダン・ガールが殖えたから支那は文化國になつて來たと彼等は單純に感ずる。アメリカ本國が、もつと我々宣教師に金を送つてくれゝば近代國家支那のより速かな建設も可能だと報告する。またこのアメリカ宣教師と好一對をなすのは、徒らに支那に媚び、輕薄なる筆を弄ぶアメリカン・ジャーナリスト、之に踊らされて國家百年の大計を失ふ顧維鈞等のアメリカナイズされた支那政治家の言動……。大體、斯ういつた報告と言說とを基礎にして立てられるアメリカ政治家の支那觀が、非現實的となり、觀念的となり、果ては夢幻的に墮するのは察するに難くない。

アメリカの非現實的・夢幻的支那觀に反して、イギリス政治家の支那觀は、支那に現實に根を下し、支那から如何にして一ペンスでも餘計に搾取し得るか搾取するにはどういつた形體の支那が最も好都合であるかを、算盤に卽して眞劍に考へてゐる商人と商人の手代である外交官からの報告を累積して作られる。勢ひ、その支那觀は飽くまで現實的たらざるを得ない。其處にロンドン・タイムスの社說とスティムソンド・クリトンのやうな喰違ひが生ずる當然の理由がある。

これに就ては一九二六、七年支那に排外運動が猖獗し、イギリスが上海に陸軍を派遣したとき、時の英外相オースチン・チェムバレが一九二七年二月八日附で國際聯盟に送つた書翰を想起すべきである。恰もこの書翰の一節は、國際聯盟への代表者松岡洋右が一九三二年十二月六日國際聯盟總會第一日の演說に引用してゐるから、その演說の一節をこゝに引用することは二重に興味があると思はれる。卽ち

余はこゝにその內から引用すべきお許を乞ひたい。該書簡は支那の情勢の問題に關して次の如く述べてゐる。

「一九二二年支那に關する九ケ國條約的成立の時より、支那は以前にも增して不統一の狀態に陷り今や廣東の國民政府は、揚子江以南の大部分の地域に、その權威を擴大し、全支那唯一の政府として承認されんことを要求してゐる。この事實は、ワシントン條約のよつて以て基礎とした假定を變更するものである。」

更にボイコツトの問題に關してチェムバレン外相は、右の聯盟に對する書簡中に於て次の如く述べてゐる。卽ち、

「廣東に於ける國民黨の急進主義者は、特に英國人を目標として、之に執拗なる誹謗とボイコツトを加へてゐる。實に英國に對する敵意は、國民黨の團結を促進し、その攻擊的精神を强化する目的を以て、これ等の分子並にその顧問によつて故意に根强く涵養された、ワシントン會議並にその他の機會において示された、英國政府の極めて友好的かつ同情的態度は輕侮をもつて一蹴されたのである」と。

いやしくも、ワシントン會議において調印された支那に關する諸條約の條項を知るものは、當時において、凡ての國家が支那に對してなしたる讓步中最大のものは、日本のなしたる讓步であることを疑問視する者があるであらうか。反英宣傳に對しては、英國外相サー・オースチン・チェムバレン氏は、その聯盟に提出した書簡中に次の如く述べてゐる。卽ち特に『肝要なことは、反英宣傳に對する當局の煽動が中止される事である。過去二三ケ月間にわたり南支那の大半は、比較的平和の狀態にあつたが、この事實に徵すれば、組織的煽動並に威嚇が存しなければ、支那人と英國人と友好關係は過去におけると同樣に申分のないことが明かである。』(後略)

卽ちイギリスの支那觀は、支那に於ける深刻な反英運動の痛苦をも通して立てられてゐるのである。必然、その支那觀はアメリカと異り飽くまで現實的たらざるを得ない。然も、その現實的たるや、餘りに現實に墮して、支那に於ける反英運動を反日運動に轉換・集中せしめた陰險なる策動は

實はこの時より始まつたのであつた。更にその後の滿洲事變を奇貨として、スティムソン・ドクトリンには不同調を示しつゝも、抗日運動の煽動には益々拍車をかけて來たのであつた。

米・英の支那觀が以上の如くにして造られたとすれば、日本の支那觀は一體どうして造られたであらうか。大陸が日本の生命線であることは、今日は既に國民的常識となつてゐる。この生命線を確保するために、國家の存亡を賭しての戰爭を日本は既に二度も戰ひ抜き數多くの勇士は大陸に花と散つた。この「生命線」を研究するために幾多の志士は大陸に骨を埋めた。思想家は全生涯を捧げて大陸を思索し、實業家は日支共存共榮のために血の滲む辛酸を嘗めて來た。その無數の體驗が渾融して、日本の支那觀、日本の對大陸國策が樹立されてゐるのである。彼此の差はスティムソンが——即ちアメリカがといつても此際は不當ではない——得意げに吹聽する「意外の通路を經て齎らされる」情報などゝは本質的に異なるものである。

スティムソンが如何に不徹底な支那觀を以て滿洲事變に對したかは、それから間もなく（一九三二年一月）滿洲事變と關聯せしめて支那側が惹起した上海事變に對する彼の記述の冒頭を見ても分るのである。

日本軍の上海攻撃は、世界各國に意外な衝撃を與へた樣にわれわれ米國民にも不意打を喰はせた。われわれは一月七日の非承認の通牒を、日本へ發送することに依り、事件の終幕を告げさせ、論議を終結しめる積りであつた。われわれは外交的無風狀態を豫期してゐた。併しながら、却つてわれわれは、その影響する所極めて重大なる一事態から發生せる新な問題に、直面するに至つた。

一片の不承認聲明『スティムソン・ドクトリン』によつて論議を終結し得ると期待した認識不足から袋小路に入つて了つたスティムソンは今度は轉じて、上海事變を奇貨とし、來るべき聯盟總會へ働きかけて、この不承認聲明を裏書きせしめんと策動する至つた。が、武力の背景なき外交は効果はない。そのためにアメリカはアメリカ艦隊のハワイ集結を命じた。

滿洲事變勃發前の夏に、作成されて發表された計畫に依りアメリカ海軍は、カリフォルニヤ海岸と、ハワイ群島の間の太平洋に於て、定期大演習を行ふ命令を受けてゐた。これが實行のため、米國艦隊は自然のコースに從ひハワイへ集結した。滿洲事變直後、われわれはこの計畫を變更すべきか否かに就て討議したが、この問題は、元來日本に對する脅威として發案されたものでないことが、よく知られてゐた事實に鑑み、大演習は計畫通り續行されることになつた。その後日本軍が上海攻撃の眞最中、アメリカ艦隊は演習コースに從ひ、二月十三日ハワイへ入航した。さうして愼重な考慮の後、艦隊をそのまゝハワイ近海に殘留せしめ演習終了後も、解散もしくは大西洋へ歸還せしめざることになつた。その後の騒然たる不安な時局にあたつて、われわれは右の處置を喜んだ。日本政府が從來の事態に依り狂言的興奮狀態に迄、激情した民衆を背後にする……指導者の完全な支配下に陷つた事實を現す事態に鑑み、如何なる突發的一大政變が惹き起されないとも限らなかつた。その年の冬、極東に駐在する責任ある外國の觀測者は、日本が近隣にある歐米政府の屬領

に對し突如として攻略を開始する實際的可能性のあることを彼等の意見として各自國の政府に報告してゐたかゝる狀態に於て、ホンコン、印度支那もしくはフイリツピンの方面に對する日本の南進行動の側面に位してゐる港灣に、アメリカ全艦隊を集結することは、疑もなく、鎭靜劑的効果を擧げた。それはたとへ如何に輿論してゐても何者たりとも看過することのできない平和國アメリカの究極的な武力を示す大きな注意信號であつた。

さて斯くまでにしてアメリカが頑守せんとする九ケ國條約とは何か。吾人は一應それをも顧みる必要がある。それはワシントン會議以來のアメリカ極東政策の歷史的根幹をなすものである。例によつて、先づそれに就いてスティムソンをし語らしめよう。スティムソンは「極東の危機」の中で九ケ國條約に就て斯う云つてゐる。

余が指摘した如く米國民の支那に對する感情はそれは純粹に民主的であり自治、人道主義、平和等に深き信念を有する國民によつて支へられたる感情である。此支那の國內的發展に對する利害關心は、米國の「メイソン・ストリート」の方が英京ロンドンに於けるよりも數等切實であり傳統的であつたのである。私の信ずる所では、この支那に對するアメリカの歷史的態度は意識的にしろ、無意識的にしろジョン・ヘイとチヤールス・イバン・ヒユーズの努力に影響されたるものである。即ち一人は門戶開放政策を創唱し、一人はそれを九ケ國條約として具體化するに力を盡したのである。此の政策は、支那が政治的支配權及び領土の保全への侵害に對して保護されることによつて始めて、現代世界に於ける自己を發展せしむる公平な機會を有し得ると云ふ前提に、基づくものである。これは支那の發展の範圍及びその繼續の期間を充分考慮の上採用されたもので、それを完成すべき眞個の機會を彼に與へんと企圖されたものである。それは政府の組織が、未だ不完全であるが爲めに夫により一時的强力な國家がこれを支配し得るなどといふ教義には一切耳をかさぬものである。即ちこの條約は支那に於ける諸國が利害關係を有して居る特殊領域に對して抱いて來たかゝる考へを終熄せしめんがために一八九九年、明白に構成されたものである。

卽ち一言で云へば、第一次世界大戰中に飛躍向上した日本の東亞に於ける地位を引摺り下して、その引摺り下した形に於て止めて、それから先は太平洋並びに東亞に於ける相互の所有狀態を變更してはならない。この「現狀維持」の態勢を變更しようとする國があれば他は結束して之に立向ふといふのが、日英同盟の廢棄に代つて締結された日・米・英・佛の太平洋に關する「四國條約」であり、また之と表裏一體となつて日本が大陸に於て有する特殊的（生命線的）立場を否定しようとするのが九ケ國條約であり、以上の目的を達するためには日本の海軍主力を米五・英五に對し、日三として付けて置かなければならないといふが、海軍軍備制限に關する條約である。

以上が所謂華府會議體制であつて當面の滿洲事變に對してスティムソンは此九ケ國條約を援用しようといふのである。斯くして日本の大陸に於ける生命線的立場を否定せんとするのであるが、この九ケ國條約への伏線となり、また前哨戰をなすものがヘイの門戶開放、機會均等政策であり、こ

れが東亞に關係ある九ケ國の條約として經典化したものが卽ち九ケ國條約とも云へるのである。

スティムソンはこのことを、華府會議に於て同條約が成立した時の記述に、「諸條約を發表する大統領への報告に於て、國務卿チヤール・E・ヒューズ氏を首腦とするアメリカ代表部は曰く、本條約に依り、遂に支那の門戶開放は事實となつた」と書いてゐる。

斯くして彼は「二月九日余は九ケ國條約に訴へることを大統領に持ち出した。」同時に日本の九ケ國條約廢棄の態度に出るであらうことに對する對策を講じて、サイモン英外相に諮つたがイギリスは矢張り參加を好まなかつた。

そこで、一應こゝで九ケ國條約の全文を顧みて、その內容の由つて來るところをアメリカの極東外交史の上に求めて見なければならない。

九ケ國條約とは一九二二年二月六日、亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國が、極東に於ける事態の安定を期し支那の權利利益を擁護し且機會均等の基礎の上に支那と他の列國との間の交通を增進せしむとするの政策を採用することを希望し、右の目的を以て條約を締結（以上、條約の前文）した「支那に關する九國條約」で、その內容は左の通りである。

第一條　支那國以外の締約國は左の通約定す

(一)支那の主權、獨立並其の領土的保全を尊重すること

(二)支那が自ら有力且安固なる政府を確立維持する爲最完全にして且最障礙なき機會を之に供與すること

(三)支那の領土を通じて一切の國民の商業及工業に對する機會均等主義を有效に樹立維持する爲め各盡力すること

(四)友好國の臣民又は人民の權利を減殺すべき特別の權利又は特權を求むる爲支那に於ける情勢を利用することを及右友好國の安寧に害ある行動を是認することを差控ふること

第二條　締約國は第一條に記載する原則に違背し又は之を害すべき如何なる條約、協定取極又は了解をも相互の間に又各別に若は協同して他の一國又は數國との間に締結せざるべきことを約定す

第三條　一切の國民の商業及工業に對し支那に於ける門戶開放又は機會均等の主義を一層有效に適用するの目的を以て支那國以外の締約國は左を要求せざるべく又各自國民の左を要求することを支持せざるべきことを約定す

(イ)支那の何れかの特定地域に於て商業上又は經濟上の發展に關し自己の利益の爲一般的優越權利を設定するに至ることあるべき取極

(ロ)支那に於て適法なる商業若は工業を營むの權利又は公共企業を其の種類の如何を問はず支那國政府若は地方官憲と共同經營するの權利を他國の國民より奪ふが如き獨占權又は優先權或は其の範圍、期間又は地理的限界の關係上機會均等主義の實際的適用を無效に歸せしむるものと認めらるるが如き獨占權又は優先權本條の前記規定は特定の商業上、工業上若は金融上の企業の經營又は發明及研究の奬勵に必要なるべき財產

又は權利の取得を禁ずるものと解釋すべからざるものとす

支那國は本條約の當事國たると否とを問はず一切の外國の政府及國民よりの經濟上の權利及特權に關する出願を處理するに本條前記規定に記載する主義に遵由すべきことを約す

第四條　締約國は各自相互間の協定にして支那領土の特定地方に於て勢力範圍を創設せむとし又は相互間の獨占的機會を享有することを定めむとするものを支持せざることを約定す

第五條　支那國は支那に於ける全鐵道を通じ如何なる種類の不公平なる差別をも行ひ又は許容せざるべきことを約定す依に旅客の國籍、貨物の原産地若は所有者、其の積出國若は仕向國又は前記の旅客若は貨物が支那鐵道に依り輸送せらるる前若は後に於て之を運搬する船舶其の他の輸送機關の國籍若は所有者の如何に依り料金又は便宜に付直接間接に何等の差別を設けざるべし

第六條　支那國以外の締約國は支那國の參加せざる戰爭に於て支那國の中立國としての權利を完全に尊重することを約定し支那國は中立國たる場合に中立の義務を遵守することを聲明す

第七條　締約國は其の何れかの一國が本條約の規定の適用問題の討議を爲すを望ましと認むる事態發生したるときは何時にても關係締約國間に充分にして且つ隔意なき交渉を爲すべきことを約定す

既に觸れたやうに、スティムソン・ドクトリンなるものは、二つの不承認事項を含んでゐる。

即ち九ケ國條約（又はその他の條約）に於るアメリカ又は米國人の權利を害して發生し、または締

結された事態（條約または協定を含む）を承認する意思がないこと、その二は、一九二八年に締結せる不戰條約に違反する方法によつて發生し（または締結されたる）事態を承認する意思のないことゝいふのである。さてその不戰條約の主内容は左の二ケ條から成つてゐる。

第一條　締約國は國際紛爭解決のため戰爭に訴ふることを非とし且相互關係に於て國家の政策の手段としての戰爭を拋棄することを其の各自の人民の名に於て嚴肅に宣言す

第二條　締約國は相互間に起ることあるべき一切の紛爭又は紛議はその性質又は原因の如何を問はず平和的手段によるの外之が處理又は解決を求めざることを約す

國家が戰爭に訴へる場合は二つある。その一つは、不戰條約に所謂國家が政策の手段として行ふ戰爭であり、他は自衞のための戰爭である。不戰條約は自衞權の發動としての戰爭は禁じてゐないそれはアメリカ自ら、此條約の提案者として、この點に就ての他國の疑義に對して答へた左の通牒（一九二八年六月）に明白である。

各國民は如何なる時に於ても又條約の規定に關係する所無く、他よりの攻撃又は侵入に對して其領土を防衞するを得べきものにして、自衞上戰爭に訴ふべき事態の存するや否やを決定するを得るものは當該國の外に存せず。

吾人はこゝに、冷靜にスティムソン・ドクトリンと九ケ國條約と不戰條約（並びに附隨するアメリカの通牒）とを併せて讀むときに、そこにアメリカの對日政策に包含されてゐる。二つの意圖を

讀みとることが出來るのである。卽ち

一、「持てる國」を永久に持てる國として、「持たざる國」を永久に持たざる國として釘附けにする現狀維持の意圖

二、「持たざる國」日本も僅かに支那に於てはアメリカよりは「持てる國」である。その「持てる」立場にアメリカをも平等に參加せしめる意圖

といふ二つの意圖である。そのためアメリカは從來の狷介な歐洲政局不介入主義を拋棄して不戰條約を結び世界政局介入の端緒を作り、次で滿洲事變に際しては國際聯盟とも提携するに至り、東亞へも干渉の手を伸ばして來たのである。

アメリカが東亞に關心を持ち從來の公平な立場を失つて不安と猜疑の凝觀を日本に向けやうになつたのは、一八九八年フィリッピンを領有し、東亞に於ける土地所有者となつてからのことである。ジョン・ヘイの「門戶開放」主義の通牒はその翌年の一八九九年になされた。それから機會ある毎に、支那に於ける門戶開放と機會均等と領土並びに行政の保全とを主張して、遂に九ケ國條約にまで持つて來たのである。第一次大戰中僅かに支那に於ける日本の特殊的立場を認めた石井・ランシング協約を結んだが、これも華府會議に於て抹殺して了つた。この一聯の米國の極東政策が、滿洲事變により危殆に瀕したゝめに米政府は、滿洲なるものが日本にとつて如何なる意味を持つものであるかを顧みる餘裕もなく、愴惶としてそれの全面的否認に出て來たのである。

滿洲が日本にとつてどれだけ重要な意味を持つものであるかを、當時スティムソンの屬してゐた共和黨の生んだ近代の大政治家、セオダー・ルーズヴェルト大統領が懇々と國務省に云ひ殘してゐる教訓を想起すことをすら、彼は忘れて了つたのである。

一九〇四年から五年へかけての日露戰爭では、セオダー・ルーズヴェルトが日本に少からぬ好意を寄せたことは吾人の熟知してゐるところである。が、同時に日本の戰勝と共に彼の對日政策が忽ち冷却したことも吾人の熟知するところである。「かくて一九〇四年の日米親善關係は戰爭の諸條件や、移民問題や、ルーズヴェルトの外交方針等によつて、一九〇六年には隔離狀態に陷つた。二ケ年の歲月は里程標の役目を果したのである。ペリーの訪日直後、タウンゼント・ハリスの領事時代からずつと續いた日米親善關係は此處で刹りと終止符が打たれた。これに續く時代は鬪爭の時代、屢々干戈を交へようとする形勢にまで立ち至つた鬪爭の時代である。この變化に拍車をかけ、承認し、そしても最も痛切に後悔したのは、セオダ・ルーズヴェルトその人である」とは『米國極東外交史』の著者グリスウォルドの言ふところである。(柴田賢一譯、一四三四頁)

卽ち、ルーズヴェルトは大統領の椅子を後任タフトに讓るに際して、タフトの要求に應じて次のやうな回答を與へた。それは滿洲が日本にとつて如何に重要なものであるかを物語り、對日外交に當つて滿洲問題は輕々に觸るゝを得ないタブーである事を明かにしたものである。グリスウォルドは之に就て「大統領ルーズヴェルトは、ロッヂやマハンと共にフィリッピン併合を計畫して以來、長い旅をして來たのである。體驗を積んだ彼よりも確實に語り得る者はない」といつてゐる。その回答とは——

我國にとつて緊急缺くべからざる大問題は、日本人を我國より閉め出し、同時に日本の好意を保有することである。一方、日本の重大問題は朝鮮と滿洲である。それ故、滿洲に關しては理由の有無に拘らず、日本の敵意を挑發し、脅威するが如き——勿論、程度の問題であるが——如何なる措置も取つてはならない。支那との同盟は、該國が軍事的に全く無力であるが故に、我國に力を附加へることはなく却て義務を附加へるに過ぎない結果とならう。余は脅喝政策（國內關係や國際關係でも個人關係と同じであるが）卽ち、古い國境の金言である「射たうと思はぬ限り引金を引くな」の如何なる違反をも信じない。從つて、我國の行爲はすべて良好なる意圖の下に爲されねばならないと考へてゐる。

滿洲に關し若し、日本が我國と對立する道を選ぶとすれば我々は日本と戰爭をする覺悟をしなければそれを阻止出來ない。滿洲に關する戰爭で勝利を得ようとすれば、英國に等しい大艦隊と、ドイツに等しい大陸軍とを必要とする。支那に於ける門戶開放政策は一般的な外交的協定によつて維持される限りに於て、優れた

ことであり、將來もまた正しいことであるべきを希望するが、ロシヤや日本の勢力下にある滿洲の歷史のすべてが證明するやうに、强力な國家がこれを無視するとなれば、事實として、たちどころに意味を失つてしまひ、その目的に反して戰爭を惹起する危險を有するのである。

滿洲が日本にとつて如何に重要であり、日本がこの地に關して外部からの干涉を受領することが如何に不可能であるかは、ロシヤがシベリア鐵道を複線にする返報として——これは昨年英國のキッチナー卿から聞いたことであるが——日本は海岸から奉天に至る線路を複線にしようとしてゐる事實によつても判るであらう日露兩國が一時期に於て表面上、如何に友好關係を持してゐても、兩國とも、數世紀に亘る傳統的外交政策に支配されてゐる。そして、日本は、ロシヤが將來好機が來ればこの前の戰爭で失つたものを奪ひ返しに來るに相違ないといふことをよく知つてゐるのである。（同書、一四二、三頁）

スティムソンにしてこのセオダー・ルーズヴェルトの遺訓の前に少でも謙虛であらうとしたならば、物もあらうに滿洲事變に對して不戰條約違反呼ばはりをして、その後のアメリカの對日外交を して、動きのとれないものに釘付けにして了ふやうなことはなかつたであらう。況んや、ケロッグがブリアンと協力して、不戰條約を提案し、アメリカ從來の外交方針である孤立主義を揚棄するに當つて、「自衞上戰爭に訴ふべき事態の存すや否やを決定するを得るものは當該國の外に存せず」と、みづから駄目を押してゐるに於てをやである。

更に況んや、九ケ國條約との關係に就ては、日本はアメリカの固守する門戶開放、機會均等の原

則は尊重すると屢次聲明してをり、また日本側のみならず滿洲國側に於てもその後（一九三二年三月一日）の滿洲國建國宣言のうちに左の通り明白にされてゐるに於てをやである。

其の中華民國以前各國と定むる所の條約、債務の滿蒙新領土以內に屬するものは、皆國際慣例に照し繼續承認し、其の自ら我が新國境內に投資して商業を創興し利源を開拓することを願ふものは有らば、何國に論なく一律に歡迎し、以て門戶開放、機會均等の實際を達せむ。

斯くまでに理義明白、國際條約を尊重しつゝ、已むを得ざる自衞權の發動に出た日本の立場を、また自然發生的に生誕した滿洲國を、その成行をも極めざるうちに、愴惶として否認し去つたものが、スティムソン・ドクトリンである。嘗ては日本最員の總大將であり、一轉し黃禍論を唱へたセオダー・ルーズヴェルトすらも、滿洲問題でだけは日本と衞笑する勿れと後進を戒めた事實を、鼻の先で否認したのがスティムソン・ドクトリンであつた。斯くまでにして、一體スティムソンは何をアメリカの爲めに所期したのであらうか。

スティムソンは『極東の危機』の結論に於て、滿洲事變に絡む日支關係に對するアメリカ政府の二大眼目を左のやうに要約してゐる。

一、從來米政府に依つて支那と締結された啓蒙的諸條件の下に、對支義務を適當に遂行することによつて將來の米支關係を維持すること。

二、米支も共に調印した戰後の多邊的諸條約によつて建設された平和維持に對する共同工作體制の基礎を破壞せざること。

畢竟、これは九ケ國條約と不戰條約への膠着・守株以外の何物でもない。それは、とりも直さずヴェルサイユ＝ワシントン體制によつて世界重要資源を獨占し、滿ち足りたものゝ現狀維持の外交の典型である。

而もこの不承認主義の聲明なるものが、單にアメリカ一國の態度、卽ち從來のアメリカの外交振りである孤立主義的、唯我獨往的なものに止つてゐたのであるならば、それはアメリカ一國の悲劇ではあつても世界の悲劇にはならなかつたのである。

然るにスティムソンは、直接にイギリスに働きかけ、また間接に國際聯盟に（といつてもこれはアメリカが聯盟に加入してゐなかつたからであつて、その策謀はそれだけ却て傍若無人を極めてゐた）働きかけて、この不承認主義を聯盟をして採用せしめんとし、また後述する如く聯盟が遂にこれを採用した事は疑ひもなく世界の悲劇であつた。

然しながらスティムソンとしても、日本が滿洲事變に對して起ち上つた、已むを得ざる立場を認

識しない譯でもない。例へば――といつても、たつた一ケ所だけであるが――彼は斯う云つてゐる

日本に於ける今次の問題は、その全國民が軍國主義及過去の時代に於ける方法への自發的復歸の問題ではなかつた。それよりも更に複雜なものであつた。世界的經濟不況は日本に於て他國に於けると同樣の苦難と不安とを釀成し、そこから受難國民中の若き人達の間に發生した舊時代の代表者達に對する同樣の不安が現れたのである。一九三一年に至る十年間日本は外國貿易を發展することゝ諸外國の一般的目的と調和するの一般平和政策を採ることに據つて、增加する人口に備へてゐた。しかるに一九三〇年及び一九三一年の大不況の結果、日本の外國貿易は五〇パーセント近くも減縮し、此變化の壓迫は今上述したる如き苦難と不安とを招來した。そこで不滿青年達は、その心境の反感を扇動したところの母國の保守派爲政者達を（以下一行削除）斯くの如く一九三一年、日本に於ては軍國主義及帝國主義は經濟不安に發生せると同樣な急進的運動に依つて補强されたのであつた。

認識しない譯ではなかつたがその認識は上揭の如く極めて淺薄、不徹底である。スティムソンにして若し當時の世界不況が何に原因してゐるか、ヴェルサイユ＝ワシントン體制の誤謬にこそその原因がある事を認識したならば、また彼にして日本人口問題は如何にして解決さるべきか、英・米及びその屬領の高關稅障壁は日本の平和的發展を如何にして致死せしめんとしたか等々を深く認識したならば、アメリカの極東政策なるものは滿洲事變と共に反省され訂正さるべきであることを認識したであらう。文中、不滿青年達とあるのは五・一五、二・二六事件等を後に惹起せざるを得なかつた昭和維新の胎動を指すものであらうが、それが保守派政治家に對する單なる反動によるものと斷ずるに至つては餘りの認識不足に呆れる外はない。しかも、この東亞に對する認識不足・非現實外交は日米戰爭に至るまでアメリカが遂に改め得なかつたものである。卽ち共和黨フーヴァー政權が民主黨フランクリン・ルーズヴェルトの現政權に取て替られてもこの「東亞の明々白々たる現實」に對する不承認主義（スティムソン・ドクトリン）は、其まゝ引繼がれたのである。

アメリカの選擧が十一月八日に行はれ、その結果はフーヴアー大統領の政治的大敗北となつた。新政府は三月に組織せられつゝあつたが、その來るべき新政府の政策がこの紛爭に關して如何なるものであるかは、何人も知る所でなかつた。（中略）十二月下旬に筆者はアメリカ大統領ルーズヴエルト氏から、外交政策につき意見を交はさん爲來訪して呉れとの招待を受けとつた。一月九日には筆者はハイド・パークに赴きその日一日をルーズヴエルト氏と、彼が關心を持つ我がアメリカの外交政策の諸問題を論ずることに費やした。我々は就中、極東に勃發せし事變を論じた。その後、一月の半ば前、諸種の非公的式情報手段を通じて、極東の紛爭に對するアメリカ新政府の外交政策の變更はありえないであらうと云ふ確信が歐洲諸國の關係者に傳へられた。一月十七日にルーズヴエルト氏は新聞紙上に聲明を發表したが、それは以上の確信を强める效果を持つた。

國際聯盟に於ける大國側の自重論は、小國側の机上論に引摺られて、遂に一九三三年二月二十一日國際聯盟總會はリットン報告書に基き作成された十九ケ國委員會の報告書を採擇し、「聯盟參加國

はこの政體（卽ち滿洲國）を將來承認す可らず」と規定したが、之に就てスティムソンは「アメリカの政策變更の危惧は解消せられたから、總會は斷乎としてその任務へ進んで行つた」と論斷してゐる。事實、政權がフーヴァーからルーズヴェルトと前任大統領フーヴァー並に國務卿スティムソンとの間に一、條約の神聖を擁護するといふ政策（卽ちスティムソン・ドクトリン）は引繼ぐ二、ヨーロッパの紛爭には成可く掛り合はぬやうにする三、日本から何かとヂェスチュアが來ても極めて冷嚴な態度を執るといふ引繼事項があつた。この際のルーズヴェルトとスティムソンの默契がどんなものであつたかは、その後スティムソンがノックスと共に共和黨を脫して民主黨に走りルーズヴェルトの左右に陸、海軍卿として侍したのでも分るのである。

斯くてスティムソンは「二月二十四日のこの總會決議の後一週間にして、筆者の國務長官としての任期は滿了した。一九三三年三月十七日に日本は國際聯盟脫退の意思を通告した。遺憾な事であらうとも、これは日本の以前の行動からの當然な歸着である」と共著『極東の危機』を結んでゐる。

日本の聯盟脫退は、聯盟總會が三月十日「聯盟規約又は不戰條約に反する方法に依り生ぜしめられたる何等の事態（條約又は協定）をも承認せざることが聯盟の義務たるべきこと」を宣言したこと、卽ち國聯盟も亦スティムソンと共に理性を失つた爲に、國際的協同の共通の理念が失はれたので、遂に袂を別つたのであつた。

スティムソンは、この聯盟の決議に關してその後「此行爲は、聯盟規約及び不戰條約の基礎を成す秩序及び正義の主義を國際法の規定に展開せしむることに向て貢獻すること大なるものがある」と、國務長官の他位を去つても尙ほ〝架空の原則を弄して〟日本に對する惡罵を聯盟規約の名を假りて續行する事を止めなかつた。こゝまで來ては最早や救はれない。問答無用といふの他はない。

斯くしてアメリカは步一步歐洲政局に深入りをして行つた。深入りと云はむよりも寧ろ歐洲政局を指導しにかゝつて來た。それが政洲再動亂の有力な原因となつたことは、今更云ふ迄もないことである。

東亞に於ては、スティムソン・ドクトリンはルーズヴェルトによつて更に一步を進められ、支那事變を惹起し、對日經濟斷交となり、露骨なる援將行爲となり、遂に對日包圍網の羅設となつて、大東亞戰爭を招來した。卽ちスティムソン・ドクトリン以來アメリカには極東『外交』なるものは存在しなくなつた。たゞ存在してゐたものはヴェールを蔽ふた戰爭のみであつた。

第三章　滿洲事變の世界史的意義

第一節　何故に滿洲事變は起きたか（ヴェルサイユ＝ワシントン體制の僞裝）

滿洲事變は何が故に起きたか、どういふ譯で起きざるを得なかつたか。其第一の原因は本書の冒頭に叙べたやうにヴェルサイユ＝ワシントン體制に體現された世界舊秩序維持の紀綱が、新興日本を制縛すべく餘りに舊くなつたからである。內に深刻な農村問題と、年々百萬の人口增加問題をもち、外に發展せんとすれば到るところ米・英・佛・蘭の既得權益に阻止され、また經濟的進出をしようと思へば、世界は高關稅の障壁によつて到るところ日本商品に對し制札を立て繞らしてゐる。（註二）

第二の原因は、寧ろ直接的原因ともいふ可きもので、蔣介石政權と張學良政權との抱合による國民政府の民族統一運動の具に供された排・抗日の强化である（註二）第三の原因は北方ソ聯邦よりする赤化の脅威である。リットン報告書には、この點に就て斯う書いてある。

ソ聯邦政府の態度は支那の國民主義的覺醒に强き刺戟を與へたり。ソ聯邦政府及第三インターナショナルは現行條約を基礎として對支關係を維持せる一切の帝國主義諸國に反對する政策を採用したるを以て右兩者が主權回收の鬪爭に於て支那を援助することはあり得べきことなりとせられたり。此の形勢の發展は日本が隣邦ロシアに對し嘗て抱きたる一切の懸念及疑惑を復活せり。嘗て日本と戰爭したる露國は、其の戰爭後數年の間に友邦及同盟國と成りたり。然るに今や右關係は變化し、北滿國境を越え來る危險の可能性は再び日本の關心事となれり。北部に於ける共產主義者の教義と南部に於ける國民黨の排日宣傳との提携の有り得べきことを想像し、日本は益々日露兩國の間に共產主義及排日宣傳に染まざる滿洲を介在せしめんとする希望を

（註一）　リットン報告書には斯う書いてある。「前世紀の六十年代に於ろ明治維新の頃、日本は二世紀以上に亘る孤立より脫却して而て十年を俟たずして世界の第一等國にまで發展せり。以前殆んど停滯し居りし人口は急速に增加し初め一八七二年に三千三百萬なりしものが一九三〇年には六千五百萬に達せり。而て此の驚くべき增加は一年に約九十萬の割合を以て倘繼續す。日本の人口の全面積に對する割合は一平方哩に約四百三十七人にして、北米合衆國の四十一人、獨逸の三百二十人、伊太利の三百四十九人、英吉利の四百六十八人、白耳義の六百七十人及支那の二百五十四人に對す。可耕地一平方哩に於ける日本の人口を他國の夫れに比せんに日本の割合は例外的に高し、右は島帝國の特殊の地理的構成に歸因す。卽ち、日本二七七四、英吉利二一七〇、白耳義一七〇九、伊太利八一九、獨逸八〇六、佛蘭西四六七、北合米衆國二二九」また同書は別の箇所で「若し日本が增加しつゝある人口に對する職業を是以上の工業化の行程に於て見出すの要ありとせば輸出貿易の發展並に增加しつゝある製造品及び半製品を吸收し得る外國市場の開拓が益々緊要なり。而て如斯市場は同時に原料品の供給地たり得べし」

（註二）一、保爭事件は一二七件に及ぶといはれる。

二、清澤洌は、其うちの主なるものとして三つを擧げてゐる。第一は張學良の鐵道敷設計畫（滿鐵包圍線）第二は中村大尉射殺事件、第三は萬寶山事件である。（「外交史」四五一、二頁）

三、丸山國雄は「その素因とみる可きもの、第一は、大正十三年に突發した郭松齡事件の鎭定後、張作霖は却つて我が國に反抗し、滿洲に於ける我が特殊權益を回收せんとしたことである。即ち旅順、大連の回收及び滿鐵包圍鐵道の建設案を採用した。是れ等の野望は、則ち日露ポーツマス條約及び日淸滿洲條約並に附屬協定同秘密議定書を蹂躙するものである。第二は國民政府の歐米依存政策は、排日より抗日と化し徹底したる排日敎育を行つたこと。第三は在滿鮮人に對する組織的壓迫であつて、鮮人の土地租借を禁止し、又鮮人小學校を廢して、極端なる迫害追放を行ひ、恰も我が國の存在を無視するが如き態度を示した第四は斯かる情勢が、皇軍に迄及び我が駐滿部隊に對しても挑戰的態度をとるに至つたことである。而して事變發端の直接原因は、中村大尉銃殺事件である。」（「現代日本外交史」二三〇―三頁）

感ずるに至れり。日本の疑懼はソ聯邦が外蒙古に於て獲得せる優越なる勢力及支那に於ける共產主義の發達に依り最近數年間に於て更に增大したり。

即ち日本の滿洲に於ける正當防衞を眞向から否認し來つた現狀維持の聖典リットン報告書中にすらも、日本の已むを得ざる立場を認めざるを得ない章句を挿入してゐるところに、吾人は、何故に滿洲事變が起きたかの根源を衝くことが出來るのである。

さて、右の第一の原因に就てはやゝ詳言を要するが、元來ヴェルサイユ＝ワシントン體制による平和機構なるものは、戰爭の原因となるべき事態を是正せず之をその儘に放置し、而もこの事態に對し苟くも積極的に變更を加へんとするものが現れたときは、これを世界平和の公敵として各國共同の力で制壓しようといふのであつて、端的にいへばヴェルサイユ條約（一九一九年）は一九一七年ドイツが聯合國に降參をしたその瞬間における聯合國の事實上の中心をなしてゐた英・佛・米が、現實的に、といはむよりは寧ろ主觀的に自己のものと決め込んでゐた資源と領土の分領を恒久的不動の事態として、世界公法の權威（サンクション）をこれに付しようといふ全く恣意的なものである。

更にワシントン條約（一九二二年）に至つては、日・獨戰の當然の權利としてヴェルサイユ條約を以て一旦、日本に許容されてある山東の利權をも取上げ、その上、第一次歐洲大戰參加の當然の結果として日本が贏ち得た東亞、殊に大陸における日本の向上擴大された地位を淸算させてしまふ、詰り英・米の立場から見て適當と思ふ程度に、日本の東亞における地位勢力を局限しようとの目的に出た英・米合作の陰謀であり、然もこの目的達成に豫期以上の成功を收めたものである。

かくの如くヴェルサイユ＝ワシントン體制卽ち現狀維持を旨とする集團的平和機構なるものは、人類の進步性に逆行するもので、毫も本質的に恒久性あるものではない。果然、これが當然の破綻

はまづ、一九三一年の滿洲事變でトップを切られたのであつた。（本多熊太郎著「支那事變外交觀」及「歐洲情勢と支那事變」參照）。換言すれば、第一次歐洲大戰の四年間、英・米・佛の民主主義國は、强敵ドイツを打倒するために、心ならずも日本の參戰を乞ひ、その間、日本の東亞に於ける實力增强に眼を蔽ふてゐた。惡戰苦鬪の末、漸くドイツを倒し、ヴェルサイユ體制によつて英・米はアングロサクソン世界制覇成れりと安堵した瞬間、東亞を顧みて、其所に日本が儼乎たる國力の增强、國際的地位の向上を示してゐることが唯一の邪魔であり目障りであることに愕然として、彼等は日本緊縛にとりかゝつた。それが云ふ迄もなく一九二一、二年のワシントン會議であつた。

ドイツがヴェルサイユ條約といふ鐵鎖に依て歐洲の邊僻に緊縛されたのであるとするならば、日本はヴェルサイユ條約に加ふるにワシントン條約を以てして、二重に東海の一孤島に釘附けにされたのである。英・米の眼を以てすれば、日本をして世界大戰の淸算を二度させた譯である。斯くて英・米の理想通りに極東は料理されたのである。山東省に於る日本の特殊權益は棄てさせた、日・英同盟も葬つた、支那に於ける特殊地位は九ケ國條約によつて否認した。そして海軍主力制限では米五・英五・日三の劣勢率を日本に强制したのである。日本はこの制縛を、みづからの力で斷ち切るために起ち上るまでに、十年の雌伏を餘儀なくされたのであつた。（註）

斯くして一九三一年九月十八日夜奉天、柳條溝の爆音から、滿洲事變は起きたのであるが、恰もこのとき世界は、靡爛せるヴェルサイユ體制の穢土を溫床として、その上に共產主義とユダヤ國際金權閥のバチルスが培養されつゝある一方、現狀打破を求める新しき勢力もまた、すくすくと萠え

（註）信夫淸三郎は「滿洲事變から支那事變にいたる一聯の對外行動はすべてワシントン體制の打破とむすびついてゐる。滿洲事變を契機とする國際聯盟からの脫退は昭和八年三月二十七日に通告が發せられて、昭和十年二月二十七日に効力が發生し、さらに、支那事變を契機として昭和十三年十一月二日には、なほ國際聯盟諮機關とのあひだに存續してゐた協力を完全に終止する旨が聲明された。國際聯盟について、軍備制限に關するワシントン條約の廢棄は昭和十一年一月十五日ワシントンおよびロンドン條約の規定にもとづいて前年末から開催されたロンドン會議からの脫退通告によつて敢行され、昭和十二年より無條約時代に入り、ワシントン體制の中核をなす九國條約に對しては、支那事變における日本の行動を、「機會均等・門戶開放の主義並に狀態に背致する」と指摘した昭和十三年十月六日の合衆國政府の申入れに對する十一月八日の回答において「今や東亞の天地に於て新たなる情勢の展開しつつある秋に當り事變前の事態に適用ありたる觀念乃至原則を以て其の儘現在及今後の事態を律せんとすることは、何等當面の問題の解決を齎す所以に非ざるのみならず、又、東亞恒久平和の確立に資するものに非ざることを信ずる次第に有之候」と聲明することによつて、それに對する否定的見解が提出された」といつてゐる。（「近代日本外交史二七四、五頁）

出でんとしてゐた。云ふ迄もなくその新興勢力として日・獨・伊が擡頭して來たのであつた。

この現狀維持國と現狀打破國との對立を別の言葉で「持てる國」と「持たざる國」との對立と觀るならば、その「持たざる國」の要求は次の三點となり、必然に現狀打破を要求し、「持てる國」の脅威とならざるを得ない。卽ち一、より多くの原料を二、過剩人口のはけ口たる領土を確保すること、三、ドイツにあつては國外にある自國少數民族の擁護を、イタリヤにあつては地中海の半島國としての安固を、日本にあつては實に東亞に於る英・米・佛の搾取體制を拂拭すること、以上三點である。卽ち日本が、より多くの原料を大陸に於て獲得し得ざるものを南方に求むるのは、必然の趨勢である。その前提として、當時の國際環境裡に於て過剩人口のはけ口を先づ滿蒙に求めるのは歷史的に見て當然であり、それがまた日本の南方進出、別言すれば英・米・佛の東亞搾取體制打破のための戰略態勢を自然と形づくるのは、大和民族三千年の民族的叡知の顯脫でありまた映發であつた。

ヴェルサイユ條約によつて「空地なき國民」Volk ohne Raum となつたドイツが、國力のはけ口と國外にある自國少數民族擁護とを、ヴェルサイユ條約によつて生木を割かれるが如くに獨本國より離脫せしめられた失地に先づ求めるのは固より已むを得まい。また、より多くの原料は、同じくヴェルサイユ條約によつて剝奪された海外植民地の返還要求によつて充たさんとする國民的要望はナチスの擡頭(註)による國力の增進に伴れて表面化して來るのはまた免れ得ない數である。

イタリヤは以上の要求を北阿に求め、先づエチオピアに目指すことは、嘗て同國が行つて失敗したアビシニア(エチオピア)遠征の前例に徵して當然豫想されることであり、次で地中海の囚人たる立場を脫却するため、取敢へずアドリア海の制覇、このためのバルカン進出もまた、ファッシ■平常の主張によつても當然豫想されるところである。

斯くて新しき世界は、今や舊き世界に取つて換らんとしてゐる。その新世界秩序の胎動裡にあつて、ヒトラーもムソリーニも、新世界生誕の陣痛を東亞の天地に聽き、彼等の抱く新世界觀にどれ

(註) この時に於けるドイツナチスの擡頭は、先づ一九三一年の恐慌裡にあつてドイツの戰償を輕減する爲に決定されたヤング案に反對して六百萬人のドイツ國民の署名を得たことに現れた。次で一九三二年の大統領改選に際しては三月の第一回選擧に於てヒンデンブルグ千八百六十萬票、ヒトラー千百三十萬票、テールマン(共產黨)四百九十萬票、四月の第二回選擧に於てヒンデンブルグ千九百三十萬票、ヒトラー千三百四十萬票、テールマン三百七十萬票とナチスの急速な進出が見られる。更に七月に行はれたパーペン內閣下の總選擧では議席、ナチス二二九、社會民主黨一三二、共產黨八八、中央黨七五、ドイツ國民黨三六と、ナチスは今や政權の門口にまで達したのであつた。

だけの自信を吹き込まれたか、蓋し想像に難くない。

第二節　國際聯盟と滿洲事變の經過

一九三一年九月十八日滿洲事變が勃發するや、國際聯盟支那代表施肇基は聯盟に提訴し、之に對し日本代表芳澤謙吉は、十九日南京に於て宋子文が重光公使に直接交渉を求めたことを引例して日支直接交渉による解決を力說したが、支那側は日本軍の撤退を前提とすると主張して讓らなかつた。斯くて聯盟は、議長及び英・獨・佛・伊代表と日・支兩國代表との協議に移り、日本の反對にも拘らずアメリカのオブザーヴァーを交へ、また列强間の私的會議をも並行せしめて、事件解決案を協議したが、何等決するところなく、日本の作戰行動擴大、既成事實の累積に伴れて、ずるずると聯盟は引摺られ、その空氣は日毎に反日的となつて行つた。

元來聯盟そのものが、東亞の事態に無知であることから、滿洲、支那に聯盟の調査委員を派遣することゝなり、日本は之に贊成した。その間に滿洲建國の業は着々と進んで行つた。

斯かる折、上海事變が勃發し、聯盟とアメリカの對日空氣は頗に惡化して、聯盟規約第十五條適用論すら發生するに至つた。

リットン報告書は滿洲國を否認した。之を受理した國際聯盟理事會は、總會に附議し、日本全權松岡洋右、松平恒雄（駐英大使）、佐藤尚武（駐白大使）、長岡春一（駐佛大使）と支那側代表顏慶惠顧維鈞、郭泰祺との論戰となり、松岡代表は、リットン報告書が、東亞に於ける日本の立場を理解せざるものであると斷じ、支那は完全な國家でないと說き、滿洲國承認の取消しを峻拒し、一九三三年二月二十四日四二對一票（シヤム國棄權）を以て國際聯盟の反日意思が決定するや、聯盟脫退の宣言書を朗讀して長岡、佐藤二代表とゝもに、永久に聯盟總會議場を退場した。以下國際聯盟の動きと滿洲事變の經過を中心として、世界の動きを點綴した日錄を摘記する。

一九三一年

九月十八日　奉天の支那兵夜間柳條溝の滿鐵線を爆破、日本軍北大營の支那兵營を攻擊し、事變の火蓋切らる

二十日　朝鮮軍越境出動

二十一日　支那代表聯盟規約第十一條（註次頁）により聯盟に紛爭を提訴す。イギリス、金本位制停止

二十二日　聯盟理事會開會、芳澤・施肇基兩代表論戰。聯盟、日支兩國に同文通牒を發し、事件不擴大を勸告

二十四日　米國政府、日支兩國に對し平和解決希望の覺書送付（聯盟の通牒と同意味のもの）

二十六日　國民政府、反日運動取締要求を拒絕

二十七日　日本の對米回答手交

二十八日　聯盟理事會公開會議、芳澤代表演說

三十日　聯盟理事會、日本に信賴し一先づ閉

(註) 國際聯盟規約第十一條は次の通り規定してゐる。

一、戰爭又は戰爭の脅威は、聯盟國の何れかに直接の影響あると否とを問はず、總て聯盟全體の利害國際事項たることを茲に聲明す。仍て聯盟は國際の平和を擁護する爲適當且有效と認むる措置を執るべきものとす。此の種の事變發生したるときは事務總長は何れかの聯盟國の請求に基き直に聯盟理事會の會議を招集すべし。

二、國際關係に影響する一切の事態にして、國際の平和又は其の基礎たる各國間の良好なる了解を攪亂せむとする虞あるものに付、聯盟總會又は聯盟理事會の注意を喚起するは、聯盟各國の友誼的權利なることを併せて茲に聲明す。

會。支那外交部長王正廷辭職、後任施肇基

十月八日 錦州爆撃

九日 聯盟支那代表、錦州事件のため理事會招集要求

十三日 聯盟理事會開會、芳澤・施肇基兩代表論戰

十四日 日支兩國を除く理事國秘密會、米國オブザーヴア出席を可決す

十五日 理事會秘密會、米國招請を十三票對一票(日本)にて可決す

十六日 理事會に米國ギルバート出席

十八日 上海排日暴動化、我陸戰隊上陸、上海事變の微增大す

二十一日 理事會、日本軍の十一月二十六日までの期限附撤退に關する決議案を上程す

二十四日 理事會、日本の對案を葬り、聯盟理事會決議案を可決す、共に十三票對一票

十一月十六日 聯盟再會、芳澤代表帝國の立場を聲明す(註)

十九日 日本軍馬占山を追ひ齊々哈爾に入る

二十七日 米國スチムソン國務卿、錦州問題で聲明

十二月十日 理事會、支那調査委員派遣に決す

十三日 犬養內閣成る(十一日若槻內閣總辭職)、滿蒙獨立建設會議奉天に開催

十四日 日本、金輸出再禁止

(註) 帝國政府は、在滿帝國臣民の安全を確保せんが爲には、先づ兩國の國民的反感及び疑惑を除くの方法を講ずるの外なきを認め、必要なる基礎的大綱を支那政府と會商するの用意ある旨を、十月九日外務大臣より在京支那公使宛の公文中に言明し、聯盟理事會にも之を通報せり。帝國政府は時局收拾の途が一に以上の見地に基くべき旨を確信し、理事會の討議に當つて終始一貫之を主張せり。其の會商せんとする大綱として帝國政府の考慮する所は(一)相互的侵略政策及行動の否認(二)支那領土保全の尊重(三)相互に通商の自由を妨害し及國際的憎惡の念を煽動する組織的運動の徹底的取締(四)滿洲各地に於ける帝國の條約上の權益尊重に關するものである。帝國政府は右各項が國際聯盟の目的及び精神に合致し、極東平和の根帶をなすべき當然の原則なるを以て、固より世界公論の支持を得べきことを疑はず、聯盟理事會に於て帝國代表者が之を議題とせざりしは、其の性質上日支直接交涉の問題たるべきものと認めたるが爲めなり。

十五日 蔣介石國民政府主席を辭す

三十一日 多門師團溝幇子入城

一九三二年

一月 三日 日本軍錦州入城

五日 聯盟の對支調査委員決定(英リットン伯、佛クローデル中將、米マッコイ少將、獨シユネー博士、伊アルドロヴアンデイ伯)

六日 黑龍江省獨立宣言、張景惠主席に就任

七　日　米國務卿スチムソン、滿洲新形勢に關する米國の不承認政策を聲明せる新通牒を、日・支兩政府に通達

九　日　ドイツ、賠償金支拂不能を聲明

十八日　上海にて我日蓮宗僧侶信徒五名支那暴民に襲はれ全部重傷、內一名死亡　上海事件の端開く

二十日　上海日本人居留民大會

二十一日　上海村井總領事、吳市長に對し排日運動禁止に關する正式要求を提出、同領事及び鹽澤第一遣外艦隊司令官强硬聲明を發す。スペインに革命勃發す

二十二日　ソ聯邦第二次五ヶ年計畫綱領發表

二十五日　第六十六回聯盟理事會開會、佐藤尙武、顧惠慶兩代表論戰

二十八日　上海事變勃發

二十九日　聯盟公開理事會、規約第十五條適用

三十日　聯盟理事會公開會議、上海事件調査の國際委員會組織決定

二月一日　英・米上海事變に關し强硬抗議

二　日　上海總攻擊、國際聯盟一般軍縮會議開催

四　日　リットン調査委員長、英國發米國に向ふ

五　日　日本軍ハルピン入城

七　日　帝國政府上海に陸兵派遣聲明

九　日　リットン調査委員團ニューヨーク着

十　日　滿蒙新國家建設の第一回首腦會議奉天に開かる

十二日　聯盟支那代表、理事會に對し日支事件の總會移管を要求す

十三日　聯盟對支調査委員桑港發渡日

十六日　聯盟理事會の對日通牒手交さる

十八日　東北行政委員會宣言發表　上海の植田第九師團長及び村井總領事、支那側へ最後通牒を發す

二十二日　上海戰、日本軍廟行鎭占據

二十五日　東北行政委員會滿蒙新國家建設の大綱を決定す（國號を滿洲國とし、元首は宣統帝溥儀、年號を大同とす）

二十七日　東北行政委員會建國通電を發す

二十九日　リットン調査委員團東京着　米國大西洋艦隊に太平洋出動命令下る

三月一日　滿洲國建國宣言發布

三　日　日支問題聯盟特別總會開會　上海戰一段落（白川司令官戰鬪行爲中止聲明）

四　日　聯盟總會、日支停戰勸告決議案可決

九　日　滿洲國建國式、溥儀氏執政に就任

十三日　滿洲國政府、世界十七箇國に對し建國通牒を發す

十四日　リットン調査團上海着

十五日　アメリカ、滿洲國不承認聲明

十九日　上海停戰豫備協定成る

二十四日　日支停戰交涉正式會議開催

四月九日　リットン卿一行北平着

十三日　ドイツ政府ナチス突擊隊解散

十六日　聯盟十九箇國委員會非公式會談、スチムソン米國務卿ジュネーヴ着

十九日　リットン調査團一行北平發

二十一日　同奉天着

二十五日　ソ聯邦政府調査團への協力を拒絕、リットン卿滿洲國へ入國正式通告

二十九日　上海新公園の天長節祝賀會場に爆彈を投ぜられ白川、野村、植田、重光村井の文武首腦者並に河端民國團長負傷

三十日　聯盟總會、日支停戰決議案可決

五月二日　リットン調査團、奉天發新京に着く
五月五日　上海日支停戰協定調印
十一日　上海派遣軍に歸還命令下る
十五日　五・一五事件勃發、犬養首相兇死
二十二日　齋藤實子爵に組閣の大命降下、支那外交部長羅文幹辭職、後任郭泰祺
二十六日　齋藤內閣成立
六月一日　上海派遣軍引揚完了公表、日本軍海倫入城
三日　リットン調査團、柳條溝爆破現狀視察
十四日　ローザンヌ賠償會議開催
十五日　衆議院、滿洲國承認決議案を可決
十八日　滿洲國關稅自主宣言
二十四日　泰國革命勃發、立憲君主制成立
二十八日　リットン調査團、北平發奉天經由東京に向ふ
七月六日　內田伯外相に親任、翌七日リットン調査團と會見
八日　ローザンヌ賠償協定調印
十四日　內田外相調査團と最終會見
十五日　リットン卿、橫濱出帆青島に向ふ、殘部翌十六日出發
二十一日　英帝國オッタワ會議開催
二十三日　調査團北平にて正式委員會を開く
八月六日　國民政府行政院長汪精衞辭任
八日　武藤信義大將、關東軍司令官・關東長官・滿洲派遣臨時特命全權大使に親任
十一日　張學良外遊發表
二十日　英印通商協定成立
九月十五日　リットン卿一行、上海發歐洲に向ふ
十五日　帝國政府滿洲國承認、新京にて日滿議定書調印
三十日　リットン報告、日・支兩外務當局に手交
十月一日　聯盟十九箇國繼續委員會開催、日本の滿洲國承認に遺憾表明
二日　外務省、リットン報告書公表
六日　滿洲國政府、リットン報告反駁書を英米佛伊白國に發す
十一日　松岡洋右聯盟代表正式決定
十九日　滿洲國特使謝介石參內、執政親書捧呈
十一月六日　ドイツ國會選擧、ナチス黨第一黨となる
八日　ルーズヴェルト米大統領當選
二十一日　日支問題報告書審議ノ聯盟理事會開催、松岡・顧維鈞兩代表演說（日支の論戰三日間に亘る）
帝國政府、リットン報告に對する意見書公表
二十九日　佛・蘇不侵略條約調印
十二月一日　在滿帝國大使館開設
聯盟十九箇國繼續委員會開會、日支問題總會移管承認
五日　日本軍海拉爾占據、翌六日滿洲里に入城す
八日　聯盟總會第三日、小國側の策動を抑へて松岡代表演說
十二日　蘇・支不侵略約調印
十六日　天津日本領事館爆破さる
十七日　日本政府ジュネーヴへ强硬訓電
一九三三年
一月一日　山海關日支衝突起る
八日　スペイン人民戰線派の暴動勃發
十一日　陸軍、熱河討伐に他の干涉不許容聲明
十二日　杉村・ドラモンド妥協試案成る
十六日　アメリカ、滿洲國不承認主義を列國に通告。ソ聯邦、日・ソ不侵略條約交涉顚末發表
十九日　十九箇國委員會第二次會談、日本代表部提出の杉村・ドラモンド修正案を受諾せず、新提案をなす
二十一日　十九箇委員會、日本の回訓案を不滿

（註）聯盟規約第十五條第四項「紛爭解決に至らざるときは聯盟理事會は全會一致又は過半數の表決に基き當該紛爭の事實を述べ公正且適當と認むる勸告を載せたる報告書を作成し之を公表すべし」

足と認め、聯盟規約第十五條第四項移行の準備に入る旨發表す（註）、和協事實上失敗に歸す

三十日　ドイツ、ヒトラー內閣成立

二月一日　帝國政府、ジュネーヴへ日本最後案を回訓（內田外相參內奏上）

十六日　荒木陸相熱河討伐斷行の意を闡明

二十日　帝國政府緊急閣議、聯盟脫退の方針を決す

二十二日　海軍、南洋群島の主權帝國に在る旨聲明

二十四日　聯盟總會四十二對一にて第四項の勸告案採決（シヤム棄權）、日本代表反對宣言ののち連袂退席

三月四日　米國新大統領ルーズヴェルト、財界動搖中に就任。日本軍承德入城

五日　アメリカ、金輸再禁止

十日　日本軍長城全線に積極作戰、古北口完全占領

十一日　張學良下野陳謝の通電、何應欽一切を引繼ぐ

二十三日　ドイツ、ヒトラーに獨裁權賦與

二十七日　國際聯盟脫退の詔書渙發（聯盟事務局に脫退通告）

三十一日　ドイツ政府ユダヤ人追放斷行

四月十日　關東軍、長城全線總攻擊令

十一日　印度政府、日・印通商條約廢棄

十九日　日・獨・仲裁裁判條約調印

五月二日　ソ聯リトヴイノフ、東支鐵道賣込を正式に大田駐ソ大使に提議

三日　南京政府北平政務委員會を新設、黃郛を委員長とす

三十日　東支鐵道を「北滿鐵道」と改稱決定

三十一日　日支停戰協定成立調印

六月六日　印度、對日貨關稅引上

七日　聯盟日支紛爭諮問委員會、滿洲國不承認委員會報告書採擇

八日　ドイツ、外債モラトリアム實施宣言

十二日　ロンドン世界經濟會議開會

十三日　滿洲國政府、金輸出禁止法公布

七月五日　北支戰區接收、日支代表覺書交換

二十八日　麥刈大將、關東軍司令官、駐滿大使、關東長官親補親任

第三節　リットン報告書に現れた舊秩序維持意識

八月廿一日　帝國政府、新南群島先占の佛國宣言に抗議

九月十四日　內田外相辭職、廣田弘毅親任

二十九日　聯盟總會にて顧維鈞、滿洲問題を持出し日本を攻擊

十二月廿九日　滿洲國帝政三月一日宣布に決定

一九三四年

一月二十七日　ソ聯邦共產黨大會にてモロトフ、極東戰爭の危機を說く

三月一日　滿洲國帝政實施、執政溥儀氏登極、康德元年と改元

十二日　國際聯盟、滿洲國不承認を決議

スペイン、ソ聯邦承認

國際聯盟の對支調査委員は一九三二年一月十日理事會に於て決定され、日・滿・支に現地調査を行ひ、九月三十日報告書を日・支兩國に手交するまで九ケ月の日子と多額の費用を費したが、その報

告書は日・滿・支・蘇の歴史的關係から說き起した十八萬語に上る浩瀚なものである。卽ち內容は

第一章　支那に於ける近時の發展の概要。第二章　滿洲。第三章　日支兩國間の滿洲に關する諸問題。第四章　一九三一年九月十八日當日及其後に於ける滿洲に於て發生せる事件の概要。第五章　上海。第六章「滿洲國」。第七章　日本の經濟的利益及支那のボイコット。第八章　滿洲に於ける經濟上の利益。第九章　解決の原則及條件。第十章　理事會に對する考案及提議。

等に亘つてをり、終始日支兩國に對し裁判官的筆致を以て進めてゐるところは、一見公平に見えて事實は不公正の甚だしいものがあり、日本の正當なる自衞權を無視し、滿洲國の獨立承認を否定し日本軍の撤退を要求し、更に交涉委員會を褒めてゐることは不當なる干涉といふべきである。然しまた他面、支那に於ける國策として利用されるボイコットを痛擊し、また支那政府當局が全世界に長く隱蔽し辨明し來つた支那の實情を明瞭に照し出してもゐる。

玆で注意しなければならないのは、國際聯盟が何故に調査團を派遣しなければならなかつたかといふことである。そして、その最も大きな原因は聯盟の無知といふことである。殊に滿洲事變を日本の侵略とのみ形づけて、大國の小國に對する侵略は聯盟の容認せざるところであるといふ原則を確立するために狂奔した小國側代表の無知である。彼等は、それが、滿洲であらうと、世界の何處の隅であらうともかまはない、彼等自身の小國の立場から、たゞその原則を樹立したかつたのだつた。滿洲は日本の生命線だらうが、聯盟は我等の生命線だとは彼等は主張するのである。スペイン（レルー及マダリアガ）、チェック（ベネッシュ）、スエーデン（ウンデン）、アイルランド（レスター、デヴァレラ）等の動きがそれであり、聯盟を牛耳つたブリアン佛代表は不戰條約の提唱者の一人であることも看過出來ない。これに加ふるに、外部から聯盟外のアメリカの働きかけが可なり效を奏した。斯くて英・佛の大國側代表は小國側代表に引摺られた觀があつた。

リットン報告書は、右の聯盟の空氣を可なりな程度に反映してゐる。調査團が滿洲事變の眞相を把握することは愚か、東亞そのものをも知ることを得なかつた實證として、報告書から左の一節を引用して見よう。卽ち、第六章第二節「滿洲國」の現政府のうちの『政府の目的』といふ項に

政府の目的は二月十八日の東北行政委員會の宣言及三月一日の「滿洲國政府」の宣言に表明せられたるが如く「王道」の根本原則に從ひて統治するに在り。此の語に對する英語の正確なる同意語を發見するは困難なり。「滿洲國」當局に依り提供せられたる通譯者は之を「愛」と譯したれども、學者は數多の意味合ひを有し得べき「王者の道」（キングリー・ウエー）なる意義を之に與ふ。而て右は支那の傳統に依れば往時より誠心誠意民の安泰を念としたる善政の基礎たりしものなり。

とあるが、吾人をしていはしむれば、たゞに英語に王道の同意語なきのみならず、歐米には、殊にアングロ・サクソン民族には王道の觀念が無いから言葉もないといふ外はない。……觀念が無いから言葉もないといふ外はない。

王道にして既に然り、況んや、八紘爲宇に於てをや、といはざるを得ない。だから、同報告書が滿洲國の成立に就き

現在の政權は純粹且つ自發的なる獨立運動に依りて出現したるものと思考することを得ず。

と斷じ、また

然れども現在まで「滿洲國政府」が其の政策を遂行する爲費したる時日の短きことを充分酌量し、且既に講ぜられたる手段に對し篤と斟酌を加ふるも猶此の「政府」が事實上其の改革案の多數を遂行し得べきことを示す何等の徵候存せず。

といつてゐるのも、彼等の認識不足から見て無理がないと思はせる。然し、斯樣な斷定をしてゐるかと思へば、また聯盟をして取捨、歸趨に迷はしめる箇所も隨分ある。例へば事變勃發の夜に就て

同夜に於ける叙上日本軍の軍事行動は正當なる自衞手段と認むることを得ず。尤も之により調査團は現に在りたる日本將校が自衞の爲めに行動しつゝありと信じつゝありたるなるべしとの假說を排除せんとするものには非ず。

といつたやうな工合である。この確信のない態度は、報告書最後の「滿足なる解決の條件」なる結論に於ても觀取出來る。卽ち解決の條件として、報告書には十項目が擧げられてゐる。

一、日支双方の利益と兩立すること

兩國は聯盟國なるを以て各々聯盟より同一の考慮を拂はるることを要求するの權利を有す。兩國が利益を

獲得せざる解決は平和の爲の收得とならざるべし。

二、蘇聯邦の利益に對する考慮。

第三國の利益を考慮することなく兩隣國間に於て平和を講ずるは公正若くは賢明ならざるべく又平和に資する所以に非ざるべし。

三、現存多邊的條約との一致。

如何なる解決と雖も聯盟規約、不戰條約及華府九國條約の規定に合致するを要す。

四、滿洲に於ける日本の利益の承認。

滿洲に於ける日本の權益は無視するを得ざる事實にして如何なる解決方法も右を承認し且日本と滿洲との歷史的關係を考慮に入れざるものは滿足なるものに非るべし。

五、日支兩國間に於ける新條約關係の成立。

滿洲に於ける兩國各自の權利、利益及責任を新條約中に再び聲明することは合意に依る解決の一部にして將來紛糾を避け相互的信賴及協力を回復する爲に望ましきことなり。

六、將來に於ける紛爭解決に對する有效なる規定。

叙上に附隨的なるものとして比較的重要ならざる紛爭の迅速なる解決を容易ならしむる爲規定を設くる要あり。

七、滿洲の自治。

滿洲に於ける政府は支那の主權及行政的保全と一致し東三省の地方的狀況及特徵に應ずる樣工夫せられたる廣汎なる範圍の自治を確保する樣改めらるべし。新文治制度は善良なる政治の本質的要求を滿足する樣

構成運用せらるゝを要す。

八、内部的秩序外部的侵略に對する保障。

滿洲の内部的秩序は有效なる地方的憲兵隊に依り確保せらるべく、外部的侵略に對する安全は憲兵隊以外の一切の武裝隊の撤退及關係國間に於ける不侵略條約の締結に依り與へらるべし。

九、日支兩國間に於ける經濟的提携の促進。

本目的の爲兩國間に於ける新通商條約の締結望ましく。斯る條約は兩國間に於ける通商關係を公正なる基礎の上に置き双方の政治關係の改善と一致せしむることを目的とすべし。

十、支那の改造に關する國際的協力。

支那に於ける現今の政治的不安定が日本との友好關係に對する障害にして且極東に於ける平和の維持が國際的關心事項なる關係上世界の他の部分に對する危惧なると共に叙上に擧げたる條件は支那に於ける强固なる中央政府なくしては實行する能はざる所なるを以て滿足なる解決に對する最終的要件は故松邑仙博士が提議せる如く支那の内部改造に對する一時的國際協力なり。

日本政府は勿論之に對して廣汎な辨駁書を發表した。それは一言でいへば、報告書は東亞の新事態を眞に認識しなかつたといふのである。

兎まれ、報告書發表の唯一の効果として擧ぐべきは、これまで餘りの無知の故に、紛々としてゐた聯盟國及びアメリカの對東亞認識が、この程度に統一されたといふことである。

第四節　滿洲建國の意義（大東亞廣域圈の理念と新しき國際關係）

第一次歐洲大戰後の國際關係は、大觀して、世界は幾つかの廣域圈に分割されつゝあるといふ世界史の趨勢乃至必然の上に、列强が、夫々その廣域圈の指導國たらんとするアムビシヨンによつて織り成されたものといふことが出來る。それは、戰後の各國が經濟國家主義を强行することによつて、當然齎らされた歸結であるとも云へるのである。その廣域圈は大體に於て、ヨーロッパ、ロシヤ、東亞、アメリカと四つに分けられる形勢にあつた。ヨーロッパ廣域圈はアフリカをも含み、その指導國が、イギリスであるか、フランスであるか、將にまたイタリヤであるか未だこの時には明らかではない。ロシヤ廣域圈は中亞、西亞を含めてソ聯邦が之を握るかどうか、これも今後の推移に待つ外はない。アメリカ廣域圈は北米合衆國が握るために汎米主義を以て内にモンロー主義を以て外に對してゐる。その可能性は前者に比して遙かに明瞭である。

然るに、東亞廣域圈の指道權は、滿洲建國によつて、日本がそれを握る決意と資格とを世界に闡明したものであつた。それは、必然、日本經濟の英・米依存からの脫却、ひいて日本外交の英・米依存外交からの脫却を意味して來る。これが滿洲建國の裡に觀取される第一の意義である。

以上の四廣域圈の外に、イギリスを中心とする大英帝國なるものが、既に特殊の形態に於て廣域（經濟）圈を形作つてゐるとも云へる。特殊の形態に於てといふのは、この廣域圈なるものは、地政學的に云へば嚴密なる廣域圈としての形態と素質とを缺くものであることをいふ。蓋し、大英帝國廣域（經濟）圈が存在してゐるとするも、その構成分子が、以上の四廣域圈の何れものうちにも包含されてゐるのであつて、既に東亞に於ては、日本の反噬が始つてゐるのではないか。裏返していへば、その何れもが本質上、また地政學的に、大英帝國廣域圈に屬しないものである。此故にイギリスは世界史の必然に反抗するか、然らざれば、大英帝國を四分五裂に分散させる外はない立場に立たされてゐる。この、世界が廣域圈に分割されるといふ、その必然過程、その原因は、本書全體を貫いて解明さるべきものであるから、こゝではこれ以上は觸れない。

滿洲建國は、國際聯盟とアメリカの必死の妨碍があつたにも拘らず、滿洲住民の自發的意志により自然發生的に成就された。先づ日本軍の奉天占領に呼應して一九三一年九月二十六日には袁金凱を委員長とする奉天地方自治維持會が組織され、二十八日に奉天省獨立政府樹立の決意を宣言し、また吉林省では二十八日東北邊防軍副司令長官公署參謀長熙洽が、熱河省主席湯玉麟は二十九日、十一月一日には遼寧省邊防軍指揮于芷山が、また翌年一月一日黑龍江主席張景惠が、相次いで獨立を宣言し、此等の運動が融合して二月十八日の東北行政委員會の宣言となり、滿洲建宣言（一九三二年三月一月）は中外に宣明され、三月九日宣統帝溥儀氏を執政に推戴した。次に滿洲建國宣言を掲げよう。

滿洲國建國宣言

想ふに我が滿蒙各地は邊陲に屬在し開國綿遠なり。諸れを往籍に徵して分併稽ふべし。地質膏腴、民風樸茂、開放を經るに迨んで生聚日に蕃く、物産豐饒實に奥府となる。乃ち辛亥革命共和民國成立より以來、東省の軍閥は中原變亂の機に乘じて、政權を攫取し、三省に依りて己が有となし、貔貅相織ぎ、竟に將に廿年ならんとす。狼厲貪婪、驕奢淫佚、民生の休戚を顧みることなく一に惟れ私利をのみ是れ圖る。內は則ち暴斂橫征、咨意揮霍以て幣制紊亂、百業凋零を致せり。且復時に野心を逞うして兵を關內に進め、地方を擾害し、民命を傷殘す。一再敗衂するも尙ほ悔悛せず。外は則ち信義を蹧棄し、釁を隣邦に開き、夙に親仁の規に昧く、專ら排外を取て事と爲す。加ふるに警政修まらざるを以て、盜匪の橫行四境に遍く、至る處、擄掠焚殺して村里一空、老若構壑、餓莩途に載つ。我が滿蒙三千萬民衆、命を此の殘暴無法の區域內に託するは死を

待つのみ、何ぞ能く自ら脫せんや。今や何の幸ぞ、手を隣師に借りて玆に醜頭を驅り、積年軍閥盤踞し、秕政萃聚せる地を擧げ一旦にして之を廓清す。此れ天我が滿蒙の民に蘇息の良機を予へしなり。吾人の當に奮然として興起し邁往無前、以て更始を圖るべきのみ。

是を惟ふに內、中原を顧みれば改革より以還、初めは則ち群雄角逐して爭戰頻年、近くは卽ち一黨專橫にして國政を把持す。何をか民生と云ふ、實に之を死に置くなり、何をか民權といふ、唯利を是れ專らにするなり。何をか民族といふ、但だ黨あるを知るのみ。旣に曰く天下公たり。又曰く黨を以て國を治むと。矛盾乖謬自ら欺き、人を欺く、種々の詐僞は究詰するに勝へず。比來內鬨迭々起り、彊土分崩し、黨且自ら存する能はず、國何ぞ能く顧みられん。是に於て赤匪橫行し、災禍薦りに告ぐ。海內を毒痛し、民怨沸騰し政體の不良を痛心疾首せざるは無し。而して曩昔の政治淸明の會を追思す。直に唐虞三代の遠き如きは幾及すべからず。此れ我が各友邦の共に目睹し而して同じく感慨深うする所なり、夫れ二十年試驗の得る所を以てすれば、其の結果一に此に至る。亦廢然として返るべし矣。乃ち猶疾を諱み、醫を忌み、其の舊惡を恬み、詞を民意の從新未だ遑仰すべからざるに籍らんか、然らば則ち其の之く所を縱にせば、浸く共產に至るのみに非す、自ら亡國滅種の地に陷りて已まざらん。

今我滿蒙民衆は天賦の機緣を以て、振拔を力求し、自ら政治萬惡國家の範圍外に脫せざれば、勢必ず胥ひ及に載に溺る、同じく盡くるに歸せんのみ。數月來幾度か奉天、吉林、黑龍江、熱河東省特別區、蒙古各盟旗の官紳士民の集合を經て、詳に研討を加へ、意思旣に一致に趨く、以爲らく爲政は多言を取らず、只實行如何を視るのみ。政體は何等を分たず、只安集を以て主と爲す滿蒙は舊時本と別に一國を爲す。今や時局の必要を以て自ら樹立を謀らざる能はずと。應に卽ち三千萬民衆の意向を以て卽日宣告して中華民國と關係を脫離し、滿洲國を創立す。玆に特に建設綱要を將て中外に昭布し、咸聞知せしむ。

竊に惟ふ、政は道に本づき、道は天に本づく。新國家建設の旨は一に以て順天安民を主と爲す施政は必ず眞正の民意に徇ひ、私見の或存を容さず。凡そ新國家領土內に在りて居住するものは皆種族の岐視尊卑の分別なし。原有の漢族、滿族、蒙族及日本朝鮮の各族を除くの外、卽ち其他の國人にして長久に居留を願ふ者も亦平等の待遇を享くることを得。其の應に得べき權利を保障し、其をして絲毫も侵損あらしめず。竝に力を竭くして往日黑暗の政治を鏟除し、法律の改良を求め、地方自治を勵行し、廣く人材を收めて俊賢を登用し、實業を奬勵し、金融を統一し、富源を開闢し、生計を維持し、警兵を調練し、匪禍を肅淸せむ。更に進んで教育の普及を言へば、

當に禮教を是れ崇ふべし。王道主義を實行し、必ず境内一切の民族をして熙々皞々として春臺に登るが如くならしめ、東亞永久の光榮を保ちて世界政治の模型と爲さむ。其の對外政策は則ち信義を尊重して、力めて親睦を求め、凡そ國際間の舊有の通例は遵守を敬謹せざることなし。其の中華民國以前各國と定むる所の條約、債務の滿蒙新國領土以内に屬するものは、皆國際慣例に照し繼續承認し、其の自ら我が新國境内に投資して商業を創興し利源を開拓することを願ふもの有らば、何國に論なく一律に歡迎し、以て門戸開放機會均等の實際を達せむ。

以上宣布せる各節は新國家立國主要の大綱たり。新國家成立の日より起り、卽ち當に新組織の政府に由りて其の責任を負ふべし、極めて誠懇なる表示を以て、三千萬民衆の前に向ひ實行を宣誓す。

天地昭鑑。此の言を渝ふることなし。

日本は同年八月一日、既に聲明した通り滿洲國を承認し、九月十五日新京執政府に於て日本側全權武藤信義、滿洲國側國務總理鄭孝胥の間に正式條約の議定書が調印された。議定書は左の通りである。

日滿議定書

日本國は滿洲國が其の住民の意思に基きて自由に成立し獨立の一國家を成すに至りたる事實を確認したるに因り

滿洲國は中華民國の有する國際約定は滿洲國に適用し得べき限り之を尊重すべきことを宣言せるに因り

日本國政府及滿洲國政府は日滿兩國間の善隣の關係を永遠に鞏固にし互に其の領土權を尊重し東洋の平和を確保せんが爲左の如く協定せり

一、滿洲國は將來日滿兩國間に別段の約定を締結せざる限り滿洲國領域内に於て日本國又は日本國臣民が從來の日支間の條約、協定其の他の取極及公私の契約に依り有する一切の權利利益を確認尊重すべし。

二、日本國及滿洲國は締約國の一方の領土及治安に對する一切の脅威は同時に締約國の他方の安寧及存立に對する脅威たるの事實を確認し兩國共同して國家の防衞に當るべきことを約す之が爲所要の日本國軍は滿洲國内に駐屯するものとす。

本議定書は署名の日より效力を生ずべし

本議定書は、日本文及漢文を以て各二通を作成す日本文本文と漢文本文との間に解釋を異にするときは、日本文本文に據るものとす

滿洲建國の第二の意義は、東亞廣域圈の特異性が、滿洲建國によつて明らかにされたことである。それは一言で云へば、東亞廣域圈の指導國日本と被指導諸國との關係が、他の廣域圈内の關係

はどうあらうとも、東亜廣域圏に關する限り、從來の國際法を以ては解明し得られない、從てまた律せられない、全く新しい關係に立つことが明らかにされたことである。卽ちそれは、八紘爲宇の大日本肇國の國是を、その根本理念に有ち、日本と被指導國との關係は、親邦・子邦の關係に立つことである。これは滿洲建國に關する日・滿兩國の國意を表明した文書に明瞭に觀得されるところであるが、別して、滿洲國皇帝の滿洲國民に下し賜ふた「回鑾訓民詔書」及「國本奠定詔書」に昭々乎たるものがある。

回鑾訓民詔書

康德二年（昭和十年）四月二十七日

朕登極ヨリ以來　亟ニ躬カラ日本皇室ヲ訪ヒ　修睦聯歡　以テ積慕ヲ伸ヘンコトヲ思フ　今次東渡　宿願克ク遂ク　日本皇室　懇切相待チ備サニ優隆ヲ極メ　其臣民熱誠迎送　亦禮敬ヲ殫竭セサルナシ　衷懷銘刻　殊ニ忘ルル能ハス　深ク維フニ我國建立ヨリ　以テ今玆ニ逮フマテ　皆友那ノ仗義盡力ニ賴リ　以テ丕基ヲ奠メクリ　玆ニ幸ニ親シク誠悃ヲ致シ　復タ意ヲ加ヘテ觀察シ其政本ノ立ツトコロ　仁愛ニ在リ　敎本ノ重ンスルトコロ　忠孝ニ在リ　民心ノ君ヲ尊ヒ上ニ親ムム　天ノ如ク地ノ如ク　忠勇公ニ奉シ　誠意國ノ爲メニセサルハナシ　故ニ能ク內ヲ安ンシ外ヲ攘ヒ　信ヲ講シ鄰ヲ恤レミ　以テ萬世一系ノ皇統ヲ維持スルコトヲ知レリ

朕今躬カラ其上下ニ接シ　咸ナ至誠ヲ以テ相結ヒ　氣同シク道合シ　依賴渝ラス　朕日本天皇陛下ト　精神一體ノ如シ　爾衆庶等　更ニ當ニ仰イテ此ノ意ヲ體シ　友邦ト一德一心　以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ　東方道德ノ眞義ヲ發揚スヘシ　卽チ大局ノ和平　人類ノ福祉　必ス致スヘキナリ

凡ソ我カ臣民　務メテ朕カ旨ニ遵ヒ　以テ萬穰ニ垂レヨ　此ヲ欽メ

國本奠定詔書

康德七年（昭和十五年）七月十五日

朕玆ニ

建國神廟ヲ立テ國本ヲ悠久ニ奠メ國維ヲ無疆ニ張ルカ爲ニ汝衆庶ニ詔シテ曰ク我國建國ヨリ以來

邦基益固ク邦運益興リ烝々トシテ日ニ隆治ニ濟ル厥ノ淵源ヲ仰キ斯ノ丕績ヲ念フ皆

天照大神ノ神麻

天皇陛下ノ保佑ニ賴ラサルハナシ是ヲ以テ朕嚮ニ躬カラ

日本皇室ヲ訪ヒ誠悃謝ヲ致シ感戴彌重ク汝衆庶ニ詔シテ訓フルニ一德一心ノ義ヲ以テス其ノ旨ヤ

深シ今玆東渡恭シク
紀元二千六百年ノ慶典ヲ祝シ親シク
皇大神宮ヲ拜シ回鑾ノ吉敬テ
建國神廟ヲ立テ
天照大神ヲ奉祝シ厥ノ崇敬ヲ盡シ身ヲ以テ國民ノ福祉ヲ禱リ式テ永典トナシ朕カ子孫ヲシテ萬世
祇ミ承ケ無窮ニ孚アラシム庶幾リハ國本惟神ノ道ニ奠リ國綱忠孝ノ敎ニ張リ仁愛安ンスルトコロ
協和化スルトコロ四海清明ニシテ篤ク
神庥ヲ保タム汝庶其レ克ク朕カ意ヲ體シ本ヲ培ヒ綱ヲ替ヒ力行懈ラス自强息ムコト勿レ此ヲ欽メ

第五節　國際聯盟脫退とその國際的影響

國際聯盟脫退に關する詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ懌ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ
朕亦遺緒ヲ繼承シテ荀モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世

界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ愼重審議遂ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ
然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルコトナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇內ニ顯揚スルハ夙ニ朕カ念トスル所ナリ
方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ擧國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武五ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行ク所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

日本の國際聯盟脫退は、第一に世界現狀維持機構である國際聯盟をして、その權威を失はしめ、現狀維持機構としての機能を著減せしめた。卽ち喧傳された聯盟の對日經濟制裁も遂に實現を見なかつたのは其著しい證左である。斯くして、滿洲事變に際して、日本の決意に對する聯盟の威力を秤にかけて鋭い觀察をしてゐたムソリーニをして、現狀打破の戰ひを押し進め、遂にエチオピア戰爭敢行へまでの決意を抱かしむるに至つた。次で、大ドイツ國再建に苦闘しつゝあつたナチスの統

率者ヒトラーをして、國際聯盟を無視して獨往邁進せしめる自信を與へた。

卽ち滿洲建國と國際聯盟脫退とは、また之に對する聯盟の無爲は、世界現狀維持陣營への挑戰となり、世界奪秩序打開への拍車となつた。世界史はこの時から、新しい第一步を踏み出したのである。ヒトラーは、「世界の地圖及び領土的・民族的領域のそれが根本的・徹退的に武力によつて改訂された後、國際聯盟が設立されたが、それはそれらの氣狂ひじみた、不合理な處置を晶化し、その諸結果を調整して生活の永久不變の基礎たらしめんとしたのであつた。」と聯盟の不合理性を衝いてゐるが、後年（一九三八年二月二十日、國會に於ける演說）彼が、ドイツの國際聯盟脫退と滿洲國承認に就て次のやうに言つてゐるのは、日本の聯盟脫退の國際的影響の一端を窺ふに足るものである。（第二篇第三章第四節「國際聯盟の沒落」參照）

第一、我々は國際聯盟を脫退する、何となれば——その發生と任務に忠實に——平等の軍備並びに平等の保證にたいする權利を我々に拒むからである。

第二、我々は決して聯盟に加はらないであらう。何となれば、我々は、世界のいづこにおいても不正を擁護するための國際聯盟の多數決によつて、我々が利用されることを欲しないからである。

第三、我々は、不運に誤り導かれた國際聯盟を眞の救助者として信賴してゐる一切の國民を喜ばし得るとは信じない。我々は、例へばエチオピア戰爭の場合、イタリヤの生死的な必要に一層の理解を示し、種々の約束を以てエチオピア人を助ける意向を示すことが一層慘なかつた方が國際聯盟にとつて一層正しかつたと考へざるを得ない。恐らくそれがこの世界的の力にたいして、一層單純にして合理的な解決を與へたであらう第四、我々はいかなることがあつても、ドイツ國民が自身何らの利害關係を有せぬ紛爭に卷込れるのを許さないであらう。我々は、ドイツ人にとつて些かの利益も認められぬ他國の領土的又は經濟的利益を擁護しようとは欲しない。更に我々自身、他國からそのやうな援助を期待しない。ドイツはその利益と要求において賢明な緩和を自身に課さうと決意してゐる。しかし若しドイツの利益が重大な危險に曝されるやうなことがあれば、我々は國際聯盟から援助を受けようとは期待せず、最初から我々の仕事を我々自身で擔ふ權利を執るであらう。

第五、我々は將來、一方に爭ふべからざる事實の公式承認を排して、賢明な判斷を有する人間の行爲に非ず或る種の大きな鳥の習性に似たる如何なる國際的施設によつても、我々の態度の決定されるのを許さうとは思はない。諸國民の利益は、窮極に於てその國民の生か死かに關する限り、形式的な考慮よりも强いものである。蓋し二〇三八年には、その新事態をジュネーヴに登錄すること無しに、新國家が出現し、他の國家が消滅するかも知れない。それも可能である。

ドイツは國際聯盟の一員たることによつて、そのやうに不合理な手續に參加しないであらう。

ドイツは滿洲國を承認するであらう。私はこの處置において、理解を缺いた架空的な政策と、現實の事實を眞面目に尊重する政策との間に、決定的な一線を劃さんと決意したのである。これを總括していふならば、ドイツはもはやこの施設への復歸を考へない。イタリヤがそれを脫退して以來、特に然りである。

第二篇　歐洲の變局

「東亞の變局」に呼應して「歐洲の變局」が、ヴエルサイユ體制への反動乃至修正としてヨーロッパの天地を搖がすことになつた。「世界史上、かくも大なる任務が、かくも無能な人物の手中に委ねられたことは、稀であつた」とドイツの一歷史家はいつてゐるが、ヨーロッパの歷史と民族と地政學とを無視したウヰルソン指導下のヴエルサイユ體制は、戰後忽ちにしてその缺陷を暴露しヨーロッパの前途は暗澹たるものであつた。屢々「西洋」の沒落が論じられた。それはシュペングラー獨りのみではなかつた。然し、事實は、頽廢的民主主義・自由主義思想家の豫想を破つてヴエルサイユの廢墟の上に、新しき勢力がスクスクと萠え出て來た。「或る著者が彼が今日に至るまで受け取つた印象を總括して『西洋の沒落』と題することができない。この時代は西洋の歷史、我々の民族の終末であらうか。否、我々はさう信ずることができない。この時代は西洋の沒落と呼ばるべきではない。却て我々の西洋諸國民の奮起の時代と呼ばなくてはならない。舊くなつたもの、頽廢したもの、邪惡なものだけが死滅する。かゝるものは死滅に委せるがいゝ。しかし新しい生命は奮起する。意志のある處、必らずや信念は見いだされる。」とヒトラーはいつてゐる。（一九三五年五月一日ベルリンに於ける演說）。またムソリーニは「吾人が、明日の歐洲はファッショ化せらるべしと言明するは、勳かすべからざる事實上の根據に基づくので、精確にいへば、單に歐洲諸國のみならず、蹶起して興隆の運動を開始したる國々と、轡を並べて邁進し初めた新興勢力の諸國の實證に基づくものである。」（一九三七年十月六日）といつてゐる。本篇は、これらの言葉の歷史的事實の裏づけとも見られるのである。

第一章　イギリスの衰退

戰爭は偉大なる創造である。大なる戰爭の後には、必ず大なる世界情勢の變移が生れる。而もそれは戰爭當事國の全く思ひもかけない形に於て來る變移である。

第一次歐洲大戰で、ドイツを再起し難いまでに壓迫したことは、イギリスにとつては正しく思ひ設けたことであつたらう。然し、この戰爭を峠として當の大英帝國自身が實質的に下り坂に下降を餘儀なくされるやうにならうは、イギリス當局も國民も、否全世界も全く思ひ設けないことであつた。成る程、イギリスはヴェルサイユ體制によつてアメリカと共に世界の資源を分有し、思惑通りアングロ・サクソンの世界制覇を實現した。が、焉んぞ知らん、この時には既に大英帝國老衰の徵を、その偉大なる軀幹のうちに孕んでゐたのであつた。

戰敗國ドイツは一落千丈、那落のドン底に叩き込まれ、更に勇を鼓して斷崖を攀ぢ登りつゝあつ

た時に、イギリスは我が世の春を謳ひつゝ、その體軀は慢性老衰病にとりつかれてゐたのである。而もイギリスにとつて悲慘なのは、イギリスみづからその病衰を諦らざることであつた。

第一節　國際貿易に於ける後退

第一次大戰後イギリス衰退の徴候は先づ輸出の不振に現れた。その直接原因は一九一八年から一九年にかけて、ポンド貸幣をドルの價値と均等にしたことであつた。戰爭が終ると人心は自から繁榮の樂園の如くに思はれた一九一四年以前の平和時代に對する憧れに立戻つた。斯くてイギリスは輕率にも戰後疲弊のヨーロッパ列國を尻目にかけて逸早く正金本位に立返つて行つた。この貨幣制度の整理は世界金融の中心をニューヨークに取られないため、卽ちロンドンを依然として世界金融市場の中樞として固守する、ロンドン銀行家の言を政府が採用したものである。これが直接にイギリスの輸出を不振にしたのみならず產業の立直に大打擊を及ぼしたといふことは、今日では定說となつてゐる。いはゞ、金融のために、國家的虛榮心のために、一國の產業就中工業を犧牲にしたものである。また戰後イギリス國內の物價は或程度下落したが、イギリス勞働者の賃銀はなかなか下落しない、そこにイギリス工業家にとつての大きな惱みがあつた。賃銀は下落する傾向があつても、また下落させようとしても、イギリス國內に鞏固な地盤をもつてゐる Trade Union は頑として、賃銀の下落を肯んじない。たゞでさへ、他國に比して高賃銀のために生產費の嵩む英國製品が、これでは貿易戰で競爭して行ける筈がない。輸出の減退は當然の成行である。

その上、イギリスの惱みとするところは、その工業部門の相當の部分が依然として舊式なやり方で、舊夢を貪つてゐることである。機械が時代遲れである。殊に重工業、炭鑛業、鐵工業等に於てそれが著しい。工業の組織それ自體も保守的である。出來上つた製品が時代の流行にマッチしない戰後、顧客の嗜好と要求とが著しく變化してゐるのに、依然として『高からう、良からう』の商品を誇示してゐる。例へばアメリカの製品と比べて見る。アメリカは勞働者の賃銀は高いが、その生產組織でこれを克服してゐる。自動車、蓄音機、映畫フィルム、電氣器具機械、ラヂオ、タイプライター、事務用品、計算機、裁縫機械、農具、道路機械、製油機械等々……新しき商品は殆んどアメリカ製品で占められつゝある。イギリスは纔かに今までの錢、鋼錢、綿布、羊毛、麻等の製品を主要輸出品としてゐるに過ぎなくなつて來た。曾てドイツ帝國の勃興によつて脅かされた世界商權を守るために、第一次歐洲大戰を戰ひ、漸くドイツを打倒したと思つたら今度は後門の狼が現れた。それがアメリカといふ譯である。しかも、ヨーロッパ大陸の諸國は低賃銀と、新しくスタート

（註）世界輸出の中でイギリスの占める地位を見ると、一八七〇年代に於てはイギリスの輸出は、イギリスに次ぐ二大輸出國即ちアメリカとドイツを併せたものよりも大きかつた。その後ドイツの躍進は著しく、第一次大戰直前にはイギリスの壘を摩さんとした。而も重工業に於ては獨・米の後塵を拜することゝなつたのである。いま世界輸出の百分率を示せば

	一九一三年	一九二九年	一九三八年
イギリス	一三・九	一一・一	一〇・一三
アメリカ	一三・三	一六・二	一三・四五
ドイツ	一三・一	一〇・一	九・九六

した生産設備とを以て漸次擡頭して來てゐる。即ち前門の虎もまた息を吹きかへして、挑みかゝつて來たのである（註）。特に機械類の輸出は、一九二四年において一九一三年の三分の一に激減した。その後多少は恢復したが、一方ドイツでは一九三〇年の機械の輸出は、イギリスのそれに比して二倍に增大してゐる。

更に、何よりもイギリスの致命傷としなければならないのは、イギリスの經濟の土臺が既に時代に取り殘されて了つてゐることである。イギリスは偶然國内に惠まれた豐富にして最良質の石炭と鐵とを以て、また巳むを得ずヨーロッパ大陸から離れて海洋へ乘出さゞるを得なかつたゝめに植民

地を獲得するやうになり、十九世紀世界に覇を唱へたのだつた。換言すれば十九世紀イギリスの殷賑は、何もイギリス國民が他國民に比して技術の優秀、敢爲の氣性等を本質的に多分に有してゐたからではない。唯スタートが早かつたからであつた。即ち世界が蒸汽機關によつて動いた時代の覇者であつたイギリスの工業發達は、その炭坑が他國に先んぢて集約的に開發された事實に負ふところが多いのであつた。かくて第一次大戰に於てイギリスは、その石炭を獨占的に利用して、中立國船舶を聯合國側に强制、服役せしめたのである。

然るに、既に石炭も鐵も、イギリス以外の國により多く產するやうになり、且つ今や動力は石炭よりも水力電氣、石油に依る時代が訪れた來たのである。內燃機關と石油タービンが動力の革命を招來したのである。ところが、イギリス國內には水力電氣は乏しく、油は產しない。其後のイギリ

（註）その一例を擧げれば、一九一八年ボルシエヴイキに對して行動したイギリス軍の目的はバクーの油田にあつた。モスール油田を繞つて英・佛、英・土の紛爭が續いた。一九二五年に於けるイラク進出、その油田獲得。アングロ・イラニアン石油會社の多數株獲得（一九一四年より）、イラン政府に對する會社の權利を保護するため聯盟の干涉要求。遂にはメキシコ國內の外國人所有の石油會社沒收がメキシコ政府によつて行はれるや一九三八年メキシコと外交關係を斷絕するまでの强硬な抗議を行ふに至つた。また關印の石油會社に對する投資等が是である。

ス外交政策の一面は、この石油獲得のための苦悶の象徴であるとも見られるのである。（前頁註）

この根本條件は、イギリスをして國際貿易の覇者たる地位から、當然滑り降すものである。別言すれば、イギリスは十九世紀から第一次歐洲大戰にかけては世界の工場であつが、今ではどう慾目で見ても、世界の工場の——しかも舊式な一つに過ぎなくなつた。イギリスは十九世紀から二十世紀への廻り角を廻り損ねたのである。

而もイギリスは、この根本的事實を諦つても眼を蔽ふて、その生産組織の改革を行はずといふのが彼等の言ひ分であつた。だから、彼等は眞面目になつて戰禍の回復に努めた。ドイツとロシヤが早く國力を回復して、經濟上の障壁が除去せられ、ヨーロッパの購買力が回復したら、イギリスは容易に貿易上の舊位置を挽回し得ると樂觀してゐたのである。原因を己れに求めず、他に、——國際關係に求めてゐたのである。

その購買者であつたヨーロッパ諸國——だけではない東亞に於ける日本も——は、戰爭によつて自覺を深められた民族主義に基き、保護貿易主義に依て國家經濟の獨立を計つてゐたのであつた。所謂經濟國家主義を採つてゐた。然るにコブデン、ブライト以來の經濟的自由主義の舊夢から醒めきれないイギリスは、これを長い間、雲烟過眼視してゐた。

この世界的な產業地方分權主義は、廣域經濟圈生成の前提であつて、世界に新しき紀元を劃するものであらう。農業や商業の行詰りの兆が、愈々著しくなつたのは、一九二六年の炭坑ストライキに於いてであつた。この總龍業によつて、一層イギリスの貿易に變調を來した。炭坑總龍業に因る直接の損失は戰爭の費用に相當し、賃銀二億七千五百萬ドル、生產の損失に於て十五億ドルに達した。間接の損失は量り知ることが出來ない。一九一三年の石炭はイギリス全輸出の一〇%であつたが、一九二五年には六・五%に低下した。これが如何に重大な意義を含むかは、過去一世紀の間、石炭工業がイギリスの經濟力の根幹をなしてゐたことを想起すれば、容易に察知することが出來る。一九二五年の王室委員會は、石炭工業は人が多すぎ、資本機構や炭坑事業は規模が大きすぎると報告してゐる。結局、鑛夫の生活程度の切下げや、劣惡な炭坑の廢止を行つても、工業の萎縮を防止することは出來ないといふ結論に到達したわけであるが然も、ドイツ側の批評によれば、イギリスの炭坑業は舊式で能率が擧らず、科學の應用、組織の近代化、綜合的化學併設等の點が不十分であり、到底、ドイツに於ける新進氣鋭の經營と競爭相手にならぬと云つてゐる。一九二三年——一九二七年の五年間に於ける、毎年の失業の數字が一百萬を超え、後には二百萬以上に及んだことがある。纖維工業は大戰以來ひどく不振の狀態に陷入り、ランカシヤの綿絲布の製品が到底日本のそれに及ばず、遙かに下位にあることは、世界的に有名な事實である。更に海外移住は大戰以來抑止された。（金生喜造「歐洲の現勢」上卷一七九——一八〇頁）

（註）世界の他の國家が、すべて自營自存の狀態に入れば、イギリスはその國民を養ふことが出來なくなるであらう。

ものである。これはイギリスをして永久的に產業の王座から引き下すものである。然るにイギリスは、この事實に開眼しない。その傳統的世界政策である交通及貿易の自由確保と、各大陸に在る原料の獲得と、國際金融及投資の統轄とを以て臨めば、假りに世界が强國を中心とする廣域經濟圈に分割される傾向にあるとも、イギリス人は世界の全部に向つて經濟的實力を揮ひ得ると自惚れてゐた。(前頁註)

然かも此の時にイギリス國內は何うなつてゐたか。國內には百萬に餘る失業者を常時抱へて、彼等に失業手當を過分に與へて遊ばせてゐたのである。

イギリスに於ける失業者救濟の法律は既に一九一一年に公布せられ、これにより季節的失業者には保險金主義に依る自主的救濟の方法が講ぜられ、救濟期限を限定し、且つ救濟金と賃金との間には相當大なる差違を存ぜしめてゐた。然るに一九二一年二百二十萬人の失業者の大群が急に現はれるに及び、政府は輿論の激發を慮り先づ妻子にも失業救濟金を支給することにした。次で總ての工業に適用を擴充し、一九二四年には支給期間の制限を撤去し、一九二〇年には勞働者には救濟金庫に拂込の義務を免除し、保險法は玆に救助法となり、その基礎を保險金の拂込に求めず、國庫の負擔による募債に據ることゝした。更に一九三〇年以後、失業の事實を證據立てる責任は勞働者にな

く政府に在りとされた。斯くして失業者は何等良心に苦しめられることなく遊んでゐて、或る場合には(家族の多い場合など)働いてゐるよりもより多くの收入を得た。

これで漸くイギリスの社會不安は一時的解消を見た。が、これは恰もコロロホルムで一時の安眼を得たやうなものである。而して之に對するイギリス政治家の言ひ譯は、大戰によつて齎らされた世界經濟の混亂が平靜に歸りさへすれば、イギリス經濟も常態に復するであらう。從て失業者も能くなるであらうといふのである。

これは、ナチス政權獲得後のドイツが六百五十萬の失業者を動員して全國に自動車道路網を建設し、國防の安固とともに、失業の撲滅を成しとげたのと、彼此好箇の對照をなすものである。

以上の爲態では、如何に富力を誇るイギリスと雖も、苛辣なる國際貿易戰に漸次立後れをとつて來たのも尤もである。

第二節　大英帝國の遠心作用

漸くイギリス政治家が事態の容易ならざるに醒めて、自由貿易から保護貿易に移つたときに、今度は之を機として、イギリスは更に大きな危機に遭遇しなければならなくなつた。之れは大英帝國

聯邦諸國の遠心作用である。イギリス本國から離れて行く、自治領、植民地等の後姿を發見しなければならなくなつたことである。

十九世紀のイギリス人は、眞に太陽の沒するところなき大英帝國の優越感に陶醉してゐた。——ヴィクトリア王朝時代の彼等は『到るところで英語國、卽ち英帝國治下の諸國に達した。これらの諸國に於ける國民の抱いてゐる思想は、皆イギリスの思想であり、我が民族の偉大さが常に未完成の他國の文明を指導してゐる』のを見たり、また『石炭の基礎の上に建てられた豐かなイギリスの商業は、世界の國々をしてその贖買者とならしめるに至つた。北アメリカとロシヤは、吾人の穀物畑であり、シカゴとオデッサは吾人の穀倉であり、カナダとバルチックは吾人の森林であり、オーストラリアは吾人の綿羊牧場、南アメリカは吾人の牧牛場、ペルーは銀、カリフォルニヤの黃金はロンドンに流入し、支那は吾人のために茶を産し、コーヒーと香料は東印度農場から來る。スペインとフランスは吾等の葡萄畑であつて、地中海沿岸の諸地方は吾等の果樹園である。』と誇つたものである。實に大英帝國の總面積三千五百萬キロメートル、英本國の百十九倍、ロシアの二倍、古代ローマ帝國の七倍に當る。印度だけでも歐洲大陸の半分を占め、カナダは歐洲大陸と比敵し、オーストラリアは更に大きい。日沒するところなき世界的大帝國である。然も、この外にイギリスは第一次歐洲大戰中に二百五十七萬キロメートル平方、卽ち本國に八倍する新領土を增してゐるのである。

また、古の全領域のうち、ヨーロッパにあるものは百分の一のみであり、百分の一六はアジア、

(註) 大英帝國、正確に云ば大英帝國聯邦諸國 (the British Commonwealth of Nations) とは一、イギリス帝國卽ち大ブリテン及び北アイルランド、チャネル諸島 (the Channel Islands)、Isles of Man、植民地、保護國 (Protectorates)、屬國 (Dependencies)、印度及びビルマ。二、自治領諸國 (Self-governing Dominions) 卽ちカナダ、オーストラリア、ニュー・ジランド、南阿聯邦等で、この外に委任統治領がある。アイルランドは北アイルランドを除き Eire 共和國として一九三七年十二月に既に大英帝國から分離してゐる。アイルランドとイングランドとの抗爭はホイッグ、トーリー兩黨對立の十九世紀英政界華やかなりし頃からのイギリスの癌であつたことは周知のことであるが、アイルランドの大英帝國からの分離は、大英帝國の遠心性が求心性よりも强力になりかゝつて來た徵候を示すものとして注目しなければならない。本書で屬領と概稱するのは大ブリテン卽ちイギリス本國以外の全てを指してゐるものである。

大英帝國なるものは、特異の怪異的政治構成であつて、英本國に綜合的法典がなく、判例と單獨法令の累積を以てしなければならないが、それは本書の範圍外のことである。たゞ大英帝國なるものは、特異の怪異的政治構成であつて、英本國に綜合的法典がなく、判例と單民族・歷史・發達の段階に於いて異つてゐるやうに、大英帝國もまた、その政治構成の基くべき綜合法典はない。ある複怪多奇なる、地域的にバラバラな卽ち地政學的本質を缺く一種の政治・經濟廣域圈である。

二四はオーストラリア、二七はアフリカ、五二はアメリカ大陸にあることが、大英帝國構成の特質として注意して置かなければならない（前頁註）

第一次歐洲大戰以前に於けるイギリスの傳統政策は自由任放主義であつた。それは或意味に於ては政策の否定である。イギリスは他國に對しては、他の外國と同じ條件で、その市場をイギリスに開放せよといふ、最惠國特遇を要求するだけで足りた。而して自國に於ては自由貿易主義を固守すれば充分であつた。これは、イギリスの製造業者や商人が、平等の競爭で相手を破り得る自信を持つてをり、またそれだけの尨大な經濟力をイギリスが持つてゐた證據でもあつた。

戰後に於けるイギリスの經濟政策は、この十九世紀の自由市場世界と、戰後の經濟國家主義世界との間に彷徨して、その孰れにも徹底し得ないヂレンマに陷つてゐた。殊に、經濟國家主義は、イギリスの聯邦諸國に經濟的獨立の能力を徐々に附與して來た。卽ちこの大英帝國の遠心作用は、一言でいへば、本國と聯邦諸國との貿易關係が相補的から競爭的に移行して來たことである。主としてそれは自治領の工業化の結果である。聯邦諸國から原料乃至未完成品を仕入れて、またそれを高價な完成品として、世界に賣出すといふのがイギリスの建前であつたが、この意味に於ては、イギリスの繁榮は本質的には聯邦諸國（屬領）に負つてゐたのである。

またイギリスは、聯邦諸國の購買力を增させるために金を貸す。ただに屬領ばかりではない。世界の植民地・次植民地・未開國、例へば支那の如きに金を貸して商權を擴張する。これがイギリスの世界商權を掌握するための虎の卷であつた。ところが、今やイギリスは、その貸した金で品物を買つて貰ふことの出來ない輸出國となつて了つた。十九世紀に於ては、フランスを除いた、世界の產業の幼稚なる國々は、イギリス工業に俟たねばならなかつたのであつた。この時代のイギリスは盛運の頂上に達してゐた。卽ち一つの取引によつて二つの目的を達することが出來た。金を貸して利息をとり、その貸した金で注文して來る製造品の輸出によつて利を收めてゐたのであつた。而もその貸付金は輸出上の利益を十分ならしめる程度に止めてゐたのであつた。そのトリックが聯邦諸國の工業化によつて利かなくなつて來た。殊にイギリス本國が聯邦諸國に對して有する最大の弱味は、本國だけで食糧の自給が出來ないので、外國から、別して聯邦諸國からの、輸入に仰ぐことである。單に小麥だけを見ても、本國の生產量は、消費量の二割程度にしか達しない。

然し、イギリス本國が聯邦諸國から輸入品を吸收するところに於ては、敢へて他國に讓らず、また必ずしも漸增の傾向を辿らない譯ではない。が、それにも增して、各聯邦諸國とイギリス本國以外の諸國との貿易は激增して行く傾向にある。卽ち、母國は衰運に傾きかけてゐるのに、各聯邦諸國

は有望な未來をもつてスクスクと伸びて行くのである。聯邦諸國とイギリス本國との關係に對する遠心力の作用をこゝに見ることが出來るのである。

一方またイギリス本國から、聯邦諸國への輸出の絶對率も增加して行く傾向にはある。これは何を物語るかといへば、本國に對する聯邦諸國の分擔率の增加を意味する。イギリス本國は、その輸出に於て諸外國から見捨てられたところを、聯邦諸國への負擔に於て償ほうといふのである。いはばイギリスは老先き短い親のやうなもの、聯邦諸國は血氣旺んな息子である。壯年全盛時代に育て上げた聯邦諸國に、今や老衰に向つて賴つて行かうといふのである。

成る程、各聯邦諸國ともに、本國への忠誠は表はしてはゐるが、それには經濟上の限度があることと知らなければならない。また何れも、內心に於ては獨立を望んでゐる、少くとも獨立國の如く振舞ひたいのである。一九二六年の大英帝國會議の報告書にも、聯邦はイギリス帝國內の各自治體の團結であつて、各同一の格式を有し、內政・外交上他に對して服從の義務を負ふべきものではないと書いてあるのでもそれは分るのである。卽ちイギリス王國とイギリス自治領とは『國王に對する共通の忠誠によつて結ばれるけれども、資格に於ては平等で、イギリス聯邦の成員國と自由に交際するイギリス帝國內の自治團體』として承認されたのである。卽ち自治領はもはや植民地ではなくなつたのである。その『自治』はまた聯邦の成員國と外國との間にも及ぶものである。本國と自治領とは、情報や意見の不斷の交換はあるが、外交政策は各々獨立に行はれる。イギリスのやつてゐる戰爭に參加するか否かも、自治領各自の決定する事項である。

斯の如き英帝國構成を以て、イギリス人はイギリス民主主義精神の最大成果である寬容・Give and take・個人の最大自由・多數のみならず少數の權利考慮等によつて建設されたのであると誇つてゐる。換言すれば、イギリス聯邦 British Commonwealth os Nations の關係を支配するものは『民主主義の精神』であつて、それを文字に成文化した憲法は存しない、たゞ代表機關として定期的に帝國會議を有つだけである。『統一』の唯一の象徵は國王である。卽ち國王は大英帝國の元首であり、各自治領の人民は悉く國王を仰ぐ。行政權は國王の名に於て行はれ、內閣は國王の顧問であるが、國王はその意見を聽く義務ありとされる。各自治領には國王の代表者があつて、自治領首相の意見に從ふ義務があるとされる。而もこの「憲法上の國王」の權威は、各成員國によつて解釋を異にする、こゝにこそ民主主義の眞髓があると彼等はいつてゐるが、國王の權威すら解釋の統一を得ないが如何に彈縫的なものであるかを、これは却つて物語つてゐるに過ぎないのである。（次頁註）

(註) キングの權威は一九三六年世界の最も大きな話題となつた例のシムプソン事件で、英本國政府みづから世界に暴露してゐる。アンドレ・モロアはその『英國史』で「かくも珍らしい、そしてイギリスには未だ曾てその例の見られなかつたこの劇的事件は、次の三つのことを示した。第一は、公衆が王の一族に對して代表的美德を要求するほどの重要さを、まだ君主制の役割が有つてゐるといふことであり、第二は、議會制度が、およそ大なる變動をも、秩序と賢明さと威嚴とを以て安全にするだけの能力を依然として有つてゐるといふことであり、第三は、母國民と自治領とが、重大事件に際しては、共同動作のため容易に迅速に緊密に一致することが出來るといふことである。全快した病人が、時としては、病氣前よりも一層元氣になるのと同樣に、イギリス帝國は、この危機を脫してから、自己の法律や自分自身を一層信頼するやうになつた」といつてゐる(水野、淺野、和田共譯下卷四四〇頁)。果してイギリスの病根は芟除されたのであらうか、德富蘇峰の次の言を參考としたい。即ち「英國も英國らしき氣分が、ヴイクトリア朝末期までは、聊か其の風流餘韻が存してゐたが、今日ではそれも殆んど消え失せて、唯だ最惡なる自由享樂主義が、社會を支配するに至つた。而してその最も大なる表現は、前年エドワード八世退位事件であつた。彼エドワード八世は、既婚の婦人と不自然の關係を結び、其爲めに王冠を拋ち去つた。此の如く人君の天職を忘れ眼前の享樂を恣にせんとするに至つては、實に沙汰の限りである。從來英國が植民地を繫ぐ紐帶は唯だ「王冠あるのみ」と云つたが、玆に至つて其の王冠の輕きは、破れたろ麥藁帽子程でも無かつた。大英帝國の分解は、此の如くして必然の勢を示し來つた」(昭和十八年一月四日每日新聞所載「大東亞戰爭開始第二年の新年を迎へて」)

斯くして聯邦諸國の遠心作用は必然である。殊にカナダの如きは、本國に對する忠誠の精神はあつても、地理的にアメリカ的であることを免れない。アメリカ人の如きは、カナダを以て合衆國四十八州の延長と見て「第四十九州」 49th state と公言して憚らない。オーストラリアにしても萬一の場合は英海軍に依存することは出來ない、米海軍の庇護による外はないとあきらめてゐる。ニュージーランドにしても、南阿聯邦にしても夫々の立場はある。自國の自營自存を失つてまでも本國と結んではをられない。アイルランドの如きは經濟的には密接な關係はあるが、イギリスに對する反抗心に燃えてゐることは、印度と同樣である(註)。即ち聯邦諸國がイギリス本國に認める關稅優先權にも、おのづから限度があるのである。換言すれば、聯邦諸國は英本國に對し關稅の障壁に或程度の拔け道乃至裂け目は作るが、障壁は依然として聳えてゐるのである。また各聯邦諸國の

(註) 第一次歐洲大戰中、一六一六年復活祭にアイルランドに叛亂が起り、遂にイギリスの自治領たる地位を得た北部アルスターは、北アイルランドと稱し、自治法による政府を作つた。一九一九年にアイルランド議會を開設して獨立宣言をなした。イギリス議會は、一九二二年には、一九二〇年に、新アイルランド自治法を通過し、英本國との間に抗爭が續けられ、一九三七年十二月、人民投票による新憲法を發布し、完全獨立の Eire 國が成立した。一九二二年アイルランドは新憲法を制定した。一九三八年四月二十五日英・愛協定成り、完全獨立の Eire 國

本國に對し最も切望してゐるのは、未製產品の輸出に對する優先權であるが、本國に於ては原料品食料品、羊毛、小麥、生肉等の輸入稅率に優先權を與へることは、殆んど國民の全ての生活必需品に對し優先關稅權を聯邦各國に與へることになつて、それは到底不可能である。こゝに於てか本國と聯邦諸國間の利害が相反することになる。殊に小麥に至つては、消費量も多いだけに、本國はそれへの課稅を承知しない。然るに世界恐慌のためアメリカやヨーロッパ諸國が農產物に對する關稅を高めたゝに、カナダ、オーストラリアの如き農產物の輸出を生命とする英自治領にとつては英本國が殘された唯一の市場となつた。カナダは他國から英本國への輸入に一割の增稅を主張（一九三〇年十月九日カナダ首相ベネットの主張）して特惠權を與へよといふ。こゝに兩者間に氣拙い空氣も釀し出されざるを得なかつた。かのビーバーブルック卿一派の主張する英帝國內自由貿易制（free trade within the Empire.）が實現難なる所以である。

『被課稅者の（代表の）承諾なければ課稅なし』とは、大英帝國構成法の無上の鐵則であり、嚴乎たる理念である。北米合衆國の英本國よりの離反も、この爲であつた。今や、一歩を誤れば、第二第三の北米合衆國をも續出させ得ないとは何人も保證し得ない事態にまで、イギリスは立ち到つたのである。

第三節　海上權力の凋落

第一次歐洲大戰では、カナダ、オーストラリア、南阿及びニュー・ジーランドの諸自治領は苦戰する英本國を血と勞働と金とを以て援助した。そのために戰後に於て、此等の自治領は廣範圍の獨立性を獲得した（自治領ではないが印度もまた英本國を援助したことは敢て他に讓らなかつたが、印度だけは約束された自治を與へられなかつた）。更に一九三〇年の英帝國會議では一歩を進めて英帝國會議の成員國の總督は國王の代理であつて、イギリス政府には從屬しないといふことになつた。また各自治領は、諸外國に公使を派遣する權利を獲得した。斯くて總督は無用の長物視せられるやうになり、自治領の獨立性は更に强化された。

卽ち、大英帝國なるものは、英本國、自治領、自治植民地、印度帝國、王冠植民地及び保護領等から成り、何れも共通の王（キング）を戴くといふ形に於て共同國家の關係に於て英本國及び相互間に結ばれてゐる聯邦國家乃至協同體である。協同體といつても聯邦國家に近い位各自治領は獨立的立場を保持してゐる。卽ち各自治領は聯合の範圍內に於て自治領の希望する凡有る經濟圈を作り、また全ての危險に對し自治領を守るのであるが、その結合の要素をなすものを擧げれば、共通の民族感情、

イギリスの傳統、他國殊に新興アメリカ、日本等に對する共通の恐怖感等である。そのうち最も有力な結合要素は傳統でもなければ、共通の民族感情でもない、寧ろイギリスの資本である。

然らば、此等の結合の要素を護り、大英帝國構成の紐帶となるものは何か。それこそ、イギリスが長い間かゝて死力を竭して築き上げた海上權力である。この意味に於て大英帝國といふのは、徹頭徹尾海洋帝國である。（註）

（註）海上權力とは何か。主として海軍力に基いて、之を論じたものに十九世紀末米提督マハンの「歴史に及ぼせる海上權力の影響」The Influence of Sea Power upon History 等がある。イギリスが海上權力を掌握したが故に世界的大帝國となり得た所以を詳述してある。それは本書の取扱ふ以外のことであるが、海上の制覇 thalassocracies の觀念をブラーシュの言から次に引用して見る。（ブラーシュ著、飯塚浩二譯「人文地理學原理」岩波版下卷二三五―六頁）

海上の覇業 thalassocracies が築き上げられそしてまた崩れ去つてゆくのは、既に幾度かあつたことである。それらは一般に、向ひ合つてゐる海岸、群島をなした數珠のやうに並んだ島になどを以て據點としてゐた。古代に於けるフエニキア、アテネ、カルタゴなどの諸帝國、中世に於けるヴエニスの帝國、十九世紀前半に於けるマスカット Mascat のイマン Iman（マスカットはアラビア半島東南部、オマン灣に臨む港でアラブの國家オマン Oman の首都、イマンとは回教徒首領の稱號）の帝國等は海上制覇の此の種の古代的型式を代表するものである。これらの一時的の足場組はいはば砂上の樓閣であつた。

512592

大海に、自由な大洋的空間に、何等かの支配權樹立が可能であるとの觀念はローマ法には現はれてゐなかつた、といふより寧ろそれは前以て拒否されてゐたのである。然し下つて一四九四年に、イスパニア人とポルトガル人とが海の支配權を或る子午線を基準として分割するとの主張に於て一致したときには、最早事態は一變してゐた。（中略）

長い時代の間、領土の支配は一歩一歩跡を追つてゐた。香辛料の島々とか、植民地的農園經營のための國國、貴金屬を産出する國々とか、海に沿つて取るべき場所は僅かな數しか存在しないやうに考へられてゐたからであつた。オランダ人は、喜望峰からスンダ列島にかけては、ポルトガルを驅逐して一帝國をかまへ、他方、アンテイル諸島とギヤナとによつて、西印度地方支配權を準備した。それから今度は英國がオランダやフランスからの戰利品を補ひとして、其「海上の覇業」を建設した。全世界的強國の最初の典型を具體化することは大英國のために留保されてゐた。ジブラルタル、マルタ、アデン、シンガポール等は各大陸塊に沿つて排列してゐる海面各水域の鍵を英國の手に委ねるものである。印度洋の周圍では印度、アフリカ東部及びオーストラリアが、太平洋の一方から他方の岸にかけてはオーストラリア、ニユージーランド及びカナダが膨大な規模のなかに抱擁されてゐる。他の總てを束にしたものに匹敵するやうな商船を以て縦横に交通の行はれてゐる海は、英國の各領地を結ぶリボンである。ロシヤにとつては、その領土の間に交通を開くために彼のシベリア横斷鐵道敷設の大努力が必要であつた。しかもそれにも拘らず、此の交通たるや遙かに不十分なものに止まつてゐる。ロンドンに他の諸國の工業が久しい間こゝに物資を仰がざるを得なかつた全世界的な貨物集散地の成立をみたといふ事實は、海といふものが如何に大きな輸送力を人類の手中にゆだねることが出來るかを初めて吾々に示した教訓である。

イギリス海上權力は二つの要素から成りたつ。その一つは船舶交通路と海軍根據地であり、他の一つはその確保のためのイギリス海軍力である。船舶通路のうちでイギリスが最も重大視するのは英本國と印度及び東亞との通路になつてゐる地中海である。イギリスはその艦隊を「本國艦隊」と「地中海艦隊」とに分け、その他の海上には大小の分遣隊及び警備艇があるに過ぎないのでも、これは分るのである。更にスエズ運河とジブラルタルを地中海東西の關門としてこれに支配權を確立し、それを大英帝國海上權力の象徴の如くに守護するのを見ても肯づける。

スエズを守るためにイギリスはエジプト及びアラビアに支配權を及ぼしてゐる。

ジブラルタルを危殆に陷れないために、スペインに對する他國の干渉を極力排除して來た。即ちスペイン王位繼承戰役後、スペインが强國の地位を失つて以來、イギリスはスペインの內亂に際し終始一貫して不干涉政策を立て、之を守り通して來た。といふのは、若し大國がスペインの南岸に據ることになれば、ジブラタルの地位が弱化し、地中海への航行が脅かされるからである。內亂の原因やスローガンなどはどうでもよい。イギリスにとつて必要なことはスペインがどこまでもスペインであることなのである。少くもこの政策は、一九三六年七月十八日スペイン內亂が起きるまでそれまでの幾多のスペイン內亂を通じて成功して來たのであつた。が、スペインに於ける人民戰線

派とフランコ將軍との內亂に於て、イギリスは遂に負け馬に賭けて了つたのである。そしてイギリスにとつて、なほ悪いことには、エチオピア戰爭の餘威を以てスペイン內亂に臨んだイタリヤの實力を蔑視し、スペインに實力を扶植したイタリヤと、拔きさしならぬ對立狀態となつて了つたことである。

「イタリヤは地中海の囚人である」と叫んで、囚人の地位を脫却し支配者の立場を獲ようといふ、古への大羅馬帝國再建を以て理想とするムソリーニに率ひられる新興イタリヤの存在は、俄然イギリスの地中海上權力を脅かすものとなつて來た。即ちムソリーニは云ふ（一九三六年十一月一日ミラノ市に於ける「ローマ進軍」十四周年記念演說）

イタリヤは地中海に漂ふ一つの島である。（恐らくこの瞬間にラヂオを聽き入つてゐる英國人にも、予は告げておくが）この海は、『イギリスにとつては一つの道路である。多くの通路中の一つである。寧ろ大英帝國が、より迅速に四周の領土に達するための近道である。

序でだから言つておくが、最初にイタリヤ人のネグレルが、スエズの地峽を開鑿して運河を造らうと立案した時、四方八方から彼に猛烈な反對を浴びせかけた、特に彼を馬鹿だ氣ちがひだと罵つたのは正に英國民であつたのだ。

若し他人にとつて地中海は道路であるとしたら、我等イタリヤ人にとつては生命である。我等は既に百遍も言明したが、予はこの素晴らしい群衆の前で、更に今一度繰返して言つておく。吾人はこの通路に脅

（註）海軍力がイギリスにとつて如何に重要なものであるかは、英政府の解釋（一九二六年英下院に於て）『この國の貿易のために海を自由に保ち、この國と、戰時平時共に我々の安全と存在とが依存トるヨーロッパの部分との間の交通のため海を自由に保つことである』といふ言に徹しても明白である。が、その海軍力も今や危殆に瀕するに至つたのである。

威を加へる意思は毛頭持つてゐない。吾人はこの通路の交通遮斷をやる了見も持つてゐない。しかし他の一方において、吾人の權利、吾人の死活を決する權益も尊敬される事を要望するものである。

此を聽いたイギリス朝野の震駭は察するに餘りあらう。イーデン外相は「否、一つの近道なんていふ生易いしものではない、大英帝國の大動脈である」と應酬したことによつても、これが窺へる。

大英帝國の大動脈地中海に不安を感じて來たイギリスは、それに先だつて、既にその海上權力のもう一つの要素であるイギリス海軍力の衰退を、如何ともすることが出來なかつた（註）。一九二二年のワシントン會議に於て日・英同盟を廢棄することによつて生じた東亞の英領諸國に對する日本の脅威を、アメリカ艦隊との合作によつて除くの外はなくなつたことから衰退の步調を辿り始めた。そしてアメリカの要求通り海軍比率を米五・英五・日三に甘んじなければならなかつたことは、嘗ては他の如何なる國の海軍力にも二倍する海軍力を持つことを、大英帝國維持のための傳統的國策としたイギリスにとつて、玆に事實上、アメリカ海軍力の優位を認めざるを得ない立場に立ち到らしめたものであることを物語るものである。換言すれば、一九二一年以來アメリカは意識的・無意識的にイギリスに對し、イギリスが如何なる海軍政策をとるべきかを命令する立場に立ち、事實命令し續けて來たのである。ワシントン條約、次でロンドン條約は、イギリスをして全世界に亘る領土を守るに足る海軍力を喪失せしめ、そのためにはアメリカ海軍力に依存せざるを得ざらしめたのである。『二强國標準海軍力』は『一强國標準海軍力＋アメリカとの恒久的平和』に代置された、即ちそれ以後イギリスは、たゞにアメリカとの戰爭を考へ得なくなつたばかりでなく、少くともアメリカの好意的立場を計算に入れない場合、一流海軍國（日本）との戰爭を考へることが出來なくなり了つたのである。

大英帝國の海上權力は、斯くして後退して行つた。大英帝國構成の紐帶は脆弱化したのである。これこそは大英帝國を構成する聯邦諸國の遠心作用と相俟つて、大英帝國衰退の必至の傾向を物語るものでなくて何であらう。

イギリス海上權力の後退は、その後、東亞に於ても顯著となつて來た。卽ち支那事變によつて日本は新南群島を占領し、次で海南島を勢力圏に入れ、更に佛印に進駐するに至つて、シンガポールの戰略的價値は著しく減少するに至つた。イギリスは一九二一年、シンガポールに一流の海軍基地を建設することに決意したが、一九二四年の勞働黨內閣で中絕した。翌年保守黨內閣によつて再起工され、また一九二九——三一年に

勞働黨內閣によつて中止され、一九三一年擧國政府によつて再開始され、一九三八年に至つて主力艦用の船渠は完成した。シンガポールはインド洋から太平洋への通路を支配し、主要貿易航路を保護し、關領東印度とマレイ群島を擁護し、香港やマレイ聯邦と共にその費用を負擔したオーストラリアやニュージーランド防衞の前哨基地とされてゐた。

第四節　廣域經濟圈建設難（ワールド・パワーとして の最後の足掻き）

然しながら、老衰大英帝國も、その脆弱化した構成力を引き緊め聯邦諸國の遠心作用を阻止し、また世界經濟市場に於ける立ち遲れを挽回すべく、最後の大努力を試みないではなかつた。それは悉く從前のイギリスの經濟政策の正反對を行くものであつたこと、卽ちイギリス傳統政策の放棄であつたことはまた當然である。E・H・カーは、その『イギリス最近の外交政策』のうちで、戰後のイギリス經濟政策を左の四期に區分してゐる。（原田禎正譯）

（一）一九三一年に到る第一期に於ける、イギリス政策の公然たる目的は、一般として戰前の相對的自由市場制度への復歸を促進せんとするものであつたが、既にイギリス自身の採用した限定的保護政策を放棄する意志はなかつた。

（二）一九三一――三年の第二期は、危機と轉換の時期であり、イギリスは自由市場、固定本位通貨の傳統を放棄した。

（三）一九三三年から三八年に渉る第三期に於いて、イギリスは、その經濟を「國家的」方針の上に固め、一方、經濟國家主義の道に沿ふてイギリスよりも早く進みつゝあつた國家に對しては、自由市場原則の最後の痕跡を守らんと努力した。

（四）一九三八――九年の冬から始つたともいへる第四期に於ては、戰時經濟の特色が著しく認められるが、この效果はまだ推定し難い。

右のうち第二期が、愕然として目覺めたイギリスの最後の足掻きの期間である。この第二期に於て、イギリスの金融政策は三大革命に遭遇した。卽ちイギリスは金本位を放棄して、管理通貨政策を採用した。自由貿易を放棄して、工業・農業の一般的保護制度を採用した。さうしてオッタワ協定に調印して、名義上はともかく、事家上、最惠國待遇を放棄した。

第一の革命は强制的なものであつた。一九三一年春、經濟恐慌が中部ヨーロッパに金融崩壞を招來した。これは金融業者や投資家がドイツやその近隣諸國への借款供與、クレヂットに多數參加してゐるロンドンに大反響を與へたのであつた。同時に、恐慌がイギリスの豫算にも重大なる赤字を生ずることが、明かとなつた。さうしてこのため、磅の安定に對する疑惑が高まり、爲替の低落が

生じた。勞働黨政府は、この缺陷是正の手段を執つた。然し、提議された豫算削減に反對する閣内の僅かな意見の相違が一般的不安を增大し、八月、首相ラムゼイ・マクドナルドと二三の他の大臣が、仲間の大半と袂を別つて、保守黨と自由黨に加はり、擧國内閣を組織した。然しこれでも磅の敗北を防止できなかつた。九月二十一日政府は、イングランド銀行に對し、標準價格で金の販賣を命ずる金本位法の運用を停止した。磅は『金を離れて』價格は二五パーセント急落した。

イギリス政策の第二の革命は、前者に等しく著しいものであつた。經濟恐慌の重大性は到る所、特にイギリスでは、失業問題の激化となつて反映した。失業保險が一九一二年イギリスに初めて採用された時、被保險者に對する失業者の比率は約五パーセントであつた。戰後は、一九二七年の二三週間を除き一〇パーセントを決して下らなかつたが一九三〇年には一六パーセントに達し、次の二年間は二〇パーセントを凌駕し、一九三三年には、二百八十四萬五千人といふ最高頂點に達した戰後の政府は何れも、この怖ろしい問題を無視し得なかつた。失業は、石炭、織物、造船等の如き主要輸出業に於て最も甚大に生じた。長い間、この問題の救濟は、戰前の狀態への復歸、以前のイギリス輸出市場の再開にありといふ意見が行はれてゐたが、一九三一年には、この希望も絶へ果てた。

第三の新農業政策は、オッタワ協定と密接な關係がある。オッタワ協定こそは、イギリスが大英帝國の遠心作用を、何んとかして喰ひ止めようといふ最後の大努力であつた。一九三〇年、アメリカ金融恐慌（一九二九年）の創痍生々しき裡にマクドナルド勞働黨内閣の下に開かれた英帝國會議は、前述でも多少觸れたやうに、問題の解決を一九三二年のオッタワ會議に讓つて閉會したのであつた。

一九三二年八月オッタワに開かれた英帝國會議は、世界恐慌の結果として、また或意味ではそれへの反動として、英帝國ブロック經濟への一歩前進として、劃期的意味をもつたものであつた。會議の一般的決議は次の如きものであつた。

英帝國諸邦は互惠的關稅の手段によつてその相互の通商を促進する爲め一定の相互協定を締結するに至つたのであるが、此の會議はこれらの協定とその信念とを左の如く記錄に留める。

『これらの協定によつて定められた如くその相互の間に存する障壁を低下または排除することによつて、帝國内諸邦間の通商は促進されるであらう。またそれによつて生ずべき人民の購買力の增進によつて世界の通商も亦刺戟され增進するであらう。

更に本會議はこれらの協定の締結が將來同一の方向に於て更らに進歩を遂げしむべき一歩前進であり、またそれによつて帝國内の資源と產業が健全なる經濟線上に於て發展さるべきことを確保するために保護關稅を利用すべきことの一歩であることを認めるものである。』

即ちそれは、大英帝國内に於ける自由貿易への一歩前進であると共に、それはまた、英帝國ブロック經濟への一歩前進を策したもので、必然、ブロック外への保護關稅障壁の昂揚である。斯くしてイギリスは大戰後世界經濟への一歩立遲れを、大英帝國ブロック經濟の固成を以て取り直さうとしたのあつたが、それはまた必然に、他の經濟ブロックを促進せしめる役割をもつとめた。一國社會主義の建設の土臺としてソ聯邦ブロック經濟は既に客觀的存在である。汎米ブロック經濟は地政學的に必至のものである。日本は日・滿・支を連ねたブロック經濟を建設中である。而もこれは英帝國ブロック經濟による關稅障壁のため、廉價なる日本製品が閉め出されたゝめの已むを得ざる結果でもあるのである。春秋の筆法を以てすれば、オッタワ會議は、東亞共榮ブロックの生みの親であつた。

更に汎歐ブロック經濟も亦胎動の過程にあつた。而もイギリスの爲めに悲しむべきことは、イギリスは、この汎歐ブロックが建設されるとすれば、それから閉め出される運命にあることである。換言すれば、イギリスは自由貿易主義を世界から引込めて英帝國内に行ふことにしたゝめに、遂にヨーロッパ外の存在となつたことである。

元來、イギリス諸島はヨーロッパの一部とはされてゐるが、イギリスはヨーロッパの强國ではない。イギリスの繋ぐ重大利益は寧ろ他の大陸にあるのである。ヨーロッパ本土にある唯一のイギリス領地はジブラルタルだけである。マルタはイギリス以外の唯一のヨーロッパに於ける島領土である。イギリスの外國貿易の三分の二は非ヨーロッパ諸國との間で行はれ、イギリスとの輸出入國中第六位まではヨーロッパ外の國々である。イギリスの海外投資中、ヨーロッパ諸國の分は十二分の一以下にすぎない。イギリスの傳統的政策は、イギリスの安全を脅かすやうな事態によつて餘儀なく立ち上る以外は、ヨーロッパとは、のつぴきならぬ關係を結ばないことであつた。

換言すれば、イギリスが英帝國内自由貿易制を實行したことは、即ち、みづから嘗て率先して提唱し實行したヨーロッパとの自由貿易を棄て之に保護貿易を以て對したことは、大英帝國といふ一つのコスモス——構造のうちに於て、ヨーロッパ的部分が消退し、ヨーロッパ外的部分が支配的となつたことである。而も英帝國ブロック經濟にとつて、英本國は不可缺の存在ではない。各構成部分が經濟的に自立し得るやうになるに從て、その存在は影が薄くなつて來るのである。

大英帝國なるものは、また英帝國ブロック經濟なるものは、決して、地政學的な、自然發生的な存在を世界に主張し得るものではない。それは人工的に、後進民族への壓制の上に立てられたものである。だから、大英帝國の崩壞もまた、人工的に、後進民族の向上進歩の必然の結果として、避

け得られないものなのである。そして、今や、その時機が熟しつゝあるのをイギリスみづからが讃呈してゐるのである。

これをイギリス人を以て云はしむれば、イギリスはワールド・パワー（世界強國）なる地位を失ふことは出來ない。フランスやドイツ等はワールド・パワーの地位とは別にグレート・パワーズ（列強）の一つとして存在することが出來るが、イギリスに至つてはワールド・パワーの地位を失つた瞬間に、グレート・パワーとしての實力をも失つて了ふ。卽ち往年のオランダ、スペイン、ホルトガル等と同じ宿命を辿ることになる。其處にイギリス經濟と國防の脆弱性があるのである。その本質的な脆弱性を補强するため、最後の足掻きとしてイギリスが試みたものが、經濟上に於てはオッタワ會議による聯邦諸國の遠心作用防止策であり、海軍力補强作用としての對米恒久平和策卽ち頭政策であり、更に東亞に於ける日本の勃興による領土並びに權益保護のため對支懷柔政策とシンガポール要塞强化であつた。

第二章　ドイツのヴェルサイユ體制への挑戰

我々のドイツがいかなるものであるかを、同志諸君よ、一考せよ。そしてこれを他國と比較して見よ。我々は一體何をもつてゐるか。一平方キロに一三七人の人口がある。而も、植民地は全くない。原料もない。外國爲替も資本もない。もはや外國のクレヂットもない。あるものといへば、過重な負擔、犧牲、課稅、そして低賃銀ではないか。他の諸國家、他の諸國民の有する富、彼らの有する生活資源、かゝるものに比較する時、我々は何を持つてゐるのであるか。たゞ一つのものしか持つてゐないのである。それはわが國民である。民衆はすべてであるかそれとも無であるかである。我々はこれを賴りにするしかない。國民の上にのみ我々が築きあげて來た一切のものを、國民の善良さ、有能さ、忠誠、禮節、勤勉、秩序の愛好に負ふてゐる。今もし之をすべて秤にかけるならば、ドイツ以外の全世界が與へ得るすべてのもの以上に値すると余は考へるものである。……誰かゞ余に幾つもの大陸を與れるといつても、余は寧ろこの國民のうちにあつて最も貧困な一市民であることを願ふ。（一九三五年五月一日ベルリンに於けるヒトラーの演說の一節）

第一節　ヴェルサイユの鐵鎖

ドイツはヴェルサイユ條約によつて史上未曾有の苛酷な條件を押付られた。その主なるものは

一、海外植民地全部の喪失。アルサス・ロレーン（人口約百八十七萬、面積約五千六百方哩）をフランスに、ポーゼン及び西プロイセン（人口約三百三十五萬、面積約一萬七千八百方哩）をポーランドに、モレネー・オイペン及びマルメヂー（人口約六萬、面積約四百方哩）をベルギーに割き、ダンチッヒ（人口三十三萬）を自由市として手離し、メーメル（人口約十四萬、面積約千方哩）をリトアニアに割き、ザール地方（人口約

七十一萬、面積約七百四十方哩）は十五年間國際聯盟の管理下に置かれその後は人民投票で歸屬を決めることゝなり、上部シュレジエン及びシュレスウイッヒもその歸屬を人民投票で決めることゝなつた（上部シレジヤでチエツコ・スロヴアキアに行つた分は人口約五萬、面積百二十方哩）。斯くてドイツは國土の八分の一を失ふに至つたのである。（括弧の中の數字は戰前のものであるから、人口に於ては今日は更らに增加してゐる）

二、軍備は陸軍十萬人、海軍十萬噸（兵員一萬五千人）に制限され、徵兵制度は禁止された。

三、賠償金は荒廢地復舊費の名に於て千三百二十億金マーク、この支拂問題が戰後のドイツを疲弊のドン底に陷れ、インフレーションの慘禍に呻吟せしめ、惹いてヨーロッパの再起を遲らせ列國の對米戰債不拂問題となり、世界的不況となつた。

以上の條件が如何に苛酷なものであつたかは、戰爭の元兇としてカイゼルを所刑せよとすら叫んだ英首相ロイド・ジョージの左の言に徵してもその一端は窺はれる。

平和の維持は、そこに絕えず愛國、正義若しくはフエア・プレイの精神を刺戟鼓動するが如き、絕望の原因が毫も存在せざることに繫つてゐる。吾人の條件は、滿足を得んが爲めに、嚴格であることは勿論、其以上に殘酷であり、更に進んで無慈悲であることをすら妨げない。併し乍ら同時にそれは、此等の條件を課せらるゝ國が、其の心中に、何等苦情を申立つべき權利を有せずと感ずるほどに正義的であることも決して不可能ではない。然るに不正義と專橫とは、それが戰勝の餘威に乘じて行はるゝとき、永久に忘却寬容せられないであらう。

此の理由よりして余は、絕對に必要である以上に多くのドイツ人をドイツの支配より奪ひ去つて之を他國民に隸屬せしむることに最も斷乎として反對するものである。（一九一九年三月二十五日附講和會議へ提出の覺書の前半）

また後年ヒトラーは「マイン・カンプ」の中で、當時の屈辱を叙して斯ういつてゐる。

一九一八年十一月の休戰はドイツにとつて未曾有の屈辱的なものであつた。古來の歷史に徵するも、未だ戰ひ得るの餘力を有しながら、一旦兵器を投げ出して降參すれば、次で再び起つて戰ふの勇氣を失ひ、終には屈伏また屈伏、底止するところなきに至るを常とする。これ極めて自然の成行であつて、勝者は一度でなく徐々に獲物を奪ひ去るを便とし、既に降伏の屈辱を敢てせる敗者は小なる屈辱を忍ぶに躊躇せざるが故である。降伏すべからざる時に降伏し、それに依つて國を失ひたるものゝ適例にカルセージがある。クラウゼウイッツも亦國民の卑屈を難じ、降伏は歷史に拭ふべからざるの汚點を印し、永く國民の元氣を銷磨せしめるる。故に徒らに降伏せんよりは寧ろ戰つて倒るべきであるとなした。

戰つて倒るゝものは、やがて再び起つの力を回復するであらう。恰も伐り倒された樹から新しい芽の生ずるやうに、と言つたクラウゼウイッツの敎訓は去精された人々の耳へは入るまい。さうでなかつたらドイツ國民は今日のやうな悲慘な境遇に陷る筈がない。

一九一八年以來我國は朝野を擧げて敵の憐みを乞ふのみではないか。拜み倒しが唯一の政治だと心得る風が國內に瀰漫してゐるのだ。（外務省情報部譯による）

第二節　ナチス・ドイツの蹶起

斯の如き苛酷なる條件の何れもが、戰爭によつてドイツ民族が達成せんとした大ドイツ國家建設の理想を粉碎するものであり、大ドイツ民族結合を一場の夢と化したものである。斯くてドイツは歐洲中北方の弱小國として列强に氣兼しつゝ卑屈な國家的生存を保つの外はなかつた。ドイツ民族の不滿・絶望・怨恨は想像するに難くない。かくの如き民族の絶望は、コムミユニズムの此上なき溫床となつて、國際共產主義はドイツ民族の政治思想の根抵を蝕んだ。かくの如き卑屈な國家生存はドイツの外交をして國際協調といはんよりも、寧ろ國際屈從主義にまで墮せしめた。ヒトラーの言を以てすれば『精神的・政治的・文化的虛無化（ニヒリーシヨン）』にドイツ國民は墮して了つたのであつた。然しながら、このヴェルサイユ條約の不衡正はドイツの如き優秀民族の長く忍耐し得べきものではない。

果然、この屈從からドイツ民族を起ち上らしめたのが、アドルフ・ヒトラーの率ゐる國民社會主義獨逸勞働黨である。換言すればナチスが政權を掌握するに至つたのは、經濟恐慌によつて苦しめられた都市中產階級地方農民の支持と、國際的にやつれ果てたドイツの地位を回復しようといふドイツ民族意識に訴へるところがあつたからである。一九三三年ヒトラーが政權を握るや先づ、未だ

に議會の內外に牢乎たる勢力を維持してゐた共產主義者を一掃し、政治の基礎を國民社會主義の實行に置いた。斯くして彼はドイツ民族を古來の大ドイツ民族の傳統と精神に還らしめ、統一ある民族國家建設を實現しようといふのであつて、これは戰前の帝國主義とは本質的に異なる理想であつた。その爲にはヴェルサイユ條約の鐵鎖を次ぎ次ぎに切斷して行かなければならない。ナチスの揭げた當面の綱領は**一　ユダヤ人排斥、二　ヴエルサイユ條約の廢棄、三　農民の保護、四　失業勞働者の根絕**、に要約することが出來る（一九二六年ナチス復活に際して揭げたスローガン）が、其根抵を民族運動に置き、國家主義と社會主義とを調和的に具體的政策に織込んで勇敢に實行して行くところに特長がある。それが憲章化されてあるものがゴットフリード・フーダーが起草し一九二〇年二月二十四日發表した『國民社會主義獨逸勞働黨綱領』二十五條であり、これを實行するにナチスの指導者は『其の生命を賭するの必要ある場合には躊躇なく之に向つて勇往邁進することを誓ふ』のである。國民社會主義獨逸勞働黨（NSDAP）綱領二十五箇條は左の通りである。（飜譯は主として「日本評論社版「新獨逸國家大系」による）

ナチス綱領二十五箇條

第一條　我等は、諸國民の自決權に基き、大獨逸國家に向つての、總ての獨逸人の、結合を要求せんとす。

第二條　我等は、他諸民族に對する獨逸國民の平等權を要求し、ヴエルサイユ及びサン・ジエルマンの講和條約の廢棄を要求す。

第三條　我等は、我等の國民の食糧のために、而して、我等の過剩人口の移住のために、領土と土地（植民地）とを要求す。

第四條　國民同胞たる者のみ、國家公民たることを得。國民同胞たり得る者は、獨逸的血統者たる者に限る。但し信仰の如何を問はず。從て、猶太人は國民同胞たるを得ず。

第五條　國家公民に非ざる者は、單に客員としてのみ、獨逸國内に生活するを得るに過ぎず、且つ外國人法規の下に立たざるを得ず。

第六條　國家の立法及び執行の決定權は、國家公民にのみ歸屬す。從つて、我等は、各種の公共機關が、その如何なる種類たると、國・邦又は市町村の何れに屬するとを問はず、等しく國家公民によりてのみ、擔當せられざるべからざることを要求す。

第七條　我等は、何ら性格と能力とを顧慮することなき、單に政黨的見地によつてのみ地位を占めらるるところの腐敗的議會經濟に抗爭す。

第八條　非獨逸人の、より以上の移入は、すべて禁ぜらるべし。一九一四年八月二日以後において、獨逸に移入せる非獨逸人のすべては、直に獨逸國よりの退去を强要せらるべきことを、要求す。

第九條　すべての國家公民は、平等の權利及び義務を有す。

第十條　精神的、又は肉體的勞務に從事することは、國家公民各員の第一の義務たらざるべからず。各員の活動は、全體の利益に矛盾すべきものに非ずして、全體の範圍内において、且つ全體の必要に基きて、爲さるべきものなり。

第十一條　從つて我等は要求す。――勞働なき及び勤勞なき所得の廢止を。利子奴隷制度の打破を。

第十二條　總べて戰爭における、國民の、夥しき財產的・血液的犧牲を思ふとき、戰時における個人的致富は、國民に對する犯罪と看做さざるを得ず。從つて、我等は、總べての戰時利得の、殘りなき沒收を要求す。

第十三條　我等は（これまで）既に社會化せられたる（トラスト）、總べての營業の國有化を、要求す。

第十四條　我等は大企業の利益配當への參加を要求す。

第十五條　我等は、養老制度の大規模的なる擴充を要求す。

第十六條　我等は、建全なる中產等族を創設して之を維持し、大百貨店を、即時、市町村有化、且つ之を小生產業者へ廉價に貸與し、國家・各邦又は市町村における物品調達に當り、總べての小生產者を、最も敏感に顧慮すべきことを要求す。

第十七條　我等は、我等の民族的欲求に適合せる土地制度の改革、公共的必要の目的のための土地の無償沒收に關する法令の制定、地代の廢止、及び、あらゆる土地投機の抑制を要求す。（無償沒收は「不法なる方法を以て取得せられ國利民福の見地によつて管理せられてゐない土地のみに限ろ」ものであることが一九

二八年に繹明されてゐる）

第十八條　我等は、公共的利益を毀損する行爲ある者に對し、假借なき鬪爭を主張す。一般國民的犯罪人。投機業者・奸商等には、宗教及び人種の如何を問はず、之を死刑に處す。

第十九條　我等は、唯物主義的世界秩序のために奉仕せる羅馬法を、獨逸的普通法によりて換置せんことを要求す。

第二十條　總べて能力を有し、且つ勤勉なる獨逸人のために高き教育を受けしめ、それによりて、彼等をして指導的地位に進むことを得せしめんがために、國家は、我が全國民教育制度の根本的改革に付、考慮すべし。總べて教育機關の教課過程は、實際的生活に適合すべし。國家觀念の涵養に付ては、既に理解の始まると同時に、學校を通じて（國家公民學）企圖せらるるを要す。我等はその等族又は職業の如何を問はず、兩親の貧困なる、精神的に特に優れたる稟質を有する兒童の、國費による教育の完成を要求す。

第二十一條　國家は、母性及び兒童の保護により、幼年勞働の禁止により、體操及び競技の義務を法律的に規定して肉體的訓練を敎導することにより、肉體的靑年教育に從事しつつある總ての團體の、最も大なる援助により、國民的健康の向上のために意を用ふべきものとす。

第二十二條　我等は、雇傭兵の撤廢と、國民軍の建設とを要求す。

第二十三條　我等は、新聞による、故意の政治的虛報、及びその流布に對する、法令的鬪爭を要求す。獨逸的新聞の創生を可能にせんがために、次のことを主張す。

（一）獨逸語によりて出版せらるる新聞の、總べての主筆及びその同勞者達は、國民同胞たらざるべからず

（二）非獨逸新聞は、その發刊に付、國家の明確なる認許を必要とす。それは獨逸語をもつて、印刷すること

とを許さず。

（三）非獨逸人による獨逸的新聞における、總べての財政的參畫、又は、それへの關與は、法令によりて禁止せられ、その違犯に對する處罰として、かかる新聞の閉鎖、並びにそれに參ぜる非獨逸人の、即時、獨逸國外への追放を要求す。

公共福祉に矛盾する新聞は禁止せらる。國民生活の上に、分裂的影響を與へる藝術及び文學的傾向に對して法令的鬪爭を要求し、而して上記の諸要求に矛盾する、設備の閉鎖を要求す。

第二十四條　我等は、國家の存立に危險を及ぼさず、又は、ゲルマン人種の倫理及び道德的感情に反せざる限りにおいて、國內における總ての宗教的信仰告白の自由を要求す。

かくの如きものとしての黨は、宗教的に、一定の信仰に拘束せらるることなく、實證的基督教の立場を代表す。黨は我等の內及び外における、猶太的唯物主義的精神を克服せんとするものにして、黨は我等の國民の持續的復興が、次の原則に基き、專ら內面より發生し得べきことを確信す。——公益は私益に先んず

第二十五條　それら總べてを遂行せんがために、我等は、鞏固なる獨逸國の中央權力の創設を要求す。全獨逸國及びその組織一般の上に超越する、政治的中央議會の無制限なる權威。

獨逸國から發布せられたる、各邦における構成的法律の執行のための、諸等族會議所及び諸職業會議所の構成。

右の綱領を、當面の國策に要約した前述のナチス黨復活に際しての四スローガンのうち本書が扱ふのは**ユダヤ人排斥**と**ヴエルサイユ條約の破棄**である。殊にナチス・ドイツがヴェルサイユの鐵鎖を一つ一つ破碎して行きつゝ、大ドイツ民族國家を建設して行く道程は、本書全體を通じての一つ

の筋でもある。民族國家建設に就ては、ゲーリングはナチス政權掌握後の最初の國會に議長として（一九三三年三月二十一日）演說した一節に左の通り言つてゐる。

今や、われらが十四年間戰つて來た過去の時代も遂に幕が閉ぢられんとしてゐる。今や初めて議會主義的妥協、黨派的利害、從來ドイツ民族の代表が自己の民族の前で卑劣行爲などを持たない新しい民族の代表が現れた。今や彼等は、働くために、ドイツ民族の運命を改善するために民族を代表する。

三月二十一日といふ本日、國會が開會せられるといふことは、誠に榮光と惠みと考ふべき比類なき前兆であるに違ひない。ドイツ國會が嘗て三月二十一日に開かれたことを知つてゐるものは恐らく諸君の中に一人もゐないかも知れない。しかもそれは、一八七一年ビスマルク公による第一回國會であつたのであつて、その日初めて、統一されたドイツ種族がドイツ國會に代表者を送つたのである。われらは、これを、われらの來るべき仕事の前兆と考へる。その日ドイツ國家の基礎が据ゑられ、その日ドイツ民族に全種族を綜合し包括する框と鎹が與へられたのである。しかしこの統一する框の內部に於て、民族は徐々に破壞され、分裂し分解して行つた。今日われわれに課せられた使命は、この統一する框の內部に團結と內容の統一を齎すことである。國家のみが統一されてゐても、民族が引き裂かれ、離裂が入つてゐては何の役にも立たない。民族の統一と團結、凡ゆる重大な問題や運命的問題に對する感情と思想の統一が再建されなければならない。

第三節　民族國家の外交政策（ナチスのユダヤ人排斥の意義）

ヒトラーは、政權掌握の翌々日の二月一日の演說で「我々は十四年間に爲されたる積弊を僅か四年間に一掃せんと決意した。マルキシストの一黨と共追隨者は彼等が爲し能ふ所の業績を示すのに十四年の歲月を要した。然もその結果は沒落の集積であつた。」とマルキシストを痛擊してゐる。彼のマルキシズムとユダヤ排斥は若き頃ヲキーンに彷徨してゐた頃から培はれた根强い信念である。卽ち彼のユダヤ觀を知ることは、ナチスの提唱する民族國家の外交政策を知ることである。こゝに彼のユダヤ觀を彼の言（『マイン・カムプ』）に基いて探究しよう。

ヒトラは何よりも國家生存の根本として民族の血の純潔を主張する。ゲルマン民族の血を汚すユダヤを排斥する第一の理由はこゝにある。第二の理由は、ドイツが第一次歐洲大戰に敗れた一つの原因はユダヤ人の陰謀にある、殊に大戰後のドイツの絕望的疲弊狀態を招來したのはユダヤ人で、これを溫床としてユダヤ禍と共產主義禍とが跋扈したといふのである。第三の理由は、政治は經濟に優先するといふ思想である。然るにユダヤ人は經濟を國家・政治に先行させる。

經濟的征服は國家發展の理想とはならない。經濟的征服を實際政治の綱領として、世界平和の維持を外交の唯一の目的なりとするのは、國民の政治思想が麻痺してゐる證據である。國家は商人の集合體ではない。種族保存の共存體である。民族の使命達成の機關である。國家は種族保存、民族的使命達成のために、いろいろの手段を必要とする。國民の經濟的活動はその一部である。斷じて

その全部ではない。これを全部であるとなし、經濟以外に人生の目的なしとするものはユダヤ人である。これユダヤ族が他民族に寄生蟲として喰込み、他民族の血をすゝりて生活し、一定の場所に國家を建設せざる所以である。卽ち、ユダヤ人は國家を有せず、世界に擴がり、唯民族的の繋がりを以て國家とし、ユダヤ民族保存の經典としてユダヤ教を奉ずる。

凡そ世の中に、武力によらず、經濟によつて建設された國家なるものはない。國家は種族保存の本能に基づけるものであつて、唯だその手段に、武力に依るものと、詐術によるものとの差あるのみである。前者は卽ちアリアン民族の諸國であつて、後者はユダヤ人の國家である。同時に或る民族または國家が經濟に偏するときは、その民族または國家は他の民族又は國家の奴隷となるに至る。

第一次歐洲大戰以前に於て、ドイツが海外貿易を盛んにし、植民地を開拓し、それに依つて武力を用ひず、平和のうちに世界を征服し得るものと信じたのは、偶々ドイツ人が健全なる種族保存の本能を忘れた證據である。その報ひは、ドイツの慘敗に終つたのである。

武力と、民族に對する犧牲の精神とによつてプロシヤの勃興を來したドイツが、商賣人に成り下つたから、國家的破滅を來したのである。

……斯ういつたヒトラーの言葉は、ヴェルサイユ會議から滿洲事變直前までの日本の對外政策、別して幣原外交などには、鋭い皮肉として適用出來る。

ヒトラーは、斯うした帝政ドイツの同盟政策や商業政策を檢討し、一體どうしてドイツ民族を斯の如き方向に導いたか、何が原因であるかを模索して『唯一の解答として余の前に提供されたものは、畢竟するにマルキシズムであつた』と云つてゐる。ドイツ民族を腐敗させたものはユダヤ人カール・マルクスの教理であつた。ヒトラーはマルクスの本を繰返し讀んだ。マルクスの理論とそれに基いてゐる政治・經濟各方面の實際運動とを照らし合せ、他人の說に左右されざる彼獨自の判斷をうち立てつゝ讀めば讀むほど、愈々深くマルクスの害毒を知り、之を打倒する必要を痛感した。彼は進んでマルキシズムとユダヤ人との關係を研究した。

ウヰーンにゐた頃ヒトラーはオーストリア議會政治の腐敗・醜狀を眼のあたりに目擊し、その原因を探索して、議會政治はマルキシズム跋扈の前驅であつて、議會政治がなければマルキシズムもなかつたであらう、マルキシズムは人類のペストであり、そのペストの溫床になつたのはデモクラシーの議會政治であると考へ、ゲルマン民族本來の政治方式である指導者原理に到達した。

また議會政治と輿論との關係を究明し、輿論が新聞によつて製造・捏造され、その新聞を動かし

てゐるものがユダヤ人であることをウキーンで突きとめ、次でドイツでも目撃した。

ウキーンからドイツを眺め、その威容に打たれると共に、ドイツの前途を思つて言ひ知れぬ不安を感じた。彼は夙にドイツの外交政策の誤れるを感じてゐた。

マルキシズムは、ユダヤ禍は、あらゆる方面に害毒を及ぼした。ドイツ戰前の誤れる同盟政策、戰後ドイツ國民の精神的墮落はユダヤ禍と、マルキシズムの唯物主義にその病源を有つものである とヒトラーは斷じた。從つてヒトラーがナチスを率ゐて政權を掌握するや、直ちに徹底斷行したのはユダヤ人の國外追放であつたのも無理はない。ユダヤ人排斥は反セミティズムとして、ナチス以前からドイツ國民運動の一つの流れをなしてゐたものであるが、ナチスは之を重要綱領の一として採り上げ、それを純化し、政權を掌握するや直ちに嚴格に之を實行した。卽ちユダヤ人官吏の罷免各大學からのユダヤ人敎授の一掃を斷行したのである。追放されたユダヤ人はロンドンに行きワシントンに赴き、ナチス誹謗の得意の宣傳網を世界に張りめぐらし、ユダヤ人を母にもつウキンストン・チヤーチルを動かし、アメリカ・ユダヤ財閥によつてフランクリン・ルーズヴェルトを操つり、またユダヤ人を妻にもつイーデン、正眞正銘のユダヤ人であるダフ・クーパー等がこの間に暗躍し、遂に米英を反ナチス・ドイツに驅り立てたのであつた。(註)

ヒトラーは前述の二月一日の演說で『余はドイツ國民の指導者（フューラー）としての天職を履行することを決意し、之を神と吾人の良心と而して我が國民全體とに我が誠意を誓ふものである』と嚴肅に國民に誓つて、國力回復四箇年計畫を發表した。然しこの際ナチス政權掌握の最大眼目である國境外のドイツ民族を抱擁して大ドイツ國家を建設することゝ、このためのヴェルサイユ條約破棄に就ては餘り強く觸れなかつたのは、國力の回復を見ないうちに、徒らに列國の猜疑を招くのを避けたゝめであつた。勿論、之が實行のためには虎視耽々としてその機會をねらつてゐたのであつた。

(註) この反獨運動に從事したのは時局轉換策の犧牲となつた亡命者のみでなく、猶太人及び民主々義、マルクス主義を信奉する分子とで、彼等は國際猶太人に使嗾され、其殆ど無限に近い廣汎なる連絡網とあらゆる反獨宣傳手段を利用した。この際明かに意識されてゐた點は、之れが獨逸猶太人の運命に關する問題であるのみならず、寧ろ猶太人の勢力及び支配から離脫せんとする獨逸の試みにして奏效した曉には、世界の模範となるべき强力にして、しかも世界史上未曾有の實驗となるに相違ないといふことであつた。かくの如く政治的、人種的動機から發展したこの運動は、かつて獨逸の敵國たりし諸國政府により計畫的に促進されたもので、この運動が彼等の目的のみに利用されたこと、並にその感情的裝飾又苛酷な迫害を受けた者への同情の喚起の方が列强內閣の自國の利益から出た淺薄な考量よりも、效果的だつたといふことは明白であつた。(ローリンクホーフエン『獨逸外交政策』小松敏男譯二頁)

第四節　國際聯盟及び軍縮會議脫退

ナチス・ドイツ宿望の大ドイツ國家を建設することは、別の言葉でいへばヴェルサイユ體制の破棄である。然もそのためには、ドイツは自主的な強力軍備を有たなければならない。軍縮會議を成す列強は（英・佛・伊ともに）之に反對である。從てドイツは一九二八年軍備平等を期待して加入した聯盟及び軍縮會議から、脫退することは當然の豫想され得べき歸結である。

ナチスの爆彈外交の皮切りは、先づその聯盟及び軍縮會議脫退斷行によつてなされた。軍縮會議はナチス政權掌握以前から開かれてゐた。その間、英首相マクドナルドの軍縮案、伊首相ムソリーニの獨・伊・英・佛四國協定案等が提案されたが、何れも纏まらなかつた。ドイツの主張するところは、ヴェルサイユ條約（第五篇）に於てドイツの軍備を縮少することを規定したのは、列國がドイツの例に倣つて一般軍縮を實行するといふ前提の下に於てゞあつた。ヒトラーの言を以てすれば『ドイツは今日、他の諸國の軍備撤廢によつてのみ達成せらるべき現實の平等を要求するに當つて、ドイツが自ら條約の規定を實行してゐる以上、それを要求する道德的權利を有してゐる』（一九三三年五月十七日國會に於ける演說）のである。

然るに各國はその後、何等軍縮の實を示さないといふのである（註）。卽ちノイラート外相の通告によれば『會議の失敗は高度の武裝國が軍縮に關する條約上の義務を履行するの意思なきことに全然この原因が存すること明白』であるから、ドイツもまた當然、軍備の平等權を要求する權利がある。宜しく列國はドイツ並みに軍縮を實行するか、ドイツをして列國並みに軍備を行はしめるか、孰れかにすべきである——それが容れられざれば決裂もまた已むを得ないといふのである。かく軍縮會議の前途に見切りをつけたドイツは、一九三三年十月十四日軍縮會議々長ヘンダーソン宛に脫退の通告を發し、次で十月十九日附公文により聯盟事務局に對し聯盟を脫退すべき旨を通告した。

（註）　一九三二年二月二日から瑞府に於て軍縮會議が開催されたが、この軍縮會議の召集は國際聯盟規約第八條に基づき行はれたもので、「聯盟國は平和維持のためには其の軍備を一國の安全及び協同動作を以てする國際義務の强制に支障なき最低限度まで縮少するの必要あることを承認す」といふにある。更に獨逸の敵國は「各國一般軍備制限の開始を可能ならしむるため」に獨逸の武裝解除を實施する旨の聲明を、ヴェルサイユ條約第五篇に挿入、自らも軍備縮少の義務ありとしたが、此の義務の不履行の儘十二ヶ年の歲月を空費したのである。卽ち一九二六年五月二十八日の軍備縮少準備委員會召集を決意する迄に無意義な交渉に六ヶ年以上を繰返し、更に會議に上程せらるべき縮少案に意見の一致を見るまでに又六ヶ年を空費した（ローリンクホーフエン『獨逸外交政策』小松敏男譯三一四頁）

（註）ドイツ壓迫の急先鋒であつたフランスは稀有の內訌に惱んでゐたから、ドイツのこの態度に對して何等の處置にも出ることが出來なかつた。卽ち一九三二年九月の左翼黨の勝利によるエリオ內閣は、社會黨內部の深刻な相剋、右翼派の反對等により十二月十五日辭職、ボンクールが立つたが一月ダラデイエ內閣之に代り、十月にはサロー內閣、次で一ヶ月にしてショータン內閣となり、ショータン內閣はスタヴイスキー疑獄事件で一月二十七日に挂冠、再びダラデイエ內閣となつた。斯く一年たらずの間に六回もの內閣更迭を見てゐるフランスが何等の行動に出で得なかつたのも當然である。

聯盟は、爰に（一九三三、三、二七）日本の脫退を見、今またドイツに去られて著しく威信を失墜した。その後ドイツが十二月十八日に宣明した覺書によればドイツの國防自主案は決して不合理なものではなかつた。卽ちドイツは三十萬の常備兵と不侵略條約の締結を要求し、場合によつては相互的であるといふ前提の下に十ケ年の軍事監督をも受諾する用意ある旨を聲明したが、列國殊にフランスは頑强に之を拒否したのであつた（註）。

次で、ヒトラーは、その措置の當否をドイツ國內の人民投票に訴へた。十一月十二日に行はれた國會議員選擧及び政府信認投票が是である。その結果は

投票總數	四二、九七五、〇〇九	
ナチス	三九、六二六、六四七	
無效	三、三四八、三六二	

といふ壓倒的な勝利であつた。ナチス政府は遂にドイツ國民に根を下したのであつた。まことに一九三三年こそはヴェルサイユ體制の破綻を如實に暴露した年であり、ナチスが之に手袋を投げつけた年であつた。然しながら、ナチス・ドイツは斯く軍備平等權を要求する聲をあげ、その立場は作つたが、再軍備を宣言するまでには、もう少し雌伏して時期を待たなければならなかつた。

第五節　獨・波不侵略條約の締結（ドイツ外交の方向決定）

獨・波不侵條約とその政治的意義　ナチス・ドイツが大ドイツ國家建設のための國境改訂を行ふに當つて進めらるべき方向は三つある。第一は獨・墺合邦であり、第二はダンチヒ、ポーランド廻廊メーメルの奪回、第三はアルサス・ロレーンの回收である。その何れを擇ぶべきかゞ、當面のナチス外交の決定すべき政策であつた。ヒトラーはアルサス・ロレーン回收の意思を拋棄し、先づ獨・墺合邦に全力を集中することに決し獨・波不侵略條約を結することになり、該條約は一九三四年一月廿六日ドイツ國代表フォン・ノイラート男とポーランド國代表ヨーゼフ・リプスキーとの間に調印された。その期限は十ケ年であつた。卽ち向ふ十年間はポーランド廻廊、ダンチヒ問題等には觸れないで、對蘇關係の惡化をも想定してポーランドと結び、以てドイツの東方を安全にし、南方進

（註）「こゝに特に注目すべきは此の聲明が法律的には何等新味を有するものでなかつた點である。一九二五年十月十六日の仲裁條約、並にあらゆる武力行爲を排撃した一九二八年八月二十七日のケロッグ條約は拘束力を有し。またすべての懸案を直接協議せんとする用意と雖も波蘭建國以來、獨波兩國間に外交關係が現存する限り何等新しいものではないのである。たゞ全協定から見て從來の非友好關係の代りに友好關係を以てせんとする精神のみが目新しいものであつて、この精神は法律的な公式によつて表現し得るものではなくて、從て協定全體も他の國際條約の如く法律的觀點より之を評價することはできない譯で、寧ろこれは政治的批判に屬する」（ローリンクホーフエン『獨逸外交政策』小松敏男譯二五頁）

出に主力を注がうといふのである。

一　また、この獨・波不侵略條約が、獨・波間の『共同聲明』の形式を以て人心一新の效果をねらつて發表されたことは、ヒトラーの新機軸として注目されるのである（註）。その主文は左の通りである。

ドイツ國政府とポーランド國政府は、國家と國家との直接の諒解により、ドイツ國とポーランド國との間に於ける諸般の政治關係に一新局面を誘致せんが爲の時機到來せることを認む。故に兩國政府は、本聲明により前記關係の將來に對する基礎を決定せんことを決意した。

兩政府は、兩國間に於ける永續的平和の維持と保全とが、ヨーロッパに於ける一般的平和に對する主要なる前提たる事實から發足する。隨つて兩政府は、その相互關係を一九二八年八月廿七日のパリ條約（ケロッグ・ブリアン協約卽ち所謂不戰條約）に含まれたる諸原則に準據せんことを決意し、並に獨・波兩國に關する限り、此等原則の適用を一層精密に規定せんと欲す。

この場合、兩國政府の各箇は、各自が從來既に他方面に向つて受諾した凡ての國際的義務が、兩政府の相互關係の平和的進展を阻害せず、また本聲明とも矛盾せず、且また本聲明に牴觸せざるものなることを確認する。更に兩政府は、本聲明が國際法によつて完全に兩國家の一方の國內問題と看做さるゝ如き諸問題には波及せざるものなることを確認する。兩政府はその相互關係に關する凡ての問題に就て、その種類の如何を問はず直接に諒解を遂ぐべき意圖であることを聲明する。萬一兩國間に紛爭問題の發生を見、直接交涉によりて其解決に到達すること能はざるに至りたるときは、兩政府は各箇の場合につき相互の同意に基きて他の平和的手段による解決を求むべく、その際斯る場合に際して兩者の間に效力を有する別段の諸協定に規定せらるゝ手續方法を必要に應じて適用することを妨げない。但し兩政府は如何なる事情に在りても斯る紛爭問題の解決を目的として武力行使の擧に出づることなかるべし。

以上の諸原則により創造せらるゝ平和保障は、兩政府の爲に政治的、經濟的及文化的のあらゆる問題に對し双方の利益の公正妥當なる調整を基礎とする解決を見出すべき重大任務を容易ならしむるものである。兩政府は斯の如くにして兩國間の關係が有益に進展し、獨り兩國にとつて然るのみならず、ヨーロッパの爾餘の諸民族にとつてもまた福祉となるべき善隣關係の建設に到達すべきことを確信する。

本聲明は批准せらるべく、批准書は至急ワルシャウに於て交換せらるべし。本聲明は批准交換の日より起算して十ヶ年有效なるものとす。本聲明は右期間經過の六ヶ月前に兩政府の一方より解約の告知なきときは引續き效力を有す。但し爾後は各政府より六ヶ月の期間を以て何時たりとも解約し得るものとす。

云ふ迄もなくポーランドはヴェルサイユ體制が、殊にフランスが對獨包圍のために置いた重要な

（註）この日ナチス政府は『ドイツ國の改造に關する法律』といふ劃期的な法律を發布し、各州の國民代表機關を廢止し、州主權をドイツ國に移讓せしめた。斯くて完全なドイツの中央集權は成り、代ふるに市町村制を以てした。同日、フランスではショータン內閣辭職し、ダラデイエ內閣が之を次いだが一ケ月にして去りドウーメルグ內閣成立、外相バルトウーが對獨包圍網の再建に邁進することゝなつた。

布石の一つである。かくてフランスの企圖した佛・波兩國軍事力によるドイツ挾擊態勢は破れたのである。

ナチス外交のその後の方向　獨・波不侵略條約調印後四日目、卽ちナチス政權獲得一周年の一九三四年一月三十日（註）ドイツ國會に於てヒトラーは左のやうな演說を以て、ナチス外交のその後の方向を明らかにした。

（前略）かくてドイツ政府は、現在のポーランド國家の指導者ピルスヅキー元帥のうちに同じ態度を見出しこの情勢の相互的認識をばポーランド國民とドイツ國民とに平等の利益あるのみでなく、世界平和の維持のためにも重要なる貢獻を提示すべき條約に織り込むことが出來たことを、幸ひとするものである。この條約の精神においてドイツ政府は、ポーランドとの條約關係を調整し、しかも、こゝにてもまた不利益なる猜疑の狀態が有益なる協働の時代によつて承けつがれるやうな方法によつて調整することを喜びとし、その用意があるのである。この同じ年にダンチヒの國民社會主義政府が、隣邦ポーランドとの關係を同樣に明朗化し

得たといふことは、我々にとつて特に滿足な問題である。

これに反し、ドイツと現在のオーストリア政府との關係が決して滿足でないのは、ドイツ政府に取つて甚だ遺憾なことである。その罪は我々の側にはない。オーストリア國家を强制せんとするのがドイツ國家の意圖だといふのは、馬鹿げた事柄であつて何の根據もなければ、立證もし得ないことである。

しかしながら、ドイツ國民のうちにみなぎり、これをどん底まで動かしてゐる觀念によれば、オーストリアは、ひとりドイツ人を以てその國民としてゐるのみならず、その全歷史は、何世紀もの間ドイツの東漸がドイツ國の必須の要求であり、その首都は五百年の久しきにわたつてドイツ皇帝の都であつたといふ名譽を擔ひ、その兵は大戰中ドイツの勝利及び師團と相並んでゐたのであつて、兩國關係は境界の石の前に立ちとゞまるものでないといふのは、當然のことである。（中略）

ドイツの國民社會主義政府は、本年ポーランドとの諒解に到達せんと努力したとまつたく同樣に、フランス及びドイツ間の意見の相異を減じ、もし可能なれば未解決の問題を一掃することによつて最後の諒解に到達せんと熱心な努力をつゞけたのである。ドイツの權利平等のための鬪爭、我々の斷じて棄てることのできない我國の名譽のための鬪爭は、余の見るところによれば、過去の諸世紀の間の戰場にその最も優秀な國民の血を流しながら、しかも結局において何ら本質的のものと變じなかつたところの、この二大國民間の和解以上に優れた目的を見いだし得ないのである。

かくて余は、この問題は專ら冷めたい職業的政治家や外交家の眼鏡を通してのみ見らるべきではなくして、恐らく以前は敵として相對峙はしたが、双方の側において發揮された勇氣に基づく敬意を以て、將來に對して橋を架し得べき人々の和氣藹々の決定によつてのみ最後的に解決されるのであらう。何となれば、もしヨーロッパを深淵のうちに投げこむべきでないとすれば、わが過去の紛爭は避けなければならぬからである。

フランスはその安全保障について恐れてゐる。ドイツの何人もこれを脅かさんと欲する者はなく、我々はそれを證明するためにあらゆることを爲す用意がある。（中略）

今やドイツ及びフランスがザール問題を解決すべきであるといふ余の提案は、次ぎの考慮から發してゐる。

卽ち——

一、これはいまなほ兩國間に殘されてゐる唯一の領土問題である。これが解決された以後には、フランス及びドイツ間に懸案たる他の領土問題はないのであるから、ドイツ政府は、ロカルノ條約の文字のみならず、その精神をも受容する用意がある。

二、ドイツ政府は、人民投票がドイツに對して比類ない大多數を與へるであらうが、國民感情の新たな刺戟が——無責任なる亡命者群に煽動せられて——人民投票の準備期間中に起るであらうと恐れるのであつて、この投票は、結果の確實なるに鑑みて、不必要であり、從つて遺憾とさるべきことである。

三、人民投票の結果の如何に拘らず、いづれにしてもこれは一國民の敗北の感を後にのこす。また歡喜の火はドイツにおいて焚かれるとするも、兩國和解といふ看點より見て、我々は双方に滿足な解決が事前に見いだされることを望む。

四、我々にはもしフランス及びドイツが豫め共同の條約においてこの問題を規制し、決定したならば、全ザール地方の住民は壓倒的大多數を以てかゝる規制のために喜んで投票するであらう。そしてその結果は、關心ある兩國民のいづれも人民投票の結果を勝利とも敗北とも考へる必要なくして、記錄することを得べく、かくてドイツ及びフランス間における相互關係の新たな紛亂が開始される可能性が避けられるであらう。余はフランス政府がこの提案に基いて行動せんとする可能性を見いだし得ないことを、いまなほ遺憾とするのである。然し余は、兩國民の眞の和解に到達せんとし、遂に斧を埋めんとする意志がますます高まつて、遂

に勝利を得るであらうといふことを疑はない。

第六節　ドイツ最初の舊領土回收（ザールの復歸）

ヴェルサイユ條約破棄のうちでも最も緊要な國境改訂の、機會を提供しその先驅をなしたものはザールのドイツ復歸である。ザールはドイツとフランスの國境にある面積二千方粁の地方である。が、そこには百六十億噸の石炭層と、大部分がドイツ人である八十二萬三千の住民がある。フランスはこの豐富な石炭に垂涎し、ヴェルサイユ會議で佛領にしようと躍起になつて運動したが、物にならなかつた。フランスの右の要求を或程度納れてヴェルサイユ條約では、ドイツ軍はフランスの炭鑛を壞滅させたからザール地方の石炭はフランスに提供すべし、卽ちザールは向ふ十五年間ドイツ領たることを停止し國際聯盟の委任統治としてフランスに屬せしむ、その間同地の炭鑛はドイツ勘定にて三億金マルクと評價し、賠償としてフランスに屬せしむ、その間同地の炭鑛はドイツを行つてその歸屬を決定すべしと規定した。

一九三五年一月、期限が來て人民投票が行はれることになつたが、國際聯盟脫退後の國際的孤立ヒトラー政權に反對する聯合國の空氣を反映してのザール地方ドイツ復歸反對運動に備へて、ヒト

ラーは黨員を多數ザール地方に送つて反對派に對抗した。ザール全土に居住するフランス人は、炭鑛關係者及び散在する一般住民を併せて八千人に過ぎない。言葉も大體ドイツ語を使つてゐる位で投票の結果がフランス領になることは問題にならない。しかし、國際聯盟の統治下に置かうといふ運動をするものは相當にある。それは社會民主主義者、カトリック教徒の或部分、共產主義者及びユダヤ人等である。

現狀卽ち從來の狀態の保持は實際にはあり得ないことである。寧ろ全く新しい困難を惹き起し、現在の如き堪へ得べからざる狀態を永遠に持續せしめるやうな不統一の根源を作るであらう。そして政治的にも經濟的にも獨立し得ない小國家が生ずる結果となり、國際聯盟にまたも新しい困難を提供し、ただマルキストやボルシエヴイストの不安創始者にのみ戀れ家を提供することになるであらう。もしもフランス政治家が冷靜しかも率直な認識を以てこの結果を眺めるならば、フランス側の見地からしても、現狀からしても、何も論爭の餘地なきものであることを、彼等は承認しなければならないであらう。ザール地方は決してフランスにはならないものであること、かかる夢は新しいユートピアに過ぎないことを、フランスは全く正しく知らなければならない。かゝる冷靜なる認識よりするならば、フランス人でない移民は將來のフランス政策に苦しむやうな危險に自らをさらすことのないやうな結果に至らねばならない。

ザール地方そのものにとつては、現狀はその政治的及び經濟的困窮の永續化を意味するのである。ドイツのザール住民と國家の運命的な結合は非常に强いものであり、われらの直ぐ前にあつたワイマール憲法の時代にあつてさへ、豐かなドイツ工業もザール地方のために停止を斷行せねばならなかつたほどである。

最近注目されるザール地方の工業生產の改善は、專らドイツへの注文に歸せられてゐる。これは國民社會主義政府によつて特に要求せられたのである。

といふゲーリングの言は、當時の僞らざるドイツの立場を明らかにしてゐるものである。（一九三四年ヘアルスト紙所報）

國際聯盟ではイギリス、フランス、スェーデン、オランダ四ケ國より成る國際警察隊を以て選擧を監督することにしたが、僅か一千名以て、ナチス突擊隊員二萬五千人の取締りが出來るものではない。ナチス黨は投票日を『淸算日』と唱へてゐる、その淸算が何を意味するかは反ヒトラー派によもよく判つてゐた。パーペン獨副總理もまた『ザールもし聯盟の手に保留されんか、それは由々しき平和の禍根となるだらう』と聲明してゐる。ドイツとしては國家の名譽にかけても、ナチスとしては黨の興亡にかけてもザールを奪還しなければならないといふ凄愴な氣が漲つてゐる。一步誤れば獨・佛戰爭への導火線ともなる。第二のサラエヴオ!!と各新聞は書いた。今にしてヴェルサイユ會議はザールといふ爆彈を十五年後のヨーロッパに殘したことに、列强は氣がついた。これもまたヴェルサイユ會議の冒した誤謬の一つであつた。投票は一月十三日に行はれたが、九〇パーセント以上の豫想外得票を以てザールのドイツ復歸が決定し、國際聯盟は三月一日を以てザールをドイツの

（註）投票有權者總數五十三萬九千五百四十一名中、投票者數五十二萬八千五人、そのうちドイツ復歸票數は四十七萬七千百十九票（九〇・五パーセント）、國際聯盟從屬票數四萬六千五百十三票（九パーセント弱）フランス歸屬希望投票二千百二十四票、無效投票二千二百四十九票であつた。

主權に復歸せしめることを宣言した（註）。

ヒトラーは二月十五日ベルヒテスガーデンから左の通り呼びかけた。

（前略）ザールの同胞諸君、我々現在の誰もが痛感する一事は、我々の喜びは總て諸君の賜であるといふことだ。今日、數時間後に、全ドイツの鐘は一せいに我々の誇りと觀喜との不滅の表現として鳴り渡るであらう。この誇りと喜びとは、ザール・ドイツ人諸君のゆるぎなき忠誠と、不屈不撓と、更に諸君の勇氣とに歸さなければならぬ。如何なる權力も誘惑も、諸君の信念――諸君がドイツ人であるといふ信念を動かすことはできなかつたのだ！　余は、ドイツ國民の指導者として、またドイツ國家の宰相として、諸君に國民の感謝を披瀝したい。諸君が再び我々の許に歸り、わが國民の一員、新しきドイツ國家の市民となつた今日、我我はたゞ歡喜に充たされてゐる。（中略）

ドイツ國民は、諸君の行爲がヨーロッパにおける緊張の源泉の一つを取り除いたことに對して、一層感謝してゐる。何故なら、我々は一月十三日の諸君の行爲を、二十年間宿命的な同盟のよしみと人間的無力とのために、最も恐るべき最も殘忍な鬪爭に捲き込まれた諸國民の間の融和回復に對する最初の決定的一歩であると考へたいからである。ザールのドイツ人諸君、諸君の行つた決定は、今日余に一つの歷史的犧牲行爲、即ちヨーロッパに是非とも必要な平和への貢獻を行ふ機會を與へたのである。この機會に余は、諸君の復歸後ドイツはもはやフランスに對して領土的要求を持たぬといふことを宣言したい。このことは、我々はフランスと共に人民投票を行ふことに同意した他の列强への我々の感謝の表現でもあると、余は信ずる。（下略）

このヒトラーの演說は極めて謙虛である。殊に「フランスに對する領土的要求を持たぬ」といふことは、アルス・ロレーン二州の永久放棄を再確言したもので、ヨーロッパ列國、就中フランスが之を眞面目に受取らなかつたことは、寧ろフランスのために遺憾であつた。ヒトラーもまた之を遺憾として斯ういつてゐる。（一九三五年五月二十一日國會に於て）

余は十の條約に調印することも出來たであらう。がしかしその種の行爲は余がザール人民投票に際してフランスに向つて發したと同じ程度の重大性をもたぬであらう。ドイツ國民の總統であり代表者である余が、ザール問題の結着と共にフランスに對してそれ以上の領土的要求をなさぬといふ保證を世界と我ドイツ國民とに與へた時、ありとあらゆる條約の下にありとあらゆる調印をなすよりも遙かに平和に貢獻するものであつた。この嚴肅なる聲明は實に獨・佛兩國間の永續的な紛爭に終止を齎すべきものであつたと、余は信ずる。我々は、この紛爭とその犧牲とが兩國民にとつて從來も將來も絕えず兩者の苦痛と不幸の原因であつたものに較べて、甚だしく釣り合ひを失すると信じたるが故に、この聲明となつたのである。

しかし、もしかゝる聲明が、單に『認知する』『認知された』といふだけの回答しか受けとらないとすれば。おのづから我々にもまたこの回答を『認知する』ほかなすべきことを持たぬのである。

第七節　再軍備宣言と實行

再軍備宣言と義務兵役制の復活　ザールの復歸はナチス政權獲得後最初の領土回收である。これに勢を得たヒトラーは三月十一日空軍の復活を宣言した。事實、この時には既に前大戰生殘りの飛行將校前リヒトホーフェン航空隊司令官ヘルマン・ゲーリングが、ヒトラーの命令で充實せるドイツ空軍を建設し了へてゐた。次で十六日、僅か三ケ條よりなる國防軍建設に關する法律を發布し、宣傳相ゲツベルスは、ドイツの再軍備と義務兵役制の復活を宣言し、ヴェルサイユ條約第五編のドイツ軍備に關する規定の破棄を聲明した。突擊隊、親衞隊は卽座に軍隊になつた。かねて軍事訓練を受けてゐた消防隊、工場勞働者は宣言と同時にシャベルを銃に代へた。かくして强力なる軍隊は一夜のうちに出來上つた。同日、ヒトラーはラヂオを通じて左の通り、ドイツ國民並に全ヨーロッパに呼びかけた。

（前略）遺憾ながら、ドイツ政府は過去數ケ月に亙つてドイツ以外の諸國側において軍備の連續的擴張が行はれつゝあることを目睹せざるを得ないのである。ドイツ政府はソヴイエト・ロシヤが百一個の師團卽ち九十六萬人の公稱平時兵力を有するのを見て、ヴエルサイユ條約の當時にあつては夢想だにし得なかつたものを見るのである。ドイツ政府はその他の諸國におけるこれと同樣の軍備擴張の急進化を見るに及び、當初聲明された軍備制限の理念が拋擲された證左であると信ずる。ドイツ政府は、何らかの國家に對して非難を浴せようとする意圖はまつたく有たないが、しかし今日となつては、フランスにおいて既に布告された如く、二ケ年兵役制を採用することによつて短期兵役の防衞軍をつくつた土臺であつた觀念が、長期兵役制に席を讓るために拋棄されたものであるといふ事實を、記錄しておかなければならないのである。ところが短期兵役制なるものこそは、ドイツに對しその國防軍を犧牲にすべしといふ要求の土臺であつた論據の一つをなすものであつた。

ドイツ政府は、かゝる事態の下にあつては、ドイツ國家の安全のために必要な手段をこれ以上延引し、或は他國に對してかゝる手段を明示する期を失することが、もはや不可能となつたことを感ずるのである。故に、もしドイツ政府が今日、一九三四年十一月三十八日、イギリス首相ボールドウヰンがドイツの意圖に關して述べた演說に表明された希望に從つたとするならば、それは

一、ドイツ國の防衞と安全は今後ドイツ國家自身の力に一任されるであらうといふことを、ドイツ國民に確信せしめ、また他の諸國民に知らしめるためであり、

二、ドイツの方策の範圍を確定することによつてドイツ國民がヨーロッパにおいて軍事上の覇權を握ることを求めてゐるといふ如き當てこすりを一切無效ならしめるためである。

ドイツ政府がドイツ國民の名譽と利益の保護者の資格において欲するものは、單にドイツ國家の安全を維持するのみならず、また全般の平和の共同保證者としてドイツのために國際的の尊敬と重とを保證するに足るだけの兵力量を確保することである。（下略）

義務兵役制の內容は、一九一四年生れの男子は四月一日を以て徵兵され、二十一歲から二十五歲

の男子は補充兵、二十五歳より三十歳の男子は豫備兵役に編入されるのであつて、之によつてドイツは平時編成軍隊十二軍團（三十六師團）、五十萬の兵力を擁する一流の軍事國になつて、國際の舞臺に登場することになつた。

ドイツ國民の覺醒と歐洲諸國の驚愕　ドイツの再軍備はナチス・ドイツの夢寐にも忘れ得ないところである。これ無くしては大ドイツ民族國の建設はおろか、ヴェルサイユ條約の改訂すら行ひ得ない。ヒトラーはその機を捉へるに虎視眈々としてゐたが、彼によれば、少くも以前に一回はその機會があつて、之を逸したことはドイツ政治家の罪惡であつたといふのである。その機會はフランスのルール占領の際であつた。卽ち一九二二年十二月は獨・佛危機の頂上であつた。フランスはドイツの賠償支拂遲延を名として、ドイツ經濟の神經中樞ルールに兵を入れた。この際ドイツの採るべき途は二つしかなかつた。一はぢつと耐へるか、もう一つは始めから當つて碎けるかである。當然後者を採るべきであつたが、當時の懦弱なるドイツ政府は一度耐へんとして耐へきれずに降伏して了つた。後者を採るべきであつたといつても、何も武力によつてルール占領を阻止すべきであつたといふのではない。碌な武力を持たないでそんなことをしようものなら、忽ち踏みつぶされて了ふ。當つて碎けろといふのは、此の機會を利用してドイツ國民の敵愾心を煽つて、再軍備を計畫すべきであつた。勿論、再軍備はヴェルサイユ條約の禁ずる所であるが、その條約はフランスがルール占領によつて既に蹂躙してゐる。だからドイツはフランスのルール占領を利用してドイツの再軍備に着手すべきであつた。ルール占領は望んでも得られぬ再起の絶好の機會をドイツに與へたのだ。フランスのルール占領は、イギリスに始めて對佛警戒の念を生ぜしめた。ダウニング・ストリートの爲政家のみならずイギリス國民の對佛感情は惡化した。イギリスのみならずイタリヤの對佛感情も險惡化した。蓋しルールは優秀な石炭埋藏地であり、既にフランスは世界最大の鐵鑛の一であるアルサス・ロレーンを持つてゐるのであるから、これによつてフランスは世界の經濟に雄飛出來る。イギリスがフランスを警戒したのも尤もである。いはゞ、フランスはヴェルサイユ條約違反を敢てして英・伊を踏みつけにしたのである。斯樣に、對佛警戒心がヨーロッパ全土に漲ぎり、イギリスは寧ろドイツに好意を寄せてゐた國際環境を、ドイツは利用すべきであつたと、ヒトラーは若き頃『マイン・カムプ』で痛惜してゐる。

固より、さう簡單にヒトラーの注文通りには行かなかつたではあらうが、イギリスが、ヨーロッパに覇權（ヘゲモニー）を握る國家の出現を許さない傳統的外交政策から、フランスのこの擧に眉をひそめてゐる機微を巧みに捉へて、ドイツの再軍備を行へといふヒトラーの主張は流石に政治家としての彼の見

識を示すものであり、今後の彼の外交政策を見る上にも非常な參考となるものである。

兎まれ、ヒトラーは巧みに機會を捉へてドイツ再軍備に公然と着手することゝなつた。軍備なき外交はナンセンスだといふのは、彼の根本主張である。斯くてドイツは名譽と自由を奪還したのである。ドイツ國民の喜悦想ふべしである。再軍備の最大の功勞者ゲーリングは一九三五年の黨大會當日こう云つてゐる。

『名譽と自由とは國民生活の基底である。』この自明の原理を、國民社會主義運動は、その鬪爭の十四年間、絶えず心魂に銘じて來た。アドルフ・ヒトラーは、われらの祖國が、屈辱的無力の深淵に困憊してゐたとき、また「ドイツ」政府が、ドイツの最後の武器をも敵に交附するといふ、罪惡ともいふべき臆病さを承諾させられたとき、この言葉を、彼のドイツを的とした鬪爭の內容として揭げたのである。

當時總統が、ドイツ解放に着手し始めたときには、最も大膽な者でも、屈辱的崩壞、不名譽と無防備、ヴェルサイユ條約の後の十五年に於て既に、ドイツが再起するであらうとは信じなかつた。最初のうちは、國民社會主義革命の勃發後二年にして既に、ドイツの自由が原狀に復し、それと同時に、ドイツ民族の名譽の楯が、最後の汚點を洗ひ落される、といふことは全く奇蹟のやうに思はれた。

われらすべてが、この歷史的な出來事に參與してゐるのである。ドイツの凡ての男子は今日再び、國民の武裝に於て、名譽を護るべき事態に置かれてゐる。ドイツ民族の軍隊は總統と彼の運動によつて創られて嚴然として存在し、國內的頽廢と國外的壓迫とに對する、長年月の、無氣力な戰ひに於ける、ドイツ男子の犧牲的役割を果すべく立ち上つた。そしてこの鬪爭は完全な勝利に歸した。われらは、この新しく興つた防禦力

を誇りつゝ、ハーケンクロイツの勝利のもとに於てのみあらゆるものが確保されるといふことを斷じて忘れてはならない。新しき大隊も、聯隊も、船艦も、飛行機も、アドルフ・ヒトラーの褐色シャツを着けた突擊隊の勝利なかりせば、一つとして生起し得なかつたであらう。（中略）

青年の夢、全國民の希望は充たされた。あらゆるドイツ人は、再び、誇らかに、武器を身に着けた。彼は安らかな心を以て武裝し、そのとき、靜穩なる勞働によつて、民族と國家に奉仕することよりも、更に偉大なる、更に美しいものは何物も存在しないといふことを知るのである。しかしまた、彼は自らなる熱意を以て常に民族と故國を守らうと思ひ立ち、武器を身につけるのである。

ドイツは再び自由である。ドイツのあらゆる男子は、祖國と女と子供を凡ての侵害から護るべき立場にある民族對民族としては、ドイツは、空・陸・水に於て、再び同權となつた。われらの總統、アドルフ・ヒトラーは、ドイツが、無慘にも、不名譽にも、奴隷的民族の運命を蒙らねばならなかつたときに、われらを護つてくれたのである。

榮しき誇りを以て、ドイツ民族に屬する人は誰でも、自から云ひ聞かせてよい。自分は、偉大なる目的達成のために寄與し得たのであると。

歐米の言論界は、このドイツの行動に對して激昂の叫びを以て答へた。英・佛・伊三國は抗議文を手交し、またフランスは更に三月二十日附公文を通じて國際聯盟理事會を招集するに至つた。同時に此三國は四月十一日のストレーザ會議をもつて善後處置を講ずることになつた。（後出第四章第二節二五〇頁以下）（次頁註）

（註）「獨逸はヴェルサイユ平和條約に署名するの已むなきに至つたとき、聯盟國が自ら負つた義務を履行せしめる權利――聯合國が負つた義務は十分なものではなかつた――を得たのであつた。獨逸はその權利を國際聯盟加入とは全然別箇に獲得したのである。この權利は聯盟加入前より彼に屬し、又脫退後も屬してゐたものである。

聯合國は軍縮の義務を履行せず、一九二〇年一月十日ヴエルサイユ條約發效より一九三五年に至る十五年間、彼等は常に新しく口實を設けて之を拒否しつゞけ、獨逸は之に警告を發し再三再四彼等と交渉を遂げたのであるが、彼等聯合國が國際聯盟規約第八條及びヴエルサイユ條約第五編前文の二個の約言を果す意志のないことを、十五年の歲月を空しく待望した獨逸が確認するに至つたからと云つて、又これから結論を下して徒々彼等に强要された制限から獨逸が解放されたといつて、何も獨逸に非難を浴びせることはできたものではなし、またさうしてはならぬのである。」（ローリンタホーフエン『獨逸外交政策』小松徹男譯五九頁）

第四章　新秩序一歩前進・舊秩序一歩後退

外交時代

第一節　日本のワシントン海軍軍備制限條約廢棄

ドイツの再軍備宣言と共に銘記しなければならないのは、之に先だつ日本のワシントン海軍軍備制限條約の廢棄である。一九三四年十二月二十九日、日本は齊藤駐米大使を米國務省にハル國務長官を訪はしめ廢棄の通告をなさしめた。該條約は一九三六年十二月三十一日まで效力を有するものであるから、その廢棄によつて一九三七年から自由建艦時代に入ることゝなつた。日本としては廣田外相の聲明の如く『劣等比率を以て律せらるゝことは國民の自尊心を傷くるもの』で、この點ドイツの再軍備宣言と感情を同じくするものである。右の外、日本はその大陸國策を展開する當りて支那等の第三國に對し、英米五・日三といふ二等國的烙印を捺されてゐることが、その對日輕悔心を助長し、英米依存心を培養するものとして、國策遂行上妨碍となることに鑑みたのである。

この時までに日本は既に、大陸經營の第一段階となつた滿洲事變を完遂し、名實共に東亞の安定勢力としての重責を背負つてゐた。また滿洲事變に際し米・英は何等實質的な妨害を爲し能はなかつた。以上の二つの事實はまた、日本をしてワシントン軍備制限條約の廢棄を決意せしめたことに積極的に寄與したことは否めない。

また同年（一九三四年）十月ロンドンで開かれた海軍々縮豫備會商には海軍少將山本五十六が出席したが、日・米・英三國の意見は對立して、妥協の見込はなくなつてゐた。（後出）

兎まれ、國際聯盟脫退といひ、軍備制退撤廢といひ、ドイツは有意識的にか、無意識的にか、日

本の先縦を追ひつゝあるのは、決して單なる偶然・暗合としてのみ片付け得らるべきではない。

第二節　ドイツの國際的孤立（ストレーザ・フロント）

ドイツが再軍備の宣言を行なふや、英・佛・伊は相次いで之に抗議するとゝもに、フランスは國際聯盟に提訴した。次で二十四日の英・佛・伊政府首腦者のパリ會談、二五、六日の英・獨政府當局者のベルリン會談、二八——三十日の英・蘇政府當局者のモスクワ會談、四月二十三日の英・波政府當局者のワルシャウ會談等、織るが如き對獨外交戰が展開されたが、その渦心をなしたものはストレーザ會議であり、こゝに對獨スレーザ・フロントが結成されたのである。即ちイギリス首相マクドナルド・外相サイモン、フランス首相フランダン・外相ラヴァール、イタリヤ首相ムソリーニは四月十一日から十四日までイタリヤのストレーザに會して、東方ロカルノ條約に就て協議を遂げること、オーストリアの獨立が脅威される場合は直ちに協議すること、ドイツの條約違反に對する抗議につき國際聯盟會議に於て採る可き共同行動の件等を約した。次いで同月十七日の聯盟理事會に於て、ドイツの行動は條約違反であると決議した。この決議は、出發點に於てフランスの見解が認められ、如何なる列强もその條約相手國の諒解を遂げることなくしては條約義務を免れることを許されないことが國際法の主要な原則であることを强調したものである。即ち三月十六日のドイツ國防法公布は、それに矛盾したもので、ヨーロッパの安全を脅威するものであるといふのである。これにはポーランドもまた參加した。即ちかの獨・波不侵略條約もドイツの孤立を救ふ役目は果し得なかつた。元來ヴェルサイユ體制によつて日の目を見たポーランドは、本質的に現狀維持陣營の一翼であつたのである。ヒトラーは右に對し一ケ月後の五月二十一日の國會に於ける演說に於て國際情勢調整に關する提案十三ケ條を以て答へてゐる。（別項）

が、ドイツの國際的孤立は、此時に始つたのではない。之に先だつてソ聯邦は獨・波不侵略條約の脅威を和げるため一九三四年三月バルチック諸邦不侵略の締結をドイツに向つて提議したが、ドイツが一蹴したゝめ、一九三二年十一月二十九日の蘇・佛不侵略條約（註）を更に强化するためフランスに接近しつゝあつた。

（註）「不侵略條約の締結は戰爭防止といふよりも他の或る種の政治的目的に資せんとするものであることは明瞭であつた。これは佛蘭西の條約政策の本質から見ても佛ソ條約が一方に於て東部及び南部歐羅巴の佛蘭西同盟と同じ條約をモスコーが締結するために橋渡しを形成せんとするものであり、同時に地方に於ては世界大戰前の關係を復活せんとする目的を有してゐたことは既定の事實であつた。」（ローリンクホーフェン『獨逸外交政策』小松敏男譯三一頁）

（註）「政治的緊迫の瞬間に於て侵略行爲が早竟何れの側より生じたかを決定することは永久に困難であり、否、全く不可能である。これは歴史的經驗に依つて幾度となく示された所で、かくて相互援助條約の右の規定によつて國際聯盟の貢獻すべき戰爭防止の全組織は空洞化し、無價値に墮した。同時にまた佛獨西とソ聯が署名したケロッグ條約も無視された譯であり、なるほど右の條約は被侵略國に對し自己防衞を認めたのは勿論であるが、しかし條約國の戰爭參加はこれを許容しなかつたのである。當時國際聯盟にたゞ形式的に屬してゐたに過ぎなかつた獨逸は、この聯盟規約違反には何等觸れる所はなく、又ケロッグ條約維持のためにも責任を感ずる必要はなかつた。獨逸に取つて決定的なのは相互援助條約が一九二五年十月十六日のロカルノ諸條約特に所謂ライン保障條約に重大な矛盾を來たすといふ事實であつた。」（ローリンクホーフェン『獨逸外交政策』小松敏男譯七八頁）

フランスもまた、ドイツの進出を外交的に封殺するため、ソ聯邦との接近策をはかり、一九三四年二月外相となつたバルトゥーは、對獨包圍網再建に渾身の力を注いで（二一五、六頁參照）ソ聯邦を結び、二月には更にイギリスとの間に防空援助協定を締結したのであつた。斯くしてストレーザ會誘ひ、その年の九月國際聯盟に加入せしめ、また英・伊・佛の接近を計つたが、業半ばにしてマルセイユに非業の死を遂げた。後任外相ラヴァルは、その志を繼いで翌年一月イタリヤとローマ協定を談の地均らしは既に出來てゐたのであつた。

更にドイツの爆彈宣言の直接の結果として、佛外相ラヴァルはモスクワにスターリンと會見し、

同年五月二日ソ聯邦とフランスとの間に相互援助條約が結ばれ（註）、同時にソ聯邦とチェッコ・スロヴァキアとの間にも同樣の條約が結ばれた。何れもフランスの對獨包圍外交政策の現れと見られるもので、こゝにドイツは國際的孤立の苦境に直面せざるを得なくなつた。

ヒトラーの歐洲情勢調整十三ケ條の宣言（一九三五年五月二十一日國會演說の一節）は左の通りで、

ドイツ側の立場からの合理的出發點ではあるが、聯盟はその決議の手前之を容れることは到底出來なかつたが、現實主義のイギリスは、その中から妥協點を拾ひ出して獨・英海軍協定を締結したのであつた。しかし、この聯盟對ドイツの正面對抗も、時恰かもエチオピアの風雲急を告げて、聯盟はその方に氣をとられることゝなつて、さしづめ何等の變事も起さなかつた。

（前略）以上の一般的考案から現在の事情の詳細な點檢に移り、こゝに余は、ドイツ政府の地位が次の如きものであることを宣言する。

一、ドイツ政府は四月十七日のジュネーヴ決議を拒否する。ヴェルサイユ條約を一方的に破つたものはドイツではなかつたのだ。ヴェルサイユ條約はドイツに軍備制限を押しつけながら、自分自身はそれぞれの條約の名において遵奉すべき軍備縮少の實行を決行し得なかつた列强こそが、一方的にこれを破棄し、現下の事態に對してこれを無效ならしめた當事者達なのだ。

ジュネーヴにおいて重ねて行はれた差別待遇の結果、ドイツ政府は、國際聯盟の加入國全體に眞實の平等權を與へる條件が確立されるまで、この聯盟に復歸することは不可能である。この目的からいつて、ドイツ政

府は諸國家を戰勝國と戰敗國とに分類することに基くヴエルサイユ條約と、加盟各國の平等評價と平等權との根抵の上に築かれるべき國際聯盟とを、判然と區別することを必要と考へる。

この平等權は國際生活における一切の機能、一切の所有權にまで擴大されなくてはならない。

二、他國が軍備制限の義務を怠つた結果、それに照應してドイツ政府は、ヴエルサイユ條約がその精神に反してドイツに課した一方的負擔のために無制限の期間に亘つてドイツに不利な差別待遇を結果するに至つた條文を破棄した。ドイツ政府はこの際、かゝる行動がドイツ國民に不利な精神的、物質的差別待遇を包含し且つ既に通告濟みである諸要點にのみ關するものである、といふことを極めて嚴肅に聲明する。それ故ドイツ政府は、他の觀點における國家相互關係、例へば領土問題などに關する條項は無條件に尊重するのである また時の經過と共に必要となる修正は平和な了解といふ方法によつてのみ效力を發生するに至るであらう。

三、ドイツ政府は實行不可能と思はれる條約には決して調印しない考へであるが、ドイツ政府自身が關知しないうちに決定された條約でも、自發的に調印されたものと主張するだけの讓譲を心掛けてゐる。ドイツ政府は、特に、他國側が該條約に忠實ならうとする限り、ロカルノ條約から發生する一切の義務を果す意志を有する。非武裝地帶に關しては、ドイツ政府は自己の行動をヨーロッパの平和工作に對する主權國家としての前代未聞の犧牲的、貢獻を考へる。しかし他國側が絕へずその兵力を增大せしめることは、ドイツ政府のかゝる努力に對する返禮とはどうしても受け取れないといふことを指摘せざるを得ないのである。

四、ドイツ政府はいつでも、ヨーロッパ自衞のための平和に向つて集團的協力組織に加はる用意がある。しかし條約の修正の途を殘すことによつて不斷の進化の法則を承認することが必要であると考へる。

五、ドイツ政府は、ヨーロッパ諸國の協力を再建することが一方的に條件を强制するといふ方法によつては成功しないといふ意見を有してゐる。各自各樣の利害は必ずしも一致しないといふ事實を知るが故に、ドイツ政府は、最大量を要求することによつてこの協力作業を絕對的に挫折せしめるよりも、寧ろ最小量に滿足する方が正當であると信ずるものである。更にまたドイツ政府は遠大な目的を內藏するかゝる了解はたゞ一歩々々實現されるにすぎないと確信する。

六、ドイツ政府は、原則としては、隣國と不略侵條約を締結し、戰爭挑發者を孤立せしめ、戰爭地域を局限する一切の準備によつて、その條約を補足する用意がある。殊にドイツ政府は、加盟諸國がすべてかゝる義務を承認し尊重する場合には平時にも戰時にも資材と武器の供給に關する一切の附帶義務を承認する用意がある。

七、ドイツ政府は、ロカルノ條約を補足するに空軍協定を以てし、該事項に關する討議に入る用意がある。

八、ドイツ政府は、新ドイツ國防軍の擴張の範圍を公表した。いかなる事情の下にもこの範圍を越える意思は持たない。ドイツ政府は、空・陸・海軍におけるその計畫の實現が何等かの國民に對する脅威となるとは考へない。ドイツ政府は、何時にても他の列强が採用したゞけの範圍にその兵力を制限する用意がある。

ドイツ政府は、既に自發的に自己の意圖の明白な制限を公表し、それによつて無制限の軍備競爭を避けんとする善意を有する證據を最もよく明らかにした。西ヨーロッパの各列强と歩調を合はせてドイツ空軍を制限するとすれば、ドイツが他國と共に服從する義務を有たんとする最大限量を決定することはいつでも可能である。海軍の制限はイギリス海軍の三五パーセントとなつてゐる。これはフランス海軍の總トン數に比してなほ一五パーセント低いものである。各種新聞の解說には、ドイツのこの要求は第一歩に過ぎず今後增大するであらう。特に植民地について然りであらう、といふ意見が見られるが、しかしドイツはこゝに、ドイツにとつてはこの要求が最後の永久的要求であるといふ確約を與へよう。

ドイツは今さら新しく建艦競爭に加はる意圖も、必要も、その力も持たない。ドイツ政府は海上における英帝國に對する支配的防衞が壓倒的死活の重大性を有し、從つてまたその當然の權利を有することを認める。蓋しそれは、我々が大陸において生存と自由とを防衞するために必要な一切の行動に出る決心をしたのと全く軌を一にするからである。ドイツ政府は、獨・英兩國間に史上唯一回しかなかつた鬪爭を決して反覆しないために、イギリス國民、並びにイギリス國家との間に友誼關係を見出し且つ維持せんとするひたすらなる意圖を有するものである。

九、ドイツ政府は、無制限な軍備に對して實質的に制限を加へるに足る一切の努力に積極的に參加する用意がある。ドイツ政府は、これに成功する唯一可能な方途が往時のジュネーヴ赤十字協定の觀念によることであると考へる。ドイツ政府は、最初の內は今日なほ效力を存するジュネーヴ赤十字協定に根本的に背反する武器と戰爭方法とをたゞ漸次に禁止し、不法の刻印を押す可能性しかないと信じる。

ドイツ政府は、爆撃を許しておきながら飛行機を片づけんとする觀念は誤謬であり、無效力であると考へるしかし或る一定の武器の使用が國際法規に反するとなすこと、またかゝる武器を使用する國家を人類社會から除外し、その權利と法律の保護とを剝奪することは、可能なことであると考へるものである。

こゝでもまたドイツ政府は漸進的な進歩のみが成功への最上の途であることを信じる。例へば實際の戰鬪地區以外にガス、燒夷彈、爆彈等を投下することを禁止することが考へられる。次にこの制限を、一切の爆撃を完全に國際的に不法化する段階にまで及ぼすことが出來るであらう。しかし爆撃が更に角、許されてゐる間は、いかに爆撃機の數を制限しても、これを迅速に補給出來る限り實質上の制限は疑問である。爆撃が徹頭徹尾不法な野蠻行爲であると刻印を押されることになれば、爆撃機の製造は忽ち無用無目的なものとして

廢されるであらう。もしジュネーヴ赤十字協定によつて、無抵抗な負傷者と俘虜とを殺すのを實際に防ぎ得たとするならば、これと同樣の協定を以て、右と同樣に無抵抗な一般市民を爆撃することを禁止し、また終局的にその跡を絕つことは同樣に可能な筈である。問題を以上の如く基本的に取扱ふことが、一切の援助條約や軍事協定よりも遙か有力な諸國家間の保證であり、安全であるとドイツは考へる。

十、ドイツ政府は、特に侵略に適する重量武器の禁止へ導く一切の制限に同意する用意がある。第一に重砲であり、第二に重戰車である。フランス國境における亙大な陣地構築を見るにつけても、攻撃用の重量武器を國際的に禁止すれば、事實、フランスは百パーセントの安全を獲得するであらう。

十一、ドイツ政府は、火砲、戰艦、巡洋艦、水雷艇の一切の口徑を制限するあらゆる協定に同意する用意がある旨を聲明する。同樣にドイツ政府は、軍艦の大きさを國際的に制限するに同意する用意がある。最後にドイツ政府は、潛水艦のトン數制限または潛水艦の全廢に對し國際的に承認が行はれるならば同意を與へる用意がある。更にまたドイツ政府は相互平等な期間に何らかの武器を國際的に制限または禁止することに同意する意思を有する旨を保證するものである。

十二、ドイツ政府は、耳を通じ字を通じ、また劇や映畫を介して諸國民の輿論が無責任分子のために茶毒されるのを適切に防衞する手段が講ぜられるまでは、若干國間の緊張せる關係を國際的乃至相互的用意によつて緩和せんとする一切の試みは無效であると考へる。

十三、ドイツ政府は何時にても、他國の內政に國外から干渉せんとする一切の企圖を有效に阻止する國際協定に達せんとする用意がある。しかし、かゝる協定は國際的に有效であり且つ一切の國家にとつて有利に作用するといふことが必要である。政府が國民の總意の上に建てられてゐない國は、國內の動亂を往々にして

國外からの干渉の結果であるとなす危險があるから、干渉といふ概念を國際的に正確に定義しておく必要があると思はれる。

第三節　獨・英海軍協定

この國際的孤立を打開するためヒトラーは對英協調の手を差しのべた。イギリスはその傳統的大陸政策として大陸に覇權を掌握する國家の出現を阻止して來た。だから大戰後フランスが餘りに強大となるや、却てドイツに好意を寄せドイツの或程度までの復興を援助して來たのであつた。ヒトラーもまたその持論として、ドイツの東方進出を以て外交の大本としてゐるから、背後を安全にするためにもイギリスと結ぶことを念とし、出來得べくんば獨・伊・英の三國同盟を現出せしめんと計畫してゐた。が、ムソリーニはヒトラーの差しのべた手をまだ握らない、蓋し當時ムソリーニはまだヒトラーの肚裏とナチス・ドイツの將來に全幅の信を置くまでに至つてゐなかつた。そこでヒトラーは先づ對英協調を計つたのであるが、恰も再軍備宣言直後三月二十四——六日ベルリンを訪れたサイモン英外相及イーデンに對し縷々ドイツの立場を說明し、兩人共にドイツが既に國防自主權を回復した以上は、ドイツ海軍力に關する條約も有名無實となつたから、獨・英間に海軍力比率決定交涉を行ふ意向を抱いたのであつた。而してドイツは更にリッベントロップをしてロンドンに於て具體的に協議に入らしめた。

斯くて一方ヒトラーは、前述の演說に於て、各國と不侵略條約締結の用意ある旨の協調的態度を明らかにし、その第八項に於て對英三割五分の海軍力を要求したのである。イギリスは之に應じ、一九三五年六月十八日、サミュエル・ホーア卿とリッベントロップ獨大使との間に獨・英海軍協定が締結された。

獨・英海軍協定の主內容は、獨海軍の實勢力を全英帝國海軍力に對して三五パーセントとなし、これは他國の建艦によつて影響せられざるものとした。但し之により海軍々備の一般的均衡が破壞せられたるときは、ドイツ政府は斯くして發生したる新事態を檢討するやうイギリス政府に要請するの權利を保留することゝした。同時にドイツ政府は各艦種に於ける最大噸數及び最大口徑を定め、艦種別に分類し、かつ各國に許容せらるべき噸數割當方式を原則的に承認し、またドイツは潛水艦に關しては總噸數が對英三五パーセントの比率を超過せざる限り、全英聯邦の保有する潛水艦噸數と均等の噸數を保有する權利を有するものとした。尤もドイツは豫め友好的討議に附してのみ右の權利を行使し、それまでは對英四五パーセントの潛水艦噸數に滿足すべしといふのである。

これはドイツとしては大成功であつた。ドイツはこの協定によつて、その海軍再軍備は世界の承認するところとなり、且つ毫もドイツ海軍々備自主權を毀損せられることなく、その上實質的に海

軍力を增強せしめることが出來る。卽ち對英三割五分の海軍力は約四十二萬噸に當り、ヴェルサイユ條約の規定の四倍に當るものである。フランス、イタリヤはイギリスの豹變を難じたが、老獪なイギリスは、斯うやつてドイツを慰撫して置いて、一方では東歐ロカルノ條約の締結を慫慂してドイツの現狀打破意慾・東進政策を押へにかゝつたのである。卽ち獨・英の間は一時の和協を見たとはいへ、それには限界がある。その限界とは、イギリス側から云へばドイツがフランスを壓倒するほど强大にならないことである。換言すればヨーロッパに覇權を揮はない限度に於てゞある。ドイツ側からいへばイギリスがドイツの東進政策の背後を安全にして呉れる限りに於てゞある。別言すればソ聯邦とイギリスとがお互に背なかを向け合つてゐる限りに於てゞある。

然し、斯様な限界は餘りにも早く破られざるを得ない運命にあつた。別して、ソ聯邦の國際聯盟加入が、ドイツの脫退と入れ替つて英・佛の斡旋によつて實現されてからは、さういふ情勢は獨・英の妥協に拘らず他方に於て進行してゐたのであつた。

ところが、こゝに凡有る角度から見ても當然ドイツと結盟さるべき新興國がある。それはイタリヤであつた。當時、イタリヤは未だドイツを或意味では問題にしてゐなかつた。それは獨・墺問題に對するムソリーニの態度にも現れてゐた。その諒解を得るためにヒトラーはムソリーニの支持を乞はんとして一九三三年六月ゲーリングをしてローマを訪問せしめ、翌三四年六月にはヒトラー自らヴェニスを訪問してムソリーニと會談したが、その結果は大した効果を齎らさなかつた。

が、ヒトラーは辛棒强く機會を待つた。彼がムソリーニに如何に傾倒してゐたかは、ナチス出現以前のドイツ政治家のだらしのなさとマルキシズムの流した害毒とを痛罵して『マイン・カムプ』の中に「此時に當つてアルプスの南に祖國の爲めに奮鬪する一偉人があつた。それはムソリーニである。余は彼の仕事を見る毎に感嘆の聲を發せざるを得なかつた。彼の偉大なる所以はインターナショナリズムを避けて、國民の心に祖國愛を呼び起したことである。マルキシストと妥協せずして飽く迄之と戰つたことである。ムソリーニを巨人とすれば、ドイツのデモ政治家は一寸法師だ。その一寸法師どもが大きなことを言つてゐるのを聞くと胸が悪くなる。ドイツにも嘗てはビスマルクといふ偉人が居たのに、今日の有樣は何事だ」と云つてゐるのでも判る。

彼は、このムソリーニとの握手の機會を待つてゐた。その機會は意外にも早く訪れた。それはイタリヤのエチオピア遠征によつて、伊・英間の妥協時代は遂に終焉を告げ、イタリヤの現狀打破的立場は英・佛と相容れず、却てドイツとピツタリすることが大映しにされて來たことである。

第三章　イタリヤの世界舊秩序への鬪爭

全體主義國家なる獨・伊二國の將來について、狂氣じみたと言ふべきか、または馬鹿々々しいと言ふべきか、何とも名狀し難き希望を抱いてゐる輩どもは、獨・伊兩國ともに嶮嚴極まりなき試錬に依つて鍛ひ上げられてゐることを忘れてゐる。卽ちイタリヤにとつては、戰勝に輝くアフリカ遠征に依り、また五十二ケ國より成る國際聯盟の封鎖に依る。一方ドイツにとつては、ヴェルサイユ條約の殆んど完全なる廢棄に依る――その最高點は遂にライン地帶の奪還に了つた。此等の試錬に打勝つた獨・伊の二體制こそは、國民の水も漏らさぬ團結ある心からの支持を基礎としてゐる自己の力と自己の發剌たる生命力とを示したのである。しかもその形成や程度は、自稱"大デモクラシー"の彼等諸國家には、全然測り知られざるものである。（一九三七年十月六日『ポポロ・デ・イタリヤ紙』所載ムソリーニの論文の一節）

第一節　ファッショ・イタリヤとヴェルサイユ體制

イタリヤもまたヴェルサイユ體制に無限の不滿をもつてゐる。ムソリーニの言を以てすれば『一九一五年、イタリヤが戰火の中に飛び込んで、聯合國と運命を共にした時、嗚呼いかに吾人の勇武を禮讃した事よ！　然るにイタリヤが六十七萬の戰死者と、四十萬の廢兵と、百萬の戰傷者との絕大の犧牲を捧げて克ち得たる協同の勝利の後、強慾なる平和の女神のテーブルでは、イタリヤの分け前には、豐富なる植民地の獲物のうち、見窄らしいかけらの屑しか與へられなかつた。』のである。イタリヤ國民の失望は察するに餘りある。實に戰後のイタリヤには、戰勝國であるにも拘らず、暗澹たる黑雲がその全土に蔽つてゐた。凱旋の聯隊旗は誰からも挨拶されることもなく、こそこそと原隊へ歸つて行つた。

オルランド、ニツチ等の治政は徒らに國民を虛脫にし、社會主義の助長に資したのみであつた。これに加へて甚だしい財政の窮乏、これに乘じた社會黨の跳梁はイタリヤを赤化し、戰勝國イタリヤを戰敗國同樣の前途暗澹たる境涯に陷らしめた。なかでも最も悲慘を極めたのは戰線から凱旋した兵士である。彼等は何のために戰つたか譯が分らなくなつた。その一人に軍曹ムソリーニがゐた。ボポロ・ディタリア紙主筆のペンを拋つて劍を把つて戰線に立つた彼は、戰傷癒へて故國に歸り、この現狀を見て慨然として社會主義全盛の眞只中にファッショ運動を組織した。赤色革命と血みどろの戰ひを戰ひ拔き、遂に一九二二年十月三十日黑シャツ・ファッシストの健兒を率ゐて羅馬に入り、大命を受けて內閣を組織した。

それからの首相ムソリーニは渾身の力を傾けて新しきイタリヤの建設に邁進した。新しきイタリ

ヤの對外政策の目標は、一言でいへば、地中海帝國の建設である。それはまた古へのローマ帝國の再建であるともいへよう。

第二節　エチオピア戰爭の思想的背景（ムソリーニの人口政策とヒトラーの人口政策）

イタリヤのエチオピア遠征を理解するためには、イタリヤの人口政策と國内資源とを睨み合せる必要がある。これは米・英・佛の『持てる國』の現狀維持意識からは到底理解出來ない惱みである。逆にそれは、イタリヤと惱みを共通にする日・獨にとつては、理解せざらんと欲するも理解し、また共鳴せざるを得ないものである。

イタリヤは全半島と周圍の島嶼を合せても面積四十萬平方粁にも滿たない、しかもそのうち五〇パーセントは山岳地帶である。殘りの五〇パーセントのうち二五パーセントは緩やかな丘陵から成り、こゝは土地の高低起伏灌漑の不便から生ずる障碍を征服すれば、農耕も不可能ではない。あと二五パーセントは平野であつて農業機械も利用し得られる。こゝに四千五百萬の人口を收容してゐるのである。イタリヤ統一の成つた六十年前には三千萬の人口であつた。

國内資源の貧弱なイタリヤは、增加人口のはけ口を海外移民に求めてゐた。それは極めて安易なる方法である。腕利きの移民募集人、曖昧な移民宿屋業者どもが、職にあぶれ、土地を失つた同胞を騙り立てゝ、南・北アメリカ行のボロ船に乘込せる。北ではヴェニス、南ではナポリ、プリエ、カラブリア、シチリア人達が群をなして渡航した。『アメリカは廣いし、イタリヤは狹い。行かうアルゼンチンに、働きに……』と謳ひながら飄然とずた袋を肩にして故國を去るイタリヤの若者が、多いときには年に七十萬人もあつたことが、一八七〇年イタリヤ統一の時以來幾たびかあつた。精密な統計によると、この一八七〇年から此の時までに、イタリヤは二千八百萬の人口を失つたことになるといふ。ムソリーニの表現に從へば、それだけの血がイタリヤといふ母體から流出したのである。四千五百萬の人口に加ふるに二千八百萬を以てする七千三百萬の人口を若し擁してゐたら、如何にイタリヤは强大になつてゐたらうとファッショ・イタリヤは嘆くのである。

ファッショ以前のイタリヤ政治家は、國土の貧窮によつて緩和し得ると、愚かにも考へてゐた。

ところが、イタリヤは年とゝもに衰へるばかりであつた。その苦である、海外移民はイタリヤの最も若い、最も勇敢な血を海外へ流してゐたのであつたから。移民こそは、イタリヤを百餘年の間

徐々に貧血にして行つた吸血鬼だつたのである。ヨーロッパに、またアフリカに、イタリヤが勢力範圍として當然要求し得べき地域も、人口稀薄の故に他の國に横取りされて了つたのだとファッショ・イタリヤは云ふ。しかもアメリカ大陸の如きは、さんざんイタリヤ移民を利用した揚句、一定の時期に達すると、忽ちこれらの移民に對して門戸を閉鎖して了つたのである。

そこでムソリーニはイタリヤ國民に、斷乎として國土に踏み止まれと命じた。國民の智能を極度に總動員し、近代科學工業を驅使して、豐かな生活を、己が國土の上に建設せよと命令した。己が國旗の下に、祖先墳墓の土に同胞として生きる喜びに浸れといふのであつた。人口こそ國力の根柢である。生めよ、植やせよとムソリーニは叫んだ。マルサスの反對を行けといふのである。

マルサスは人口增加による人類生活の困難に對處する最上策として、自然を自然自身に背いて抑制すること、換言すれば、人類の繁殖を阻止することを考へ出した。マルサスによれば、生命に法律を課するものは物質である。人間が物質を支配するのでなくして、物質が人間を支配するのである。百人で分配するより十人で分配する方が有利だから、人間の數を減らさういふ結論に達するとファッシズムでは云ふのである。アングロ・サクソンが考へ出した、この生活原理は、イタリヤ民族の本能に反する。しかし、增加する人口を如何ともするなし……そこで海外移民に緩和策を求めた。已むを得ざる策ではあつたらうが、それは民族の貧血と老衰を齎らす悲劇である。マルサス主義が集團的自殺なら、海外移民は民族の涯しなき無言の悲劇であるとファッショ・イタリヤは云ふのである。イタリヤのこの惱みは、世界中を探して、日本とドイツとのみが理解し得る惱みであるヒトラーもまたムソリーニと符節を合した言を吐いてゐる。卽ちヒトラーに依れば（『マイン・カムプ』）ドイツは每年九十萬人づゝの人口增加を示してゐる。而して將來益々增加の傾向にある。從て豫め之を養つて行く方法が講じられなければ、ドイツ國民の生活は窮乏の淵に沈むの他はない。これに處する生き方に四つある。

一、フランス流に產兒を制限して人口の過剩を防ぐこと。
二、國內開發によつて土地の生產力を高めること。
三、外に領土を擴張し、國民の食ふものを國の內で造ること。
四、所謂商工政策本位の國策を採つて外國市場を開拓し、それから生ずる賣上金で食つて行くこと。

第一は人爲的に人類を淘汰せんとするものであるが、人類がこの地上に生を受くるに當つては既に自然界の峻嚴な自然淘汰を受けて來てゐる。この自然界の產兒制限は生れた子供のうちに生存に堪へない者を死亡させるのであるから、生れて來ることには制限をつけない。だからこの淘汰に打

ち勝つて生殘るものは缺乏と困難を克服した優秀なものばかりとなり民族生存力はこれによつて益強固となるばかりである。自然淘汰はかくして人口の過剰を制限するとゝもに、民族の質を却つて良くするに反して、人爲淘汰である産兒制限は、民族の質を劣弱化せしめるのみである。産兒制限は、始めから生れることを制限し、生れたものはあらゆる手段を盡して生かさうとするから、生存するものは自然淘汰によるものゝやうに强健ではない。自然淘汰は生存競爭を本とし、優勝劣敗の法則に依つて人口を制限するから、殘るものは優者であり、この優者が更に優者を生むのである から民族の强盛を來すが、人爲の産兒制限は優勝劣敗の原則に反し、弱いもの、劣れるものが保存されそれがまた弱いもの、劣れるものを生んで保存して、民族は益々劣弱化する。だから産兒制限を行ふ民族は、結局に於て、産兒制限を行はないで自然淘汰に任かせる强い民族に驅逐され、この地上から跡を絕つに至るであらう。蓋し、强き民族の生きんとする强き意志は、凡有る人爲の鐵鎖を破壞して、驥足を伸べんとするが故である。だから、産兒制限などを奬勵しては、ドイツ民族の將來を奪ふことになるといふのである。

第二の國內開發は、土地の生産力は或る程度まで開發によつて高めることが出來るから、其程度までは增加して行く人口を養つて行くことが出來る。然しこれには限度がある。しかも土地には收穫遞減の法則が作用するのであるからなほ更である。斯くて國土が增加する人口を支へきれなくなると、必然的に第一の方法である人口制限を行はざるを得なくなる。その時になつて一番早く制限をしなければならなくなる國民は、自分の力で必要な土地を獲得する能力のない弱い民族である。强い民族はみづから、耕す土地を擴げ得るから同じ制限をするにしても餘裕がある。現に地球上には今なほ豐饒な土地が放置されて、來りて開發するのを待つてゐる。これらの土地に擴がつて行けば、なほ永く民族の生存を主張して行くことが出來る。蓋し、土地には定主がない。之を耕するものがその土地の主人であるべきである。自然は斯くして政治的國境なるものを知らない、天は生物を地上に降し、之をして自由に競爭せしめ、優者をして地球を支配せしめるのである。

一他日この世界が民族の數によつて動かされる時代が來るならば、たとへ優秀な文化を有つてゐても、國內にとぢ籠つてゐる民族よりも、逞しく土地を獲得し、あつかましくても數を殖やした民族が世界を支配するに決つてゐる。世界は人類闘爭の舞臺であつて、今後も一層劇しい生存競爭の戰ひが行はれるのだから、この地上にあつて賴みとするところは民族保存の本能である。

また領土廣からざれば國の守りが固くない。小さな國は容易く押つぶされて了ふが、廣い大きな國は之を征服することが容易でない。卽ち領土の廣大なことは國防の第一條件である。新領土の獲